

会 議 概 要

会議の名称		令和5年度第1回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和5年7月20日（木）9時00分から11時30分まで		
開催場所		つくば市役所 2階 201会議室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	磯山委員、川島委員、古徳委員、中田委員、野中委員、 藤田委員、堀委員		
	事務局	山田次長、沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、宮本主任、 伊藤主任		
	その他	飯野副市長 (審査庁) 法務課：渡邊課長、坂本課長補佐 (処分庁) 公有地利活用推進課：岡野課長、石濱課長補佐、中村係長 (つくば市の情報公開制度全般担当) 総務課：糸賀主査、田中主任、安部主事 (プロポーザル方式の契約に関する担当) 契約検査課：石田課長、坂入課長補佐、塚本係長		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	—
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第14条に規定する審査請求に係る事項について審査会の行う調査審議の手続のため。		
議題		令和5年（2023年）6月19日付け5法第39号諮問案件に関する調査審議		
会	1 任命書の交付			

議	2	開会
次	3	会長の選出
第	4	座長の選出
	5	審議案件 令和5年(2023年)6月19日付け5法第39号諮問案件に関する調査審議
	6	今後の予定
	7	閉会

会 議 概 要

会議の名称		令和5年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和5年8月7日（月）13時30分から16時00分まで		
開催場所		つくば市役所 2階 202会議室		
事務局（担当課）		総務部総務課		
出席者	委員	磯山会長、川島委員、古徳委員、野中委員、藤田委員、堀委員		
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、宮本主任		
	その他	(処分庁) 公有地利活用推進課：岡野課長、石濱課長補佐、中村係長 (つくば市の情報公開制度全般担当) 総務課：田中主任、安部主事 (口頭意見陳述) 審査請求人、補佐人		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数		—		
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第14条に規定する審査請求に係る事項について審査会の行う調査審議の手續のため。		
議題		令和5年（2023年）6月19日付け5法第39号諮問案件に関する調査審議		
会議次第	1	開会		
	2	座長の選出		
	3	審議案件		
		令和5年（2023年）6月19日付け5法第39号諮問案件に関する調査審議		
	4	今後の予定		
	5	閉会		

会 議 録

会議の名称	令和5年度第3回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和5年(2023年)9月27日(水) 開会 10:00 閉会 12:00		
開催場所	つくば市役所 2階 201会議室		
事務局(担当課)	総務部総務課		
出席者	委員	磯山会長、川島委員、中田委員、野中委員、堀委員	
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長	
	その他	(特定個人情報保護評価の制度全般担当) 総務課：高橋係長、糸賀主査、田中主任 (評価書作成担当) 市民税課：高野課長、横田課長補佐、今井係長 (情報セキュリティ関連担当) 情報政策課：三輪係長、杉田主査	
公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由			
議題	(1) 令和5年(2023年)6月19日付け5法第39号諮問案件に関する答申案審議 (2) 個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書の記載事項についての調査審議		
会 議 次 第	1 開会 2 座長の選出 3 答申案審議 令和5年(2023年)6月19日付け5法第39号諮問案件に関する答申案審議 4 特定個人情報保護評価書に関する第三者点検		

	<p>5 今後の予定</p> <p>6 閉会</p>
<p>〈審議内容〉</p> <p>(1) 令和5年(2023年)6月19日付け5法第39号諮問案件に関する答申案 審議</p> <p>つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第14条に規定する審査請求に係る事項について審査会の行う調査審議の手続のため非公開。</p> <p>(2) 個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書の記載事項についての調査審議</p> <p>○座長</p> <p>続いて後半の次第の4、特定個人情報保護評価書に関する第三者点検に移ります。</p> <p>また、これ以降は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する、非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め、公開として進めて参ります。</p> <p>具体的な点検に入る前に、新任の委員もいますので、改めて特定個人情報保護評価制度の概要について、総務課より御説明をお願いいたします。</p> <p>○事務局</p> <p>まず初めに、第三者点検をいただくに当たりまして、評価書の内容等についての御説明、質疑応答のために出席している職員がおりますので、紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(職員紹介)</p> <p>○総務課</p> <p>それでは、特定個人情報保護評価の制度についての説明を総務課の田中から</p>	

させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、特定個人情報保護評価とは、国の行政機関や地方公共団体等が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における、その取扱いについての漏えいや、その他のリスクを分析して、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものとなります。こちらについての詳細は、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針にて定められております。対象人数の総数が 1,000 人以上の事務について評価書を作成し、その公開を行っております。

特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル等、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできるものが、個人番号と紐づけてアクセスできる情報ということを意味しており、これが特定個人情報ファイルとして扱われます。したがって個人番号利用事務において、システムを利用して業務を行っている場合は、特定個人情報ファイルを保有していることとなります。

しかし、特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、以下のものにつきましては、その実施が義務づけられないものとなっております。一つ目は、職員または職員であった者等の人事給与、福利厚生に関する事項、これらを記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務。また、紙ファイル等の手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務。そして、対象人数が 1,000 人未満の事務。これらにつきましては、実施が義務づけられないものとなっております。

市で作成しました特定個人情報保護評価書につきましては、見直しと再実施が義務づけられておりまして、見直しにつきましては少なくとも年に 1 回、また、5 年経過毎に再実施として、一旦すべて作り直しということになっております。

特定個人情報保護評価には 3 段階ございまして、対象人数によってこのように、基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書と、区分が分かれており、

それぞれの条件に応じて作るものとされております。作成されました特定個人情報保護評価書につきましては、国のホームページにて公開され、誰でも検索できるようになります。

つくば市における第三者点検のフローは以下となっております。今回につきましては、全項目評価書の作成となりますので、左側のフローに応じて作成させていただきます。

今回、審査していただきます評価書につきましては、全項目評価書となっております。保有するマイナンバーの対象人数が30万人を超えたため、以前まで作っておりました重点項目評価書ではなく、新たに全項目評価書の作成が必要となりました。また、全項目評価書を作成することになったことで、マイナンバーの取り扱いについて、より詳細な記載が追加されております。具体的な追加部分はこのようになっております。左側のⅠからⅤの項目につきましては、今回付けさせていただいている全項目評価書の中の記載項目と一致しております。それぞれ基本情報の4番、特定個人情報ファイルの概要の3番、4番、6番。また、リスク対策の項目は、2番、4番、5番に新しい情報が追記されております。

以前まで重点項目評価書の作成がありましたので、基本的には重点項目評価書と同じような記載となっておりますが、このような追加部分や、担当課独自のシステムを中心に点検をしていただければと思っております。

説明は以上になります。

○座長

ありがとうございました。

続いて事務局から、後半の進め方と点検の方法について説明をお願いいたします。

○事務局

後半の進め方について御説明いたします。

この後、評価書の担当部署から点検対象である評価書の内容説明がございません。その際にはお手元の資料7の概要資料と、資料5の点検報告書を御準備ください。この資料7の概要資料につきましては、資料6の評価書に書かれている内容についてより分かりやすく記載しているものでございます。

第三者点検の対象は、概要資料ではなく評価書自体の内容ですが、委員の皆様へ評価書の内容をより御理解いただくために、担当課からの説明は概要資料によって行いますので、説明は資料7の概要資料を見ながらお聞きいただき、資料6の評価書自体は、必要に応じて御覧いただければと思います。

この資料6評価書の2頁に項目一覧とありますが、上から順にⅠは10頁まで。別添1は11頁。Ⅱは12頁から30頁。別添2は31頁から33頁。Ⅲは34頁から44頁。Ⅳは45頁。Ⅴは46頁。Ⅵは47頁となっております。

個人住民税の賦課に関する事務の評価書については、新規で全項目評価書を作成したものであり、従前のものからの変更点も多いため、担当部署からの説明は全体について行いますが、説明の量が多くなってしまいますので、通して一気に説明するのではなく、点検のイメージがしやすいよう、資料5の点検報告書上の項目立てに沿う順番で、一項目ずつ説明することとし、途中で委員の皆様からの御意見、御質問を伺いながら進めていきたいと思っております。

なお、リスクの対策に関する部分については、これまでに点検していただいた他の評価書と重複する部分が多いため、変更項目のみを説明させていただきますが、分かりにくい点、疑問点等ありましたら質問等いただき、それに答える方式で御審議いただければと思います。

リスク対策についての変更箇所は、資料5で言いますと、4リスク対策についての目的外の入手が行われるリスク、裏面にいきまして、委託先による特定個人情報の取扱いに関するリスク、不正な提供・移転が行われるリスクです。

後半の審査会の進め方については以上です。

続きまして、点検の方法について御説明いたします。資料4の特定個人情報

保護評価の第三者点検における審査の観点を御覧ください。

こちらに適合性と妥当性という大きく分けて二つの観点が記載されています。この二つの観点は、国の個人情報保護委員会における審査の観点として、国が指針上で定めているものです。地方公共団体における第三者点検においても、これらの観点を参考に審査することが想定されていますので、当審査会においてもこれらの観点を基に審査を行っていただければと思います。

ただし適合性については、審査会前に総務課において審査をした上で審査会に臨んでおりますので、この審査会では主に妥当性について、事務の内容の記載や、リスク対策の点検・審議をお願いいたします。なお、その妥当性については、資料5の点検報告書を基に点検を行っていただければと思います。

点検報告書の記載方法は、評価欄に○、△、×を、御意見がある場合には、右側の意見欄に御記載ください。

資料の最後に別紙として、以前のものですが、今回と同様の全項目評価書の答申及び点検報告書を添付しましたので、審議、記入の際の参考にしていただければと思います。

なお、この点検報告書については、本日提出いただくものではなく、評価及び御意見を記入いただいたものを、2週間後までに提出いただくこととしております。会議終了後に改めて様式をメールで送付させていただきますので、お配りしているものには会議中にメモ等を自由に記載していただいても構いません。提出方法等については、会議の最後にまた御説明いたします。最終的には、皆様からいただいた点検報告書を基に、事務局において会長と御相談しながら答申案を作成いたします。

点検方法についての説明は以上です。

○座長

ありがとうございました。ここまでで何か御質問ありますか。

○川島委員

30万人ということは、どのように解釈すればいいのですか。人口を上回っている部分は何かあるのですか。

○総務課

今回の個人住民税の賦課に関しましては、市外の除票の人もまだ情報として含まれていますので、つくば市の人口以上のものとなります。

○川島委員

所在地がつくば市外でも、個人住民税課税対象としての要件があるのですね。

○総務課

あくまで市で保有している情報が対象人数となりますので、市の人口を超えた人数が対象となります。

○川島委員

分かりました。住民票とは違う台帳があるということですね。

○座長

他にありますか。よろしいですか。

それでは、評価書の点検に進みたいと思います。

まず、個人住民税の賦課に関する事務の全項目評価書について、市民税課から御説明をお願いいたします。

○市民税課

市民税課の今井と申します。着座にて失礼いたします。

個人住民税の賦課に関する事務の全項目評価について、資料5の点検報告書、資料7の概要資料に沿って説明いたします。

まず、点検報告書中の2、評価対象事務の記載内容の上段、評価書I 1②の部分、当該事務の内容やシステムについて御説明いたします。資料の3頁目になります。市税業務全体の流れですが、課税、収納、徴収の3段階に分かれています。

まず、課税です。課税でそれぞれの税目について、相手方の提出した資料や

市が収集した資料を基に、市が税額を計算して賦課決定をしたり、納税義務者が自ら計算した申告を受け付けたりすることで、納税すべき税額を決定します。

次に、収納です。課税された税額を納税義務者が自主的に納付した場合、税金を受領し、納税状況についての管理をします。

そして、徴収です。本来税金は自主的に納付するものですが、納付をしない者に対して、納付を促し、また差押え等の行政処分を行うことで、滞納をなくします。

市民税課では、この中の課税の業務を行っています。課税を行っている課は、市民税課、資産税課、国民健康保険課の三課になります。市民税課では、個人住民税、軽自動車税、入湯税といった税目を取り扱っていますが、今回の全項目評価書の対象は、この中の個人住民税の課税業務についてとなります。

本業務の目的は、地域に住む住民等が広く共同して負担し合う地域社会の会費といった性質を持つ個人住民税を、一定額以上の収入のある住民に対して課税することです。そのため、根拠となる法律、地方税法やその他の関係法令、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、つくば市税条例等に基づいて、住民から提出された住民税申告書や国税庁から情報提供を受けた確定申告書、給与支払者や年金支払者から提出された支払報告書といった資料を収集し、個人住民税額を計算、納税義務者に通知し、賦課決定を行います。その後も、適正な課税が行われているか調査を行い、必要に応じて賦課決定をしたり、税額を変更したりします。

また、住民からの要請に応じ、個人住民税の賦課情報を基にした課税証明書や所得証明書を発行します。

今お話した事務の中で、情報のやりとりが行われている部分については、こちらの概要図のとおりとなります。上部の緑色は住民を、左部のピンク色の部分は関係者、中央の青色は市内部のこととなります。また黄色の矢印は、マイナンバーを含む個人情報の流れを、点線の矢印は、手作業を含む個人情報の流

れを示しており、①、②、③といった数字は、事務処理の順番を示しています。当該事務の内容やシステムについての説明は以上となります。

○座長

ありがとうございました。何か質問はございますか、これまでの点について、よろしいですか。

では、次の部分の説明をお願いします。もし可能であれば時間もないので、できるだけまとめて説明していただければと思います。

○市民税課

承知いたしました。続いて、点検報告書の2、評価対象事務の記載内容の下段について、個人情報をごどう取り扱うかという点について御説明いたします。

まず、誰の個人情報をご取り扱うのかについてですが、1月1日つくば市在住の住民全員となります。ただし、つくば市に住民登録がない方についても、住登外課税ということで、生活実態がつくば市にある場合には課税を行うことになっていますので、住民登録がなくても個人情報を扱う場合があります。また、現年度課税分を含めて、8年間の賦課更正を行う可能性があるため、最長で8年間の個人情報を保管する必要があります。

どんな個人情報をご取り扱うのかにつきましては、個人番号や住民税の賦課情報、所得や控除の情報、また1月1日の世帯情報や生年月日、氏名といった情報をご取り扱っています。すべての記録項目につきましては、別添2の評価書の31頁から33頁に記載をしております。

次に、個人情報をごどう取り扱うかについてです。個人住民税の賦課については、住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書といった各種資料を用います。この資料は受け取ったらず住民基本台帳で個人を特定し、個人ごとに名寄せを行います。もし、つくば市の住民基本台帳にいない方の資料があった場合には、住民登録地を確認し、その市区町村と調整を行います。名寄せをした資料を基に、給与や年金額の計算、また控除額の計算を行い、それぞれの税額を計

算いたします。また生活保護の情報等から減免対象者等を把握して適用いたします。これらの情報から個人住民税の税額を決定し、納税通知書を作成して交付、賦課決定をいたします。その後、適用した控除に誤りがないか等を調査し、不適切であれば税額の更正を行います。

次に、給与所得者の異動、納付方法の変更に関することです。給与所得者は、原則、個人住民税を給与からの天引きで行うこととなっていますが、転勤をした時や就退職をした時など、雇用主から届をいただくことによって、納付方法を変更し、給与天引きを継続したり、もしくは本人に納税通知書を送付したりといった処理を行っています。誰の個人情報、何のために、どのように取り扱うかについての説明は以上になります。

○座長

質問ありますか。

それでは、次の部分をお願いします。

○市民税課

続いて、点検報告書中3、委託に関する記載は具体的かの部分について御説明いたします。

委託内容ですが、主に三つに大別されます。まず、例月処理ですが、個人住民税システムやその他システムの管理やバックアップ、名寄せした資料の合算処理等を行っています。委託先は株式会社茨城計算センターで、再委託は行いません。

次に、封入封緘業務ですが、こちらは5月に通知する特別徴収税額通知書を、それぞれの会社ごとに封筒に封入し封緘する業務になります。こちらも株式会社茨城計算センターへの委託となり、再委託は行いません。

最後に申告関連ですが、紙で提出された資料の文字起こしや、システムで見するためのスキャニング等を行っています。委託先は株式会社茨城計算センターで、再委託を行っています。その他全項目の詳細は評価書の31頁から記載をし

ています。委託に関する記載は以上になります。

○座長

何か質問ありますか。よろしいですか。

では、次の御説明をお願いします。

○市民税課

続いて、点検報告書中の4、リスク対策についてのうち、変更部分について御説明いたします。

まず、目的外の入手が行われるリスクについてです。目的外の入手リスクとは、利用目的範囲外の特定個人情報を入手してしまうと、本来不必要な特定個人情報であるため、不正利用に繋がる恐れがあるという項目になります。この項目の確認事項は、業務に不必要な情報を入手できるようになっていないか。主な対策としては、不必要な情報を入手しないような様式を定めることとなります。不必要な特定個人情報を入手するリスクの対策として、まず各種申告書についてですが、こちらは本人が申告した内容について税務署から提供を受けるため、市側が対象外者の情報を積極的に入手することはありません。

次に、給与支払報告書等の事業所から提出されるものにつきましては、地方税法の規定に基づき全国的に利用されている様式が用いられているため、不必要な情報を記載してくることは考えにくいです。住民から直接受け取る申告書についても、同じく地方税法で必要な情報のみを記載する様式が規定されているため、不必要な情報の記載は難しく、また記載要領を提示して不必要な情報を記載しないよう周知しています。

最後に、職員による扶養控除の確認についてですが、こちらは本市で課税している扶養者と調査対象者である被扶養者の情報や続柄を明示しないと回答を受け付けられないため、不必要、無関係なものの情報を入手することはできません。

入手の際に不必要な特定個人情報が漏えい・紛失するリスクにつきましては、

窓口に設置している端末に覗き見防止フィルターを使用して、外部の者から窃視されないようにしています。また、紙媒体の各種資料は事務処理の段階ごとにパスワードを入力しないと立ち入れない書庫に保管していますので、漏えい・紛失を防止しています。説明は以上になります。

○座長

何か質問ございますか。よろしいですか。

時間になりそうですが、後どのくらいかかりそうですか。皆さんお時間的に。

○市民税課

では、変更点の項目だけお伝えをさせていただきます。

変更点は、20 頁の、委託先の不正対策についての項目になります。

もう一つ、23 頁の不正な提供・移転が行われるリスクについてが、今回の変更点になります。

○座長

それ以外のところは、従前と同じ形でよろしいですか。

○市民税課

その通りです。

○座長

御質問ありますか。

○川島委員

変更点だけは少なくとも、どこを評価したとか、どこを付加したとか、ポイントだけで結構です。

○座長

御説明をお願いします。

○総務課

資料 6 の評価書の 37 頁を御覧ください。こちらの中にございます、特定個人情報の提供ルールという部分が、今回新しい項目になっておりますので、こち

らに記載を追加させていただいております。これが 37 頁の変更点になっております。

次に 38 頁ですが、こちらのリスクにつきましては、それぞれのリスクが新しい項目になっておりますので、既存の記載をこの中で細かく分け、他の市町村等の記載を参考にしながら、全体的にこの項目につきましては追記をさせていただきます。変更点は以上となります。

○座長

ありがとうございます。何か確認できますか。

○川島委員

6 頁の概要図の右下に赤い部分がありますが、これを読むと厚生労働大臣や健康保険組合、都道府県知事、市町村長となっており、連携する可能性があるため、ここに矢印が入っていないのが変な気がしました。生活保護等、一定の情報のやりとりがこの課税に関連して発生しないですか。

○市民税課

生活保護の件につきましては、つくば市の社会福祉課から情報提供をいただいているので、青色の枠の中で処理しております。

○川島委員

いずれしても右下の赤い部分が孤立していて、書く意味がないのなら書く意味がないですし、書く必要があるなら矢印がないとそもそも意味がないので、これは何かと思いました。

○市民税課

こちらにつきましては、提供を受ける機関ということで記載をただけになります。

○川島委員

個人情報には関わりのない提供を受ける機関ですか。

○市民税課

赤色はピンク色に該当する機関となっております。

○川島委員

それであれば、赤い部分を書く意味があるのかどうか分かりませんでした。余分な情報を書いても意味がないと思いました。

もう一点は、説明資料の 35 頁、この種のことは結局、外部の人が変なことしないかとか、内部の人が変なことしないかとか、住民との間において何か漏れがないかとか、それに尽きると思います。従業員に対する教育・啓発の、つくば市における措置のところでは二つありますが、職員全体に対する啓発や研修、それから情報担当者です。ここについて、職員全体に対するというところの必要性が、周知しているとしか書いていませんが、やはり具体的にどういった内容のものを、どれぐらいの頻度で、誰に対してやっていると書かないと、これを見た人は安心しないと思います。周知していることは、どこだって周知しています。つくば市は具体的に、誰に対して、どういう内容を、どういう頻度で、やっているはずですので、そういうことを書かない限り、評価成果としての記述としては具体性が欠けると思います。

○座長

他に御意見ありますか。

検討時間が少ないので、次回の予定はないですか。

○事務局

11 月の中旬から下旬頃の開催は予定をしています。

○座長

それは何をやる予定になっていますか。

○事務局

今回の PIA の答申案です。

次回もう一回同じように説明し、またその次に答申を決めるという、一回会議を挟む形になりますがいかがですか。

○座長

もう一回開催が増える形になりますが、どうしますか。このままもう少しやるか、もう一回別日に設定するか。

○川島委員

今日はもうそろそろ戻らないといけません。

○座長

やはり、次の方がよろしいですかね。時間ない中でやっても、十分説明しきれないところもあると思います。

○事務局

ではそのような形で、次回もう一度お願いしたいと思います。

○座長

その方向で進めたいと思います。

では、評価書についての審議は終了しますので、進行を事務局にお返しします。

○事務局

それでは、前半で審議しました答申案につきましては、内容についてまとめ一度会長と調整させていただき、その内容を各委員の皆様にもメールでお送りさせていただいて、確認を取らせていただければと思っております。

また、後半で審議しましたPIAにつきましては、再度、11月の中旬から下旬頃に開催をしたいと思っております。日程の調整は、またこちらでさせていただきます。

事務局からは以上です。

○座長

これをもちまして、全ての議事を終了いたします。この後の進行は、事務局にお返しいたします。

○事務局

本日は長時間にわたりまして御審議いただき、ありがとうございました。

今後も、情報公開・個人情報保護審査会の適正な運用に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和5年度第3回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。

令和5年度第3回つくば市情報公開・個人情報保護審査会次第

日時 令和5年(2023年)9月27日(水)10時

場所 つくば市役所2階 201会議室

- 1 開会
- 2 座長の選出
- 3 答申案審議
令和5年(2023年)6月19日付け5法第39号諮問に関する調査審議
※第1回、第2回審査会からの継続審議
- 4 特定個人情報保護評価書に関する第三者点検
個人住民税の賦課に関する事務
- 5 今後の予定
- 6 閉会

【配布資料】

- ・資料1 答申案
- ・資料2 第1回会議録
- ・資料3 第2回会議録
- ・資料4 特定個人情報保護評価の第三者点検における審査の観点
- ・資料5 点検報告書
- ・資料6 評価書
- ・資料7 概要資料
- ・別紙 前回全項目評価答申及び点検報告書(参考資料)

特定個人情報保護評価の第三者点検における審査の観点について

特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)第10(2)により、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)は全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2点から審査を行うこととしている。

この審査の観点を参考とし、第三者点検の対象となる特定個人情報保護評価書について、つくば市情報公開・個人情報保護審査会において点検を行うものとする。

(1) 適合性

指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。(全項目評価書のみ)
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等

(2) 妥当性

内容が、指針上の特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認めるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

※妥当性については、第三者点検報告書(資料5)を基に点検を行う。

1. 第三者点検 対象評価書	
評価書番号/評価書名	2/個人住民税の賦課に関する事務
評価書の種類	全項目評価書
評価実施の理由	新規作成
主管課(評価実施機関名/担当課名)	つくば市長/市民税課
委員 氏名	

	評価書記載部分	点検内容	評価	意見
2. 評価対象事務の記載内容(特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。)				
	評価書Ⅰ1②	特定個人情報ファイルを取り扱う事務や、その事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。		
	評価書Ⅱ2③④③⑧	特定個人情報を取り扱う事務において、誰の個人情報を何のために、どのように取り扱うか、具体的に分かりやすく記載しているか。		
3. 委託に関する記載は具体的か。				
	評価書Ⅱ4	何をどこに委託するのが、分かりやすく記載されているか。また、再委託の有無が分かりやすく記載されているか。		
4. リスク対策について				
目的外の入手が行われるリスク	評価書Ⅲ2 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	評価書Ⅲ3 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	評価書Ⅲ3 リスク2	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		

	評価書記載部分	点検内容	評価	意見
4.リスク対策について				
委託先による特定個人情報 の取扱いに関するリスク	評価書Ⅲ4	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
不正な提供・移転が行われ るリスク	評価書Ⅲ5 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
情報提供ネットワークによる 不正提供に対するリスク	評価書Ⅲ6	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスク	評価書Ⅲ7 リスク1	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。		
特定個人情報が古いまま 保管され続けるリスク	評価書Ⅲ7 リスク2	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。		
5.従業者に対する教育・啓発				
研修	評価書Ⅳ2	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。		
6.特定個人情報に関する開示請求等・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて				
	評価書Ⅴ	特定個人情報に関する開示請求・問合せについて適切な問合せ先が記載されているか。		
7.特記事項				
		その他特筆すべき事項がある場合		

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つくば市は、市民、そして市民以外の方の個人番号(マイナンバー)を取り扱う責任を十分に理解し、本評価書に記載の措置を始めとする対策を厳重に講じることで、個人のプライバシーその他の権利利益の保護に取り組んでいます。

特記事項

・市民、市民外の方の所得額情報を取り扱う責任を理解し、所得額・税額等に間違いがないよう、課税の際は所得額・控除額等の読み合せを行い、ダブルチェックを徹底している。
・みだりに所得額情報を閲覧・提供することがないよう、所得額情報を閲覧できる者は、業務上必要とする職員のみ厳格に限定している。また、地方税についての情報等は、徴税吏員としての強力な調査権限により収集された個人のプライバシーに関する情報であることを認識し、各機関からの照会や個人からの相談についても地方税法第22条によって定められた守秘義務を徹底し、つくば市役所以外に所得額情報を提供することを制限している。

評価実施機関名

つくば市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税連携データの管理機能 国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 2. 法定調書データの管理機能 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 3. 団体間回送機能 団体間回送受信／送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う。 4. 扶養是正情報等のデータ送信機能 扶養是正情報等データを国税庁へ送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()
システム7	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	1. 年金特徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。 2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理、帳票印刷、申告受付システムデータへの変換を行う。 3. 国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。 4. 給与支払報告書データ(光ディスク等)に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ(光ディスク等)の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()

システム12	
①システムの名称	住民記録システム(既存住基システム)
②システムの機能	<p>1. 異動処理機能 住民基本台帳法に基づき、住民票の記載、削除又は修正の処理を行い、それらの住民情報を管理する。</p> <p>2. 発行・統計機能 住民票等の発行や統計資料作成に係る集計を行う。</p> <p>3. 連携機能 ・国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療等の住民票記載項目について、庁内の業務システムと連携して画面表示や帳票への出力を行う。 ・庁内事務で使用する住民宛名項目及び個人番号を、宛名管理システムと連携する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムと、定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。 ・在留カード等発行システムと、定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム13	
①システムの名称	AI-OCR(LGWAN-ASP型)
②システムの機能	<p>申請書等の紙帳票上の文字を、クラウド上のAIエンジンを用いて認識し、テキストデータに変換するもの。</p> <p>予め庁内でスキャニング又は他機関等から送信を受けた画像データを、LGWAN回線(地方自治体間で用いられるセキュリティ上安全が確保されている回線)を通じてサービス提供事業者の画像処理用アプリケーションサーバ(APサーバ)に送信すると、文字認識サーバで解析され、画像データとテキストデータがデータベースサーバ(DBサーバ)に格納される。職員はこれをブラウザを通じて確認・修正をしたのち、CSVファイル等でダウンロードすることができる。</p> <p>なお、これらのサーバ群はすべてサービス事業者のデータセンター内に存在する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	住民税の賦課決定において、住民の所得情報・控除情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市在住の市民全員(住民登録のある方(他市で住登外課税が行われている人を除く。)、住登外課税対象者)、過去の対象者(最長8年)
その必要性	住民税の適正な賦課を行うに当たり、特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◎識別情報 対象者を特定するために記録 ◎連絡先等情報 ・情報 対象者の特定・納税通知等の通知のために記録 ・連絡先 課税情報に疑義がある等、本人に連絡をする必要があるために記録 ・その他住民票関連情報 扶養控除の要件の確認等のために記録 ◎業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 算出した住民税額に基づき、情報を管理し、税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 対象者の年金特徴税額の計算及び年金情報を帳票出力するために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民窓口課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁・年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与等を支払う企業) <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX, 住民基本台帳ネットワーク)							
③入手の時期・頻度	<p>○当初賦課時に入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について, 1月~4月にかけて複数回入手 ・生活保護について, 3月に入手 ・公的年金支払報告書について1月末に入手・住民税申告書について2月~3月にかけて毎日入手 ・1月1日世帯情報ファイルについて, 1月にバッチ処理で作成して入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて, 5月に年金保険者から入手・宛名情報ファイルについて, 住民基本台帳が更新される都度, 随時入手 <p>○個別的な対応に際して入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初期以降, 新規申告及び税額更正に関する申告時に, 随時, 各種申告書情報を入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて, 6月~4月に毎月入手 <p>○他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による入手)</p> <p>他自治体で作成した住民登録外課税通知, 寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録外課税情報は提出があれば1年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。 							
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・申告情報(確定申告書・住民税申告書・年金支払報告書・給与支払報告書)については, 制度上定められた時期・頻度・方法にて, 住民・国税庁・年金保険者・企業・他自治体からの情報提供を受けている。 							
⑤本人への明示	住民税の賦課に必要な各種情報については, 地方税法第317条の2の条文, 番号法の別表第二の第27号に規定されている。							
⑥使用目的 ※	各種申告書の受付、住民税額の算出、個人又は法人に対する税額通知の作成・送付、各種証明書の発行							
	変更の妥当性							
⑦使用の主体	使用部署 ※ 財務部市民税課、市民窓口課、各窓口センター							
	使用者数 [100人以上500人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 個人住民税の課税に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書等を受け取ったら、全ての資料を個人ごとに名寄せし、氏名・生年月日等をキーに住民基本台帳上の情報と結び付ける。市の住民基本台帳上にいない方については、該当市区町村とどちらの自治体で課税をするかについて調整をする。 ・ 名寄せした課税資料を合算し、申告の控除等の計算間違いがないか、申告漏れがないかを確認する。 ・ 医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報から、控除に誤りがないかや生活保護等による非課税に該当しないかなどを把握する。 ・ これらの情報に基づき、住民等に対する個人住民税の税額を決定し、納税通知書を作成して送付し、通知を行う。 ・ 各市町村が決定したのち、扶養されている人の住民税関係情報を参照し、所得や扶養の重複などを確認し、不適切な扶養控除については是正する。 <p>2. 給与所得者の異動に関すること</p> <p>個人住民税を給与から天引きしている方が、退職・休職・転職等の事情で、給与から天引きができなくなった場合に、この対象者を雇用している方から提出される給与所得者異動届出書に基づき、給与天引きの中止、転勤先への引継ぎ又は本人への納税通知書の発送を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>申告情報等の税務関係情報と、住基4情報で住基情報と突合し、住基情報をキーに下記の突合を行う。</p> <p>(1) 障害者福祉関係情報の手帳交付の有無・交付年月日・障害の程度、生活保護・社会福祉関係情報の生活保護受給状況を突合して、非課税者を確認する。【上記1】</p> <p>(2) 介護・高齢者福祉関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】</p> <p>(3) 税額通知に係るデータを作成する。【上記2】</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>課税状況の分析等のため、「市町村課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (7) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成	
①委託内容	住民税申告書や給与支払報告書のエントリー及び画像ファイルの作成	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	申告者全員	
その妥当性	・電算処理のため効率かつ正確なデータ化であること。 ・データで投入されたものを含めて全てに対し画像ファイルを作成する。 ・税務システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。以上のことから専門業者である必要があり、また、問合せ又は修正申告時に迅速に対応できるため、必要である。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	問合せがあれば対応する。	
⑥委託先名	(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	住民税申告書や紙媒体の給与支払報告書のスキャニング及びデータエントリー
委託事項2～5		
委託事項2	納税通知書等印字プログラム、税務システムのオペレーション業務	
①委託内容	・納税通知書等印字プログラム改修・用紙の作成 ・税務システムにて行う各種処理 ・バッチ一括処理の実行、帳票等の印刷、帳票等の裁断、封入封緘作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	・多量の印刷が短時間でできる機器、裁断機器、封入封緘機器を有し、セキュリティ基準が達成できている設備で作業ができること。・納税通知書印刷に必要な対応(郵便カスタマバーコード、コンビニ用バーコードなど)ができること。・税務システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者委託する。以上のことから専門業者である必要があり、また、限られた期間内での作業に対応ができるため、必要である。	

③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	
⑥委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	・納税通知書等印字プログラム改修 ・バッチ一括処理の実行、帳票等の印刷、帳票等の裁断、封入封緘作業	
委託事項3		税務システムの改修事業及びシステムの保安全管理	
①委託内容		・税制改正に対応し、システムの改修を委託 ・磁気ディスクによる税務システム情報の保全のために、特定個人情報ファイルの管理を委託 ・システム障害に備えた代替システムの管理と委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	・法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼働前に正しく動作することを確認するため ・システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働が可能であるため、必要である。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	
⑥委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		遠隔地でのデータ保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性		・災害、その他事故でのデータ喪失時の回復が可能であること。 ・システムの安定した稼働をするため、復元作業などの専門的な知識を有する民間事業者に委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働にもつながるため、必要である。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	
⑥委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	バックアップデータの管理	
委託事項5		地方税電子申告支援サービス運用の管理	
①委託内容		eLTAXシステム及び国税連携システムの運用管理に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者。	
その妥当性		・eLTAXシステム及び国税連携システムの運用・保守・バージョンアップへの対応が必要であり、専門的な知識を有することが求められる。 ・システムの安定した稼働をするため、専門的な知識を有する民間事業者に委託する。以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働にもつながるため、必要である。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	

⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項6		申告相談事務支援業務
①委託内容		申告相談事務支援業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	確定申告者及び市民税・県民税申告者
	その妥当性	マイナンバー対応に改修した申告受付システムを使用し申告受付を行うことから、システムに不具合が生じた場合などへの迅速な措置対応やシステムの使用方法の指導、運営、管理体制を万全とすること、また受付システム及び申告受付に使用するその他税システムに精通し、かつ申告受付業務にも精通する人材の配置が必要なことから、システムの開発業者である相手方を選定したものである。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務	
①委託内容		個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		給与所得者	
その妥当性		・入力対象となる異動届及び切替届の件数が大量にあり、限られた期間内に速やかに適正に処理していく必要があること。・税務システムの安定した運用及び専門的な知識を有する処理が必要であること。以上のことから、限られた期間内での作業に対応ができる専門業者への委託が必要である。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	
⑥委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (65) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (27) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者

提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先16～20	
提供先16	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先18	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先20	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	番号法別表第1の左欄に掲げる者(移転先1から27は別紙2を参照)
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第2項に基づく条例)
②移転先における用途	番号法別表第一の右欄に掲げる事務(移転先1から27は別紙2を参照)
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p><課内における措置> 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに、パスワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。</p> <p><住民税システムにおける措置> セキュリティカードで入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管され、サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		<p>・保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトの使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税賦課情報ファイル

1. 課税年度, 2. 宛名番号, 3. 履歴連番, 4. 課税番号, 5. 調定年度, 6. 指定整理番号, 7. 通知書番号(現年), 8. 普微事業所番号, 9. 徴収区分, 10. 差額徴収, 11. バッチ処理済サイン, 12. 削除サイン, 13. 一般給与収入, 14. 内特徴給与収入, 15. 特定支出合計額, 16. 給与所得, 17. 年金収入, 18. 公的年金控除後の額, 19. 公的年金控除後の額, 20. 雑その他所得 有無サイン, 21. 雑その他所得, 22. 雑所得 有無サイン, 23. 雑所得, 24. 営業等所得 有無サイン, 25. 営業等所得, 26. 農業所得 有無サイン, 27. 農業所得, 28. 不動産所得 有無サイン, 29. 不動産所得, 30. 上場株式等の配当所得 有無サイン, 31. 上場株式等の配当所得, 32. 利子所得 有無サイン, 33. 利子所得, 34. 配当所得(株式) 有無サイン, 35. 配当所得(株式), 36. 配当所得(投資信託) 有無サイン, 37. 配当所得(投資信託), 38. 配当所得(外貨建) 有無サイン, 39. 配当所得(外貨建), 40. 配当所得(その他) 有無サイン, 41. 配当所得(その他), 42. 総合譲渡・一時 有無サイン, 43. 総合譲渡・一時, 44. 総合譲渡(短期) 有無サイン, 45. 総合譲渡(短期), 46. 総合譲渡(長期) 有無サイン, 47. 総合譲渡(長期), 48. 一時所得 有無サイン, 49. 一時所得, 50. 土地等有無, 51. 土地等(K), 52. 土地等 超短期 有無, 53. 土地等 超短期(J), 54. 分離短期譲渡(一般) 有無サイン, 55. 分離短期譲渡(一般), 56. 分離短期譲渡(軽減) 有無サイン, 57. 分離短期譲渡(軽減), 58. 分離長期譲渡(一般) 有無サイン, 59. 分離長期譲渡(一般), 60. 分離長期譲渡(特定) 有無サイン, 61. 分離長期譲渡(特定), 62. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン, 63. 分離長期譲渡(軽減), 64. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン, 65. 分離長期譲渡(軽減), 66. 山林所得 有無サイン, 67. 山林所得, 68. 退職所得 有無サイン, 69. 退職所得, 70. 株式等譲渡所得(未公開分) 有無サイン, 71. 株式等譲渡所得(未公開分), 72. 株式等譲渡所得(上場分) 有無サイン, 73. 株式等譲渡所得(上場分), 74. 先物取引所得 有無サイン, 75. 先物取引所得, 76. 免税所得 有無サイン, 77. 免税所得, 78. 非課税所得 有無サイン, 79. 非課税所得, 80. 肉用牛の売却による所得(牛全体), 81. 肉用牛の特例適用サイン(所得税), 82. 肉用牛の特例適用サイン(住民税), 83. 免税対象外肉用牛の売却価額, 84. 繰越損失・純, 85. 繰越損失・雑, 86. 繰越損失・株式等譲渡, 87. 繰越損失・先物取引, 88. 繰越損失・居住用, 89. 損益通算可能額, 90. 分離短期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン, 91. 分離短期譲渡(一般)特別控除前, 92. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 93. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前, 94. 分離長期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン, 95. 分離長期譲渡(一般)特別控除前, 96. 分離長期譲渡(特定)特別控除前 有無サイン, 97. 分離長期譲渡(特定)特別控除前, 98. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 99. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 100. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 101. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 102. 受給者番号, 103. 総所得金額, 104. 合計所得金額(特控後・繰控後), 105. 合計所得金額(特控前・繰控前), 106. 雑損控除, 107. 医療費控除, 108. 社会保険料控除, 109. 小規模共済掛金控除, 110. 生命保険, 111. 損害保険/地震保険控除, 112. 寄付金控除, 113. 妻・夫ありサイン, 114. 控除対象配偶者サイン, 115. 配偶者特別控除額, 116. 配偶者特別控除サイン, 117. 老人+A3扶養人数, 118. 老人扶養内同居人数, 119. 特定扶養人数, 120. 一般扶養人数, 121. 年少扶養人数, 122. 障害特別人数, 123. 障害特別内同居人数, 124. 障害普通人数, 125. 本人障害者サイン, 126. 本人未成年サイン, 127. 本人老年者サイン, 128. 本人寡婦・夫サイン, 129. 本人勤労学生サイン, 130. 基礎控除, 131. 所得控除額合計(住民税), 132. 総所得 課税標準額, 133. 総所得 所得割 市, 134. 総所得 所得割 県, 135. 免税外肉用牛の売却価額 課税標準額, 136. 免税外肉用牛 所得割 市, 137. 免税外肉用牛 所得割 県, 138. 土地等 課税標準額, 139. 土地等 所得割 市, 140. 土地等 所得割 県, 141. 土地等 超短期 課税標準額, 142. 土地等 超短期 所得割 市, 143. 土地等 超短期 所得割 県, 144. 分離短期 一般 課税標準額, 145. 分離短期 一般 所得割 市, 146. 分離短期 一般 所得割 県, 147. 分離短期 軽減 課税標準額, 148. 分離短期 軽減 所得割 市, 149. 分離短期 軽減 所得割 県, 150. 分離長期 一般 課税標準額, 151. 分離長期 一般 所得割 市, 152. 分離長期 一般 所得割 県, 153. 分離長期 特定 課税標準額, 154. 分離長期 特定 所得割 市, 155. 分離長期 特定 所得割 県, 156. 分離長期 軽減 課税標準額, 157. 分離長期 軽減 所得割 市, 158. 分離長期 軽減 所得割 県, 159. 分離長期 軽減 課税標準額, 160. 分離長期 軽減 所得割 市, 161. 分離長期 軽減 所得割 県, 162. 山林 課税標準額, 163. 山林 所得割 市, 164. 山林 所得割 県, 165. 退職 課税標準額, 166. 退職 所得割 市, 167. 退職 所得割 県, 168. 株式譲渡 未公開分 課税標準額, 169. 株式譲渡 未公開分 所得割 市, 170. 株式譲渡 未公開分 所得割 県, 171. 株式譲渡 上場分 課税標準額, 172. 株式譲渡 上場分 所得割 市, 173. 株式譲渡 上場分 所得割 県, 174. 先物取引 課税標準額, 175. 先物取引 所得割 市, 176. 先物取引 所得割 県, 177. 税額控除前所得割計 市, 178. 税額控除前所得割計 県, 179. 人的控除差額合計, 180. 人的控除の調整控除額 市, 181. 人的控除の調整控除額 県, 182. 人的控除の調整控除後 所得割 市, 183. 人的控除の調整控除後 所得割 県, 184. 税額控除 市, 185. 税額控除 県, 186. 税額控除後 所得割計 端処前 市, 187. 税額控除後 所得割計 端処前 県, 188. 税額控除後 所得割計 端処後 市, 189. 税額控除後 所得割計 端処後 県, 190. 配当控除後 所得割 市, 191. 配当控除後 所得割 県, 192. 住宅借入金等特別税額控除 市, 193. 住宅借入金等特別税額控除 県, 194. 住借控除後 所得割 市, 195. 住借控除後 所得割 県, 196. 外国税額控除後 所得割 市, 197. 外国税額控除後 所得割 県, 198. 特別減税額 市, 199. 特別減税額 県, 200. 特減後 所得割計 端処前 市, 201. 特減後 所得割計 端処前 県, 202. 65歳以上控除額 市, 203. 65歳以上控除額 県, 204. 65歳以上減額サイン, 205. 65歳控除後 所得割計 端処前 市, 206. 65歳控除後 所得割計 端処前 県, 207. 減額申告サイン, 208. 減額該当サイン, 209. 減額すべき額 市, 210. 減額すべき額 県, 211. 減額後 所得割 市, 212. 減額後 所得割 県, 213. 配当割・譲渡割合計額 市, 214. 配当割・譲渡割合計額 県, 215. 配割・譲割控除後 所得割計 端処前 市, 216. 配割・譲割控除後 所得割計 端処前 県, 217. 所得割計 市, 218. 所得割計 県, 219. 控除不足額 市, 220. 控除不足額 県, 221. 控除不足額, 222. 均等割 市, 223. 均等割 県, 224. 計算年税額, 225. 減免額, 226. 所得割減免額 市, 227. 所得割減免額 県, 228. 均等割減免額 市, 229. 均等割減免額 県, 230. 特別徴収税額(充当前), 231. 特別徴収税額(充当額), 232. 特別徴収税額(充当後), 233. 普通徴収税額(充当前), 234. 普通徴収税額(充当額), 235. 普通徴収税額(充当後), 236. 年税額, 237. 還付充当該当サイン, 238. 還付充当額, 239. 税額6月(充当前), 240. 税額7月(充当前), 241. 税額8月(充当前), 242. 税額9月(充当前), 243. 税額10月(充当前), 244. 税額11月(充当前), 245. 税額12月(充当前), 246. 税額1月(充当前), 247. 税額2月(充当前), 248. 税額3月(充当前), 249. 税額4月(充当前), 250. 税額5月(充当前), 251. 充当額6月, 252. 充当額7月, 253. 充当額8月, 254. 充当額9月, 255. 充当額10月, 256. 充当額11月, 257. 充当額12月, 258. 充当額1月, 259. 充当額2月, 260. 充当額3月, 261. 充当額4月, 262. 充当額5月, 263. 税額6月(充当後), 264. 税額7月(充当後), 265. 税額8月(充当後), 266. 税額9月(充当後), 267. 税額10月(充当後), 268. 税額11月(充当後), 269. 税額12月(充当後), 270. 税額1月(充当後), 271. 税額2月(充当後), 272. 税額3月(充当後), 273. 税額4月(充当後), 274. 税額5月(充当後), 275. 税額1期(充当前), 276. 税額2期(充当前), 277. 税額3期(充当前), 278. 税額4期(充当前), 279. 税額5期(充当前), 280. 税額6期(充当前), 281. 税額7期(充当前), 282. 税額8期(充当前), 283. 税額9期(充当前), 284. 税額10期(充当前), 285. 税額11期(充当前), 286. 税額12期(充当前), 287. 税額現随(充当前), 288. 充当額1期, 289. 充当額2期, 290. 充当額3期, 291. 充当額4期, 292. 充当額5期, 293. 充当額6期, 294. 充当額7期, 295. 充当額8期, 296. 充当額9期, 297. 充当額10期, 298. 充当額11期, 299. 充当額12期, 300. 充当額現随,

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

301. 税額1期(充当後), 302. 税額2期(充当後), 303. 税額3期(充当後), 304. 税額4期(充当後), 305. 税額5期(充当後), 306. 税額6期(充当後), 307. 税額7期(充当後), 308. 税額8期(充当後), 309. 税額9期(充当後), 310. 税額10期(充当後), 311. 税額11期(充当後), 312. 税額12期(充当後), 313. 税額現随(充当後), 314. 指定番号6月, 315. 整理番号6月, 316. 指定番号7月, 317. 整理番号7月, 318. 指定番号8月, 319. 整理番号8月, 320. 指定番号9月, 321. 整理番号9月, 322. 指定番号10月, 323. 整理番号10月, 324. 指定番号11月, 325. 整理番号11月, 326. 指定番号12月, 327. 整理番号12月, 328. 指定番号1月, 329. 整理番号1月, 330. 指定番号2月, 331. 整理番号2月, 332. 指定番号3月, 333. 整理番号3月, 334. 指定番号4月, 335. 整理番号4月, 336. 指定番号5月, 337. 整理番号5月, 338. 現随納期限, 339. 過随調定年度①, 340. 過随通知書番号①, 341. 過随税額①(充当前), 342. 過随充当額①, 343. 過随税額①(充当後), 344. 過随納期限①, 345. 過随調定年度②, 346. 過随通知書番号②, 347. 過随税額②(充当前), 348. 過随充当額②, 349. 過随税額②(充当後), 350. 過随納期限②, 351. 過随調定年度③, 352. 過随通知書番号③, 353. 過随税額③(充当前), 354. 過随充当額③, 355. 過随税額③(充当後), 356. 過随納期限③, 357. 過随調定年度④, 358. 過随通知書番号④, 359. 過随税額④(充当前), 360. 過随充当額④, 361. 過随税額④(充当後), 362. 過随納期限④, 363. 過随調定年度⑤, 364. 過随通知書番号⑤, 365. 過随税額⑤(充当前), 366. 過随充当額⑤, 367. 過随税額⑤(充当後), 368. 過随納期限⑤, 369. 過随調定年度⑥, 370. 過随通知書番号⑥, 371. 過随税額⑥(充当前), 372. 過随充当額⑥, 373. 過随税額⑥(充当後), 374. 過随納期限⑥, 375. 過随調定年度⑦, 376. 過随通知書番号⑦, 377. 過随税額⑦(充当前), 378. 過随充当額⑦, 379. 過随税額⑦(充当後), 380. 過随納期限⑦, 381. 徴収済額, 382. 未徴収額, 383. 徴収月, 384. 徴収済月1, 385. 徴収済月2, 386. 徴収期, 387. 徴収済期, 388. 転勤未徴収月, 389. 一括徴収月, 390. 退職事由, 391. 退職徴収方法, 392. 転勤事由, 393. 異動事由, 394. 更正事由, 395. 更正年月日, 396. 更正決定年月日, 397. 配偶者特別控除(所得税)有無サイン, 398. 配偶者特別控除額(所得税), 399. 配偶者所得有無サイン, 400. 配偶者所得合計, 401. 個人年金支払額有無サイン, 402. 個人年金支払額, 403. 生命保険料控除(所得税)有無サイン, 404. 生命保険料控除(所得税), 405. 長期損保支払額有無サイン, 406. 長期損保支払額, 407. 短期損保支払額有無サイン, 408. 短期損保支払額, 409. 地震保険料控除(所得税)有無サイン, 410. 地震保険料控除(所得税), 411. 専従者区分, 412. 専従者数, 413. 専従者控除額計, 414. 専従者給与収入, 415. 専従主個人番号, 416. 配偶者控除額, 417. 扶養控除額, 418. 老人扶養控除額, 419. 内同居老人控除額, 420. 一般扶養控除額, 421. 特定扶養控除額, 422. 障害者特別控除額, 423. 障害者内同居控除額, 424. 障害者普通控除額, 425. 本人障害特別控除額, 426. 本人障害普通控除額, 427. 本人老年者控除額, 428. 寡婦一般控除額, 429. 寡婦特別控除額, 430. 寡夫控除額, 431. 勤労学生控除額, 432. 税額控除調整額サイン, 433. 税額控除調整額 市, 434. 税額控除調整額 県, 435. 配当控除 株式 市, 436. 配当控除 株式 県, 437. 配当控除 証券 市, 438. 配当控除 証券 県, 439. 配当控除 外貨建 市, 440. 配当控除 外貨建 県, 441. 外国税額控除サイン, 442. 外国税額控除 市, 443. 外国税額控除 県, 444. 配当割控除額, 445. 株等譲渡所得割控除額, 446. 配当割・譲渡割合計額, 447. 総合譲渡(短期)特別控除後 有無サイン, 448. 総合譲渡(短期)特別控除後 有無サイン, 449. 総合譲渡(長期)特別控除後1/2前 有無サイン, 450. 総合譲渡(長期)特別控除後1/2前, 451. 一時所得 特別控除後1/2前 有無サイン, 452. 一時所得 特別控除後1/2前, 453. 新生命保険料支払額, 454. 旧生命保険料支払額, 455. 介護医療支払額, 456. 新個人年金支払額, 457. 特微リスト用合計所得, 458. 内特 特減前所得割 市, 459. 内特 特減前所得割 県, 460. 内特 特別減税 市, 461. 内特 特別減税 県, 462. 内特 特減後所得割 市, 463. 内特 特減後所得割 県, 464. 内特 均等割 市, 465. 内特 均等割 県, 466. 給報合算サイン, 467. 強制均等割サイン, 468. 強制非課税サイン, 469. 申告別サイン, 470. 確定申告サイン, 471. 給報・申告書サイン, 472. 65歳以上サイン, 473. 計算非課税サイン, 474. 配偶者否認サイン, 475. 均等割り自動セットサイン, 476. 更正サイン, 477. B表種類サイン1, 478. B表種類サイン2, 479. A表B表サイン, 480. 他市町村者課税サイン, 481. 課税保留(賦課未決定)サイン, 482. 生活保護サイン, 483. 旧指定番号, 484. 旧整理番号, 485. 旧市町村区分, 486. 294条サイン, 487. 株給サイン, 488. 決議書不要サイン, 489. 納付書不要サイン, 490. 合算サイン, 491. 専従者個番1, 492. 専従者控除1, 493. 専従サイン1, 494. 専従者個番2, 495. 専従者控除2, 496. 専従サイン2, 497. 専従者個番3, 498. 専従者控除3, 499. 専従サイン3, 500. 専従者個番4, 501. 専従者控除4, 502. 専従サイン4, 503. 専従者個番5, 504. 専従者控除5, 505. 専従サイン5, 506. 専従者個番6, 507. 専従者控除6, 508. 専従サイン6, 509. 前年度通知済仮徴収4月, 510. 前年度通知済仮徴収6月, 511. 前年度通知済仮徴収8月, 512. 現随2納期限, 513. 専従主個番2, 514. 臨時・変動サイン, 515. 臨時 有無サイン, 516. 臨時所得, 517. 変動所得 前年 有無サイン, 518. 変動所得 前年, 519. 変動所得 前々年 有無サイン, 520. 変動所得 前々年, 521. 変動所得 前々々年 有無サイン, 522. 変動所得 前々々年, 523. 平均課税対象金額, 524. 調整所得金額, 525. 調整所得(市), 526. 調整所得(県), 527. 平均税率(市), 528. 平均税率(県), 529. 特別所得金額, 530. 特別所得(市), 531. 特別所得(県), 532. 調整+特別課税総所得(市), 533. 調整+特別課税総所得(県), 534. 専従主1収入, 535. 専従主2収入, 536. NP O条例指定寄附金(市), 537. NPO条例指定寄附金(県), 538. 住宅取得控除(所得税), 539. 住宅申告書区分, 540. 居住開始年月日, 541. 住宅控除可能額, 542. 所得割非課税判定用総所得金額等, 543. 決議書投入サイン, 544. 住民税寄附金①都道府県・市区町村, 545. 住民税寄附金②共同募金会・日赤支部, 546. 住民税寄附金③条例指定(都道府県), 547. 住民税寄附金④条例指定(市区町村), 548. 寄附金特例控除適用割合(%), 549. 寄附金税額控除(市・特例分), 550. 寄附金税額控除(県・特例分), 551. 寄附金税額控除(市), 552. 寄附金税額控除(県), 553. 寄附金税額控除後所得割額(市), 554. 寄附金税額控除後所得割額(県), 555. 年金特微該当者サイン, 556. 年金特微対象者サイン, 557. 年金特微除外者サイン, 558. 年金特微強制非該当サイン, 559. 年金特微中止サイン, 560. 年金特別徴収義務者コード, 561. 年金種類コード, 562. 年金保険者用整理番号1, 563. 年金保険者用整理番号2, 564. 年金特微各種金額1(10月分), 565. 年金特微各種金額2(12月分~), 566. 年金特微各種金額3(年金額), 567. 年金特微税額, 568. 年金特微分所得割額(市), 569. 年金特微分所得割額(県), 570. 年金特微分均等割額(市), 571. 年金特微分均等割額(県), 572. 年金特微仮徴収額(4月), 573. 年金特微仮徴収額(6月), 574. 年金特微仮徴収額(8月), 575. 年金特微本徴収額(10月), 576. 年金特微本徴収額(12月), 577. 年金特微本徴収額(2月), 578. 年金特微翌年度仮徴収額(4月), 579. 年金特微翌年度仮徴収額(6月), 580. 年金特微翌年度仮徴収額(8月), 581. 年金特微中止事由, 582. 年金特微中止年月, 583. 年金特微中止異動年月日, 584. 前年度年金特微該当者サイン, 585. 前年度年金特微対象者サイン, 586. 前年度年金特微除外者サイン, 587. 前年度年金特微強制非該当サイン, 588. 前年度年金特微中止サイン, 589. 前年度年金特別徴収義務者コード, 590. 前年度年金種類コード, 591. 前年度年金保険者用整理番号1, 592. 前年度年金保険者用整理番号2, 593. 前年度年金特微中止事由, 594. 前年度年金特微中止年月, 595. 前年度年金特微中止異動年月日, 596. 減免割合, 597. 震災減免サイン, 598. 国税連携)ファイル種別, 599. 投入差普サイン, 600. 税額1期(内年金特微),

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

601. 税額2期(内年金特徴), 602. 住借用所得税課標(総合・山林・退職), 603. 住借用算出所得税額, 604. 住借控除前所得税, 605. 住借控除見込額, 606. 投資・リース額, 607. 上場株式の配当 課標(ム), 608. 上場株式の配当 所得割・市(ム), 609. 上場株式の配当 所得割・県(ム), 610. 配当繰越損失額(ビ), 611. 年金差普サイン, 612. 決議書不要サイン, 613. 年金特徴中止処理済サイン, 614. 年特中止サイン(介護要因), 615. 年金特徴新規サイン, 616. 住借合算注意サイン, 617. 退職所得有無サイン, 618. 個人番号, 619. 寄附金申告特例サイン, 620. 寄附金申告特例割合, 621. 寄附金申告特例控除(市), 622. 寄附金申告特例控除(県), 623. 一般分株式等譲渡所得 有無サイン, 624. 一般分株式等譲渡所得, 625. 一般分株式等譲渡所得 課税標準額, 626. 一般分株式等譲渡所得 所得割 市, 627. 一般分株式等譲渡所得 所得割 県, 628. 医療費特例サイン, 629. 上場株式の国税と異なる申告サイン, 630. 雑業務有無サイン, 631. 雑業務所得, 632. 所得金額調整控除適用サイン, 633. 所得金額調整控除額(子ども等), 634. 所得金額調整控除額(年金等), 635. 所得金額調整控除額(合計), 636. 所得金額調整控除算出用給与収入, 637. 調整扶養人数, 638. 生計を一にする子サイン, 639. 公的年金等を除いた合計所得

(2) 1月1日世帯情報ファイル

1. 処理番号, 2. 世帯番号, 3. 宛名番号, 4. 区分, 5. 検索用カナ, 6. 氏名カナ, 7. 氏名漢字, 8. 通称名漢字, 9. 住所コード, 10. 住所カナ, 11. 番地カナ, 12. 方書カナ, 13. 住所漢字, 14. 番地漢字, 15. 方書漢字, 16. 生年月日, 17. 性別, 18. 1/1現在年齢, 19. 世帯主サイン, 20. 世帯主個人番号, 21. 続柄, 22. 員番

(3) 年金特別徴収情報ファイル

1. 年金保険者用整理番号1, 2. 年金区分, 3. 特徴義務者コード, 4. 年金種類, 5. 年金額, 6. 所得税源泉徴収税額, 7. 介護特徴依頼額, 8. 国保特徴依頼額, 9. 後期特徴依頼額, 10. 年金特徴依頼額1, 11. 年金特徴依頼額2, 12. 特徴依頼日, 13. 特徴通知日, 14. 未送付サイン, 15. 中止異動日, 16. 中止事由, 17. 中止月, 18. 中止依頼日, 19. 中止通知日, 20. 介護中止異動日, 21. 介護中止事由, 22. 介護中止月, 23. 介護中止依頼日, 24. 介護中止通知日, 25. 4月仮徴収額, 26. 6月仮徴収額, 27. 8月仮徴収額, 28. 仮徴収額変更日, 29. 仮徴収額依頼日, 30. 仮徴収額変更区分, 31. 仮徴収額変更後, 32. 仮徴収額変更前, 33. 捕捉月, 34. 捕捉異動日, 35. 捕捉特徴開始月, 36. 捕捉依頼額1, 37. 捕捉依頼日, 38. 捕捉開始通知日, 39. 年金特徴判定サイン, 40. 確認済, 41. 基礎年金番号, 42. 資料番号, 43. 判定結果5月, 44. 判定結果7月, 45. 市町村JISコード, 46. 通知内容コード, 47. 各種区分, 48. 処理結果, 49. 年金保険用整理番号2

(4) 宛名情報ファイル

1. 個人番号, 2. 宛名番号, 3. 宛先区分, 4. 宛先名カナ, 5. 宛先名漢字, 6. 性別, 7. 生年月日, 8. 続柄コード, 9. 郵便番号, 10. 住所コード, 11. 住所カナ, 12. 番地カナ, 13. 方書カナ, 14. 様方カナ, 15. 住所漢字, 16. 番地漢字, 17. 方書漢字, 18. 様方漢字, 19. 世帯処理番号, 20. 行政区, 21. 住定日, 22. 住定事由, 23. 住民となった日, 24. 住民となった事由, 25. 消除日, 26. 消除事由, 27. 転出予定日, 28. 転出確定日, 29. 異動日, 30. 送付先宛先名, 31. 送付先住所, 32. 電話番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申告については、本人又は本人が申告した内容に基づき税務署が送付・回送してくるものであって、市はこれを受付するものであるから、市側が対象外者の情報を積極的に入手することはない。 ・給与支払報告書等の事業所から提出されるものについては、全国的に利用されている様式を用いており、事業所が不要な情報を記載してくることは考えにくい。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式が地方税法で規定されており、記載要領を提示して、住民が不必要な情報を記載しないようにしている。 ・職員による扶養控除の確認については、本市が課税する扶養者の情報と、調査対象者である被扶養者の情報や扶養者との関係性を明らかにした上で、調査対象市町村に照会をかけなければ回答が得られないため、職員が無関係な対象外者の情報を入手することはできない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を経由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民から申告書を入手する際には、賦課の資料となる旨を説明する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示（郵送の場合は写しの添付）や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいてつづば市の課税対象者と合致するかを確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職種で適宜修正することで正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関からのネットワークを通じた入手(住民基本台帳ネットワーク及びeLTAXシステムからの入手)については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。 窓口を設置している端末にはのぞき見防止フィルターを使用し、のぞき見による情報漏えいを防止している。 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとにパスワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><宛名管理システム及び各業務システム共通の措置>(情報主管課により随時実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システム及び各業務システムにおける権限設定に「特定個人情報アクセス権限」を追加し、権限を持つ者のみが対象のシステムにおける特定個人情報にアクセスすることができる。 担当業務ごとに必要なシステムを切り分け、必要最低限の権限を付与している。 個人番号は暗号化して保存しており、画面に表示する際は、ログインしているユーザが「特定個人情報アクセス権限」を有していることを確認後、復号化して表示している。 検索、照会、登録等の特定個人情報へのアクセスについては、サーバーログとして「いつ」、「誰が」、「何の目的で」行ったかデータ上で記録し、4年間保存している。 庁内連携による他の業務システムとの連携については、法令等に基づくものに制限している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	特定個人情報を扱う端末に、静脈による生体認証を導入している。生体情報は個人ごとのユーザIDに紐付けて管理しており、その上で、「端末を起動するとき」及び「業務システムを起動するとき」に生体認証を行っている。このため、生体情報を登録したユーザのみが許可された権限範囲のシステムにアクセスできる。また、端末は5分間操作を行わないと画面ロックがかかるように設定しており、解除にも生体認証を行うこととなりすましを防止している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>アクセス権限の発効・失効の管理(情報主管課により随時実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務システムの利用に当たっては、所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。臨時職員の場合は、雇用通知書の写しを確認し、雇用期間内で申請のあった期間に限りアクセスできるように権限を付与している。 権限を有している職員の異動・退職・退職等の情報を人事部門からの通知及び情報提供等により確認し、発生した場合には該当する職員のアクセス権限を即日失効する。 年度切り替え時には、全職員のアクセス権限を失効させた上で、再度、新しい所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 共有IDは発行せずに個人に対して発行している。 アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者がアクセス権限を削除する。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報の使用の記録(情報主管課及び委託事業者により実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末における生体認証履歴を記録しており、操作者を特定している。 ・各業務システムにおける操作履歴及び証明書等発行履歴を記録している。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な利用を抑止している。 業務システムの操作履歴を記録していること。 不正使用は処罰・刑罰(※1)の対象になること。 ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故があった場合、つくば市の運用で類似の懸案事項がないか整理し、必要に応じてグループウェアで職員への周知を図るとともに、セキュリティ対策の実施を求めることで、同様の事故の発生を抑止している。 <p>(※1) 番号法第9章罰則(第48条～57条)に基づく処罰がなされる。具体的には【正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供】は4年以下の懲役、又は200万円以下の罰金、【業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用】は3年以下の懲役、又は150万円以下の罰金など。</p> <p><AI-OCR> 文字解析についてはクラウドサービスを用いるため、解析に際し、送受信・確認及び解析中に情報漏えいのリスクがある。 この点について、以下2点の対策を行っている。 (1) 庁内の送受信及び確認に用いる端末は、庁内に閉じたネットワーク内にある基幹系端末またはLGWAN接続系端末を取り扱う内容によって選定する。 (2) APサーバ、DBサーバと文字認識サーバのすべてが閉域網内に設置されているLGWAN-ASPサービスを利用する。また、サービス提供者は当該サーバ群を管理する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるなど、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に沿った安全管理措置を講じており、解析中の情報漏えいを防止している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定されている。 ・委託先には、規定する契約の目的以外に使用すること、及び市が承認していないデータ等を複製し、又は複製することを禁止している。 ・特定個人情報を取り扱う端末はUSBによる外部接続ができず、その他すべての外部媒体も使用させないことにより、漏えいを防止している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の使用権限がない職員が当該ファイルにアクセスしても、個人番号は表示しない。 ・住民情報システム端末は限定し、未使用時にはスクリーンセ이버などを利用して、使用できないようにする。また、スクリーンセ이버などを解除する際は生体認証を行うようにしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲とする。 		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・データの漏えい・滅失・毀損を防止することを目的とした、データの保護・管理に関する覚書を委託業者と取り交わしている。また、本覚書においては、データ記録媒体を破棄する際は、つくば市の支持または許可を受け、実施するものとしている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・アクセス権限を付与する従業員を必要最低限に制限し、アクセス権者の報告を求めている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託業者がその日に行った作業について毎日報告を求めている。 ・業務の進捗状況を把握するため、1か月に1度、会議を開催し、業務システム及び機器等の運用状況や課題などについて報告を求めるとともに、業務履行にあたり必要な調整を行っている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・他者(再委託先)への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、選定基準、再委託先での管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告を受け、問題がない場合に限り、承認している。 ・また、委託先による再委託先の管理がルールどおりに実施されていることの報告を受けている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供している。 ・委託先へのデータ搬送においては、施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。 ・漏えい防止や媒体搬送の安全確保等は契約事項であるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先は、当該委託契約により行う業務の終了後、発注者と協議の上、個人情報が記録された媒体を直ちに発注者に返却し、又は社会通念上確実な方法による廃棄もしくは消去をしなければならない旨を契約書に明記している。 ・上記は契約事項となるため、遵守の確認については、業務完了報告書等にて行う。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報の取扱いに係る委託契約を行う場合、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。 ・法令等の遵守 ・秘密保持義務の遵守 ・目的外使用・第三者への提供の禁止 ・安全な情報管理の整備、報告 ・つくば市の調査権の明記 ・情報の返還、廃棄、消去 ・情報の複製の禁止 ・委託作業場所の特定 ・委託先における特定個人情報の取扱者への監督・教育 ・事故の報告義務 ・再委託の制限	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	以下の2点を契約書に明記している。 ・再委託する場合は、あらかじめ書面による本市の承認を得なければならない。 ・再委託先についても、委託者と同様の義務を負う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先において情報流出等の事故が発生した場合、損害賠償等について法令等に基づき厳正に対処する。 ・委託業者の作業場所について職員による実地調査を行い、サーバ室の入退室及び鍵管理や記憶媒体の管理など、セキュリティが確保されているか確認している。 ・全部の業務を一括して再委託することを禁止し、一部の業務について再委託を行う理由が合理的であること、委託先と同程度のセキュリティが確保されていることを条件としている。 	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステム、国税連携システムとのデータ連携システムにおいて、操作した動作記録(ユーザID、日時、該当者、動作目的など)を残している。 ・共用データベースシステムを使用して、データ連携している場合は操作した動作記録(ユーザID、日時、該当者、動作目的など)を残している。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転を行う場合は、データ利用課の長がデータ主管課の長に対してその目的、法的根拠等を明示して申請を行い、データ主管課の長が必要かつ適当であると認めた場合に限り許可している。承認後、承認したことを通知する文書をデータ主管課の長から情報主管課の長に送付することとし、情報主管課においても承認内容を確認している。
その他の措置の内容	外部デバイスの制限 ・端末への外部媒体の接続はシステムで原則禁止しており、やむを得ない場合については情報主管課の長の許可を得た媒体のみ接続を許可している。また、情報主管課により、媒体の接続履歴として、「誰が」「どのような」操作をしたかを随時記録している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 ・指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っている。 ・「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認の上、提供を行う。 ・「移転」については、情報政策担当課に届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁(国税連携システム)、一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAXシステム)の連携については、限定された環境で行い、また情報の提供・收受についても、あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・共用データベースシステムを使用するデータは、予め定めた仕様に基づきデータ提供・收受をしているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また、相手先との通信では相互認証を行い、認証できない相手先との連携は認めない
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
 以下の方法により、原則としてインターネットから分離することで提供・移転を行わない体制とし、許可する場合についてもその範囲を特定し適正性が確認できる運用を情報主管課により行っている。
 ・特定個人情報を扱うネットワークはインターネットに接続可能なネットワークと物理的に分離している。
 ・ネットワークを通じた外部機関への提供(住民基本台帳ネットワーク及びeLTAXシステムからの入手)については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。
 ・庁内連携による業務システム間のデータ移転については、法令等に基づくものに制限をしており、操作履歴から「誰が」「どのような」操作をしたか特定することができるようにしている。

○データ主管課の長が必要かつ適当であると認めるに当たり誤った判断を下すリスク
 税務職員は、地方税法第22条により守秘義務が通常公務員に課されるものより重く規定されている。つくば市では、照会元の示す根拠法令が市側の課税情報の開示を明示又は制度上開示を前提としているものを除き、照会に応じないよう厳格な解釈で運用している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>中間サーバー等についての説明は以下のとおり。 【中間サーバー】 情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の業務システムとの間に設置し、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報の授受の仲介をするサーバー 【中間サーバー・ソフトウェア】 中間サーバーの機能を実現するために、総務省において一括開発しているソフトウェア 【中間サーバー・プラットフォーム】 地方公共団体情報システム機構が全国2か所に用意し、全国の地方公共団体が共同で利用する中間サーバーの拠点</p> <p><つくば市における措置>(情報主管課において実施) ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は静脈による生体認証によって操作者を特定している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの情報照会機能(※2)により、番号法上情報連携が認められた特定個人情報の照会以外の照会を受け付けない。これにより、法律上認められた照会以外の入手を防止している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※2)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><つくば市における措置>(情報主官課及び委託業者において実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバーとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することで外部からの脅威を防いでいる。また、つくば市及びデータセンターの出口にはファイアウォールを設置した上で、【つくば市ーデータセンター間】、【データセンターー中間サーバー・プラットフォーム間】はVPN(※4)によって接続している。 ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は静脈による生体認証によって操作者を特定している。 <p>(※4)専用でない回線を暗号化等の技術を用いることにより、仮想の専用線として利用する技術</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの情報提供機能(※5)により、番号法上情報連携が認められた特定個人情報の提供要求以外の提供を受け付けない。これにより、法律上認められた提供以外の提供を防止している。 ・中間サーバーの情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応する。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、不正に提供されるリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。 <p>(※5)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※6)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 <p>(※6)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>○サーバ室入室退室の管理(情報主管課による措置) 以下により情報を保管するサーバへ接触できる者を限定または特定することにより、情報の保全を図っている。 ・サーバ室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。</p> <p>○端末の盗難による漏えい対策(情報主管課による措置) ・業務システム用端末は本体にデータを保存できないようにしており、端末の故障によるデータ消失や、盗難によるデータ漏えいを防いでいる。</p> <p>○廃棄時の漏えい対策(情報主管課及び委託事業者による措置) ・ハードディスク等の記憶媒体の廃棄時は、磁気データ消去装置によるデータ消去を行った上で物理的に破壊している。 ・また、委託事業者との覚書において、データ記録媒体を破棄する際は、つくば市の指示又は許可を受け実施するものとするとともに、廃棄にあたっては第三者に利用されることのないよう厳重に注意することとしている。</p> <p>○滅失・毀損リスク対策(情報主管課及び委託事業者による措置) ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。</p> <p><AI-OCR> サービス事業者が設置するサーバに特定個人情報を含むデータを送信すると、データを他の目的に利用される可能性がある。特にAIについては、解析機能を強化するための教師データが必要になるため、本市の個人情報も使われる可能性があるというリスクがある。</p> <p>本システムのサーバ群のうち、特定個人情報を含むデータが格納されるのはDBサーバである。処理後もDBサーバで保存する目的は、ユーザが処理結果について確認し、誤りを修正するため、元データ及び解析データを並列して表示させる必要があるからである。 DBサーバにおいては、ユーザが確認し、処理結果をダウンロードしてしまえばDBサーバ上に記録する必要はない。そのため、①職員の操作により削除できること、②手動で削除をしなくとも、職員が処理に必要な数日間保持されたのち自動的に削除される機能、③本市のデータを教師データとして用いないこと、3つの条件を満たすサービスを選定することで、目的外利用等のリスクを防ぐことができる。</p>	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><住民税システムにおける措置> ・住民税システムは、庁内のみで独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。 ・eLTAXシステム等、外部接続のシステムには、ファイアウォールを設置している。 ・アクセスの監視とアクセスログの取得・点検について規定をしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>		
<p>再発防止策の内容</p>		
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>・データセンター内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>		
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民税システムに存在する賦課情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行った上で、住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>特定個人情報を含む課税資料は、現年度および過去7年分の最大計8年間分の履歴を保管し、順次破棄することとしている。課職員により、ごみ収集所へ直接搬入し、手作業で廃棄を行っている。</p> <p><AI-OCR> 本システムのサーバ群のうち、APサーバ・文字認識サーバにはデータを残さない仕組みのため、特定個人情報を含むデータが格納されるのはDBサーバである。これは、ユーザが処理結果について確認をし、誤りを修正するための元データ又は解析データとして表示させる目的である。 このデータは5日間保持されたのち自動的に削除されるため、必要以上に保存されることはない。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<p>・評価書の記載内容通りの運用ができていないかについて、国のチェックリスト等を活用し、年に1回の頻度で各業務主管課でチェックを実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<p>情報セキュリティ監査計画書に基づき、以下の観点で情報政策担当課による内部監査を定期的を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <p>なお、監査は、情報セキュリティに関する研修を受けた職員が実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載事項と運用形態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制準備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<p><つくば市における措置> ・つくば市情報セキュリティポリシーに基づき、毎年、新規採用職員、所属の長及び部署ごとの情報担当者に対し集合研修を実施し、情報セキュリティ意識の啓発及び情報セキュリティ対策の必要性について周知している。研修は原則年に1回とし、制度改正等があった場合については、随時実施を検討する。研修の内容は以下のとおり。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規職員向け・・・つくば市における情報システムの概要や情報セキュリティ対策、個人情報を扱う市役所職員の心構え、業務上発生し得るセキュリティ事故の事例や基本的な防止方法など ・所属の長向け・・・つくば市における情報セキュリティ対策、所属の長としての主な責務など ・情報担当者向け・・・つくば市における情報セキュリティ対策、セキュリティ事故対応など ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故について、週に2回程度、イントラネットシステムにおいて掲示し職員に周知することで、つくば市での発生を抑制している。 <p>・市民税課においては、4月当初に新規採用職員及び異動者を対象とした窓口対応の研修を行っており、この中で地方税法22条における守秘義務についても触れて周知をしている。</p> <p>また、国税連携システムを用いるに当たり、課員への年1回のセキュリティ研修が義務付けられている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><つくば市における措置> ・端末は退庁時には鍵のかかるロッカーにしまう又はワイヤーロックで机に固定することで盗難を防止している。</p> <p>・年に1回、情報セキュリティに関する職場環境確認を実施しており、個人情報記載されている書類やパスワードが書かれたメモが放置されていないかなどを確認し、問題点については該当者及び全庁に周知し、是正を求めている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市 財務部市民税課 029-883-1111
②請求方法	<p>【開示請求】 つくば市個人情報保護条例第15条に基づき、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、財務部市民税課に書面で直接又は郵送で請求する。</p> <p>【訂正請求】 つくば市個人情報保護条例第29条に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、財務部市民税課に書面で直接又は郵送で請求する。</p> <p>【利用停止請求】 つくば市個人情報保護条例第37条に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、財務部市民税課に書面で直接又は郵送で請求する。</p> <p>【請求様式】 総務部総務課に備えてある所定の用紙又は、つくば市ホームページからダウンロードする。 (本人が請求する場合) 本人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証等)の確認が必要となる。 (法定代理人が請求する場合) 法定代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、戸籍謄本、登記事項証明書等)の確認が必要となる。 (任意代理人が請求する場合) 任意代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、委任状及び印鑑登録証明書等)の確認が必要となる。 (費用負担) つくば市個人情報保護条例第27条に基づき、写しの作成に要した費用と、郵送で請求する場合は送付に要する費用とし前納とする。 ※詳細はつくば市のホームページを参照</p>
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市 財務部市民税課 つくば市 総務部総務課 029-883-1111
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[<選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	特定個人情報保護評価書の意見聴取を広報紙及び市ホームページにより住民等に行った。
②実施日・期間	令和5年2月1日～令和5年3月2日
③期間を短縮する特段の理由	無し
④主な意見の内容	意見無し
⑤評価書への反映	無し
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

No.	移転先部署名	別表第一項番	1法令上の根拠	2用途	3移転する情報	4対象となる本人の数	5本人の範囲	6移転方法	7時期・頻度
1	資産税課	16	地方税法20条の11	納税義務者管理	業種、事業場所、個人事業主	1万人以上10万人未満	所有者、納税義務者	庁内連携システム	異動の都度
2	納税課	16	地方税法	収納データ管理	氏名、住所、課税状況等	10万人以上100万人未満	納税義務者	庁内連携システム	随時
3	社会福祉課	15	生活保護法29条	所得の確認	所得額	1万人未満	要保護者及び被保護者(廃ケース含む)等	庁内連携システム	保護の決定、変更等の都度
4	社会福祉課	63	中国残留法人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	収入調査	所得額、所得割額等	1万人未満	支援給付者	庁内連携システム	年一回
5	高齢福祉課	41	老人福祉法、つくば市老人福祉法施行細則	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	虐待等により生活環境上問題があり、かつ経済的に困窮していると判断すべき申請者	庁内連携システム	申請の都度
6	こども政策課	37	児童福祉手当法施行規則第1条	手当額の判定	所得額、控除額、扶養人数等	1万人未満	受給者、配偶者、扶養義務者	庁内連携システム	認定、現況、各種変更届出時
7	こども政策課	56	児童福祉手当法施行規則第1条の4、第11条	所得制限範囲内の判定	所得額、控除額、扶養人数等	1万人以上10万人未満	受給者、配偶者	庁内連携システム	認定(随時)、現況(年一回)受給状況に変更があった場合(随時)
8	国民健康保険課	30	国民健康保険法、つくば市国民健康保険条例	国保税算定等	収入額、所得額、被扶養者等住外課税対象者情報	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者、擬制世帯者	庁内連携システム・その他	随時
9	医療年金課	番号法第9条第2項に基づく条例	つくば市医療福祉費支給条例、つくば市医療支給条例施行規則	所得制限該当確認	所得額、控除額、被扶養者等	1万人以上10万人未満	受給者、所得判定対象者	庁内連携システム	申請、更新時
10	医療年金課	59	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療保険料算定、医療費一部負担金算定等	収入額、所得額、課税所得等	1万人以上10万人未満	後期高齢者医療被保険者及び同一世帯員	庁内連携システム	資格取得喪失変更等の都度
11	医療年金課	31	国民年金施行令第1条の2	国民年金届出、申請等	収入額、所得額、課税所得、被扶養者など	1万人以上10万人未満	国民年金被保険者、受給者	庁内連携システム	申請の都度
12	介護保険課	68	介護保険法、介護保険法施行法、介護保健法施行令	介護保険料算定等	収入額、所得額、課税所得額、被扶養者等	1万人以上10万人未満	被保険者及び世帯員	庁内連携システム	毎月
13	健康増進課	10、49	地方税法 つくば市税条例、つくば市税条例施行規則 母子保健法第21条の4	階層認定	収入額、所得額、所得割額、所得税額	1万人未満	養育医療給付事業申請者	庁内連携システム	申請受付時
14	障害福祉課	8	児童福祉法施行規則第18条の6	障害児通所支援負担上限額を算定するため	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者と同一世帯に属する者の市町村民税課税状況	庁内連携システム	申請の都度
15	障害福祉課	12	身体障害者福祉法第38条	行政措置に要する費用の算定のため	所得額、所得割額等	1万人未満	措置対象者及び扶養義務者	庁内連携システム	申請の都度
16	障害福祉課	34	身体障害者福祉法第27条	行政措置に要する費用の算定のため	所得額、所得割額等	1万人未満	措置対象者及び扶養義務者	庁内連携システム	申請の都度
17	障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20・23条	支給制限確認のため	所得額、控除額等	1万人未満	受給者、配偶者、扶養義務者	庁内連携システム	申請及び認定、所得状況届の提出の都度
18	障害福祉課	84	障害者総合支援法第76条	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、受給者の配偶者、生活維持者等	庁内連携システム	申請の都度
19	障害福祉課	84	障害者総合支援法第78条 つくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、受給者の保護者等	庁内連携システム	申請の都度
20	障害福祉課	84	障害者総合支援法施行規則第35条	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、受給者の保護者等	庁内連携システム	申請の都度

提供先21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先23	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先24	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第40項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先25	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第48項)
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第53項)
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先29	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第57項)
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先30	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第58項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第59項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先34	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第63項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先35	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先36	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第65項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先37	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第66項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先38	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第67項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先39	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先40	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第71項)
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先41	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第74項)
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先42	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第80項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先43	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第84項)
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先44	特定優良賃貸住宅の提供の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第85の2項)
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先45	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先46	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第91項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先47	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第92項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先48	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先49	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第97項)
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先50	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第101項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先51	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第102項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先52	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第103項)
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先53	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先54	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第107項)
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先55	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第108項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第113項)
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先57	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第114項)
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先58	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第115項)
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先59	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第116項)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先60	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第117項)
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先61	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第120項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先62	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第121項)
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先63	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第2条第4項
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号, 識別番号(納税者ID), ファイル区分(登録, 削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市に対して電子申告を行った者のうち, つくば市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	随時
提供先64	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	扶養控除関係情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者のうち所得税の更生または修正が必要となる者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (国税連携システム)
⑦時期・頻度	随時
提供先65	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税の課税資料として
③提供する情報	確定申告書
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者のうち所得税の更生または修正が必要となる者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (国税連携システム)
⑦時期・頻度	随時

個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書 概要

つくば市財務部市民税課

目次

1 どのような業務か

2 個人情報をごどう取り扱ごうか

3 目的外入手リスク対策について

4 過剰紐付け対策について

5 無権限者使用対策について

6 委託先の不正対策について

7 不正提供・不正移転対策について

8 情報提供ネットワークによる
不正提供対策について

9 漏えい・滅失・毀損防止対策について

10 従業員に対する教育・啓発

11 開示請求・問合せについて

1 どういう業務か

評価書記載部分

全項目評価書 I 1 ②に記載

1 どういう業務か

市税業務全体の概要

課税

- 税目により、相手方の提出または市が収集した資料に基づいて市が計算をして賦課決定をしたり、相手が自ら計算した申告を受け付けるなどし、納税義務者が納税すべき税額が確定します。

収納

- 納税義務者が自主的に納付してきた税金を受領し、その内容についての管理をします。

徴収

- 納税義務者が自主的に納付しないものについて、納付を促したり、滞納処分を行うことで滞納をなくします。

1 どのような業務か

市税業務全体の概要

市民税

- 個人住民税
- 軽自動車税
- 入湯税
- たばこ税
- 法人市民税

資産税

- 固定資産税
- 都市計画税

国保税

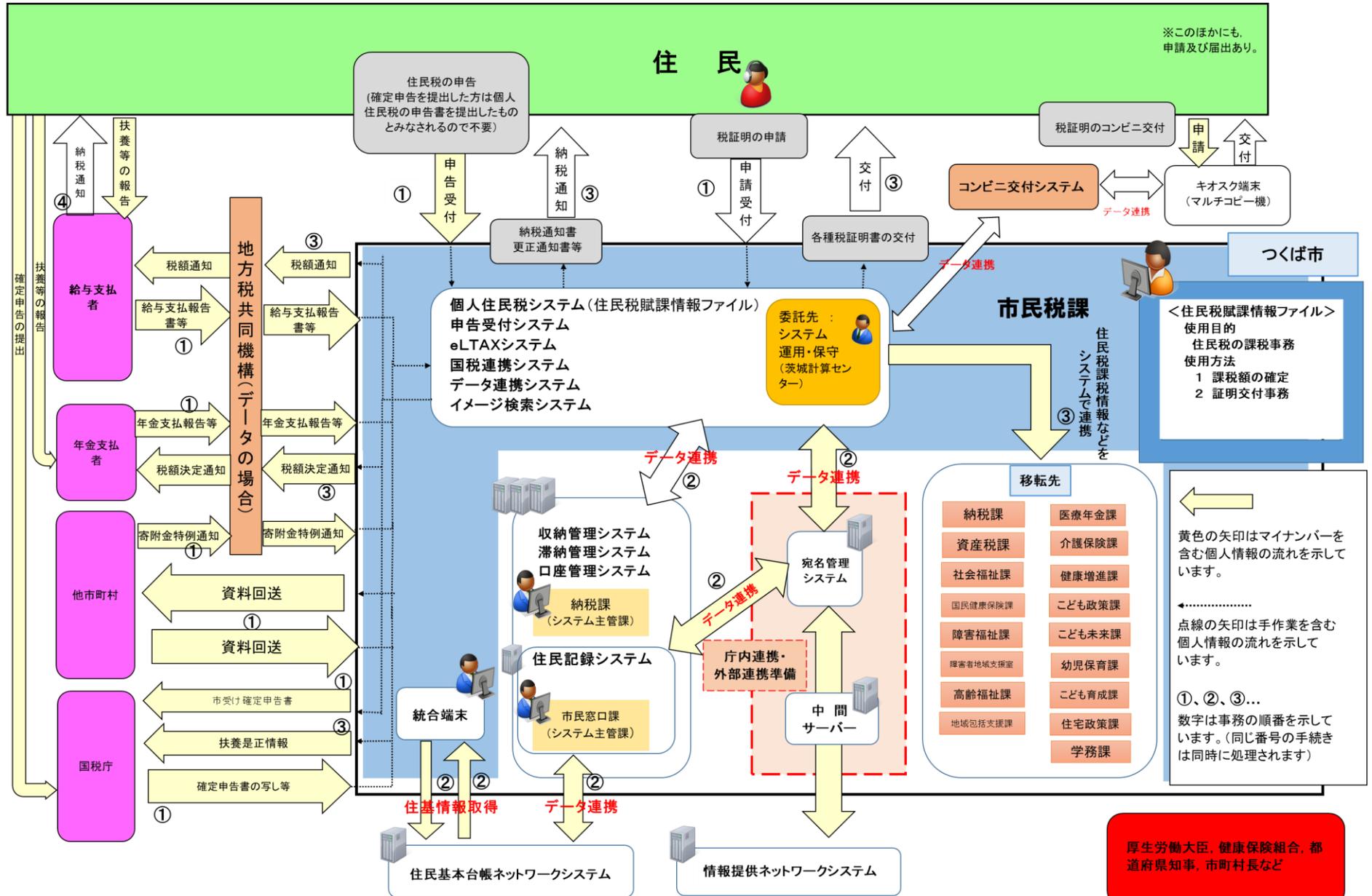
- 国民健康保険税

1 どういう業務か

業務の全体像

- 目的：個人住民税*1は、地域に住む住民などが広く共同して負担しあうもの（地域社会の会費）であり、一定額以上の収入のある住民に対して課税する。
- 概要：地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、つくば市税条例等に基づき、つくば市が住民や国税庁から提出された申告情報*2、給与支払者や年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算及び賦課決定し、納税通知する。賦課決定又は賦課決定後においても、必要に応じ税務調査*3を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課の更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書や所得証明書を発行する。（業務の概要図参照）
 - *1：個人県民税および個人市民税を合わせて、個人住民税と呼び、市が一括して課税しています。
 - *2：住民税申告書および税務署から情報提供される確定申告書があります。
 - *3：主に申告もれや所得や控除の計算誤り、過大な扶養控除の確認を行います。賦課決定後に調査し税額更正するものもあります。

1 どのような業務か（業務の概要図）



2 個人情報をどう取り扱うか

評価書記載部分

全項目評価書Ⅱ 2③④ 3⑧に記載

2 個人情報をごどう取り扱うか

■ 誰の個人情報を取り扱うのか

1月1日つくば市在住の住民全員

- 原則1月1日住民登録のある住民の個人情報であるが、住民登録がなく、生活実態がつくば市にある住民も含まれます。（住民登録外課税）
- 現年度課税分を含めて前8年分の賦課更正を行う可能性があるため、最長8年分の個人情報を保管する。
（過去に遡及し申告がなされた所得等の更正により、過去分の住民税の賦課更正をする。）

■ どんな個人情報を取り扱うのか

- 主な記録項目：個人番号、住民税賦課情報、1月1日世帯情報、年金特別徴収情報、宛名情報、収納情報、口座振替情報
- 全ての記録項目：別添2参照

2 個人情報をごどう取り扱つか

■ 住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書等（以下、申告書等）に関すること

- 申告書等を受け取ったら、住民基本台帳上の情報と結びつけ、すべての資料を人ごとに名寄せをする。市の住民基本台帳上にいない方については、該当市区町村と調整をする。
- 名寄せしたもので、給与・年金の額を合算し、控除等の間違いがないかなどを確認する。
- 医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報から非課税者、減免対象者、各種の控除を把握する。
- これらの情報に基づき、住民等に対する個人住民税の税額を決定し、納税通知書を作成して交付する。
- 各市町村が賦課決定した後で、扶養されている人の住民税関係情報を参照し、不適切な扶養控除については是正する。

■ 給与所得者の異動に関すること

- 個人住民税を給与から天引きしている人が、退職・休職・転職等の事情で、給与から天引きができなくなった場合に、この対象者の雇用主が提出する給与所得者異動届出書に基づき、給与天引きの中止、転勤先での給与天引き引継ぎ又は本人への納税通知書を送付する。

2 個人情報情報をどう取り扱うか

個人情報ファイルの取扱いの委託

■ 例月処理

- 何を委託するのか：システムの運用、当初賦課処理、eLTAXの運用管理
- どこに委託するのか：株式会社茨城計算センター
- 再委託するのか：再委託はしない

■ 封入封緘業務

- 何を委託するのか：5月に通知する特別徴収税額通知書を特別徴収事業所（会社等）別の封筒へ封入し封緘
- どこに委託するのか：株式会社茨城計算センター
- 再委託するのか：再委託はしない

■ 申告関連

- 何を委託するのか：課税情報のエントリー、当初賦課処理
- どこに委託するのか：株式会社茨城計算センター
- 再委託するのか：再委託する

→ [全項目評価書Ⅱ4に記載](#)

3 目的外入手 リスク対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 2リスク1に記載

3 目的外入手リスク対策について

どんなリスク？

- 利用目的範囲外の特定個人情報を入力してしまうと、本来不必要な特定個人情報であるため、不正利用につながる恐れがある。
- 確認事項
 - 業務に不必要な情報を入力できるようになっていないか。
- 主な対策
 - 不必要な情報を入力しないような様式を定める

3 目的外入手リスク対策について

対策

■ 不必要な特定個人情報入手するリスク

- 各種申告については、本人又は本人が申告した内容に基づき税務署が送付・回送してくるものであって、市はこれを受付するものであるから、市側が対象外者の情報を積極的に入手することはない。
- 給与支払報告書等の事業所から提出されるものについては、全国的に利用されている様式を用いており、事業所が不要な情報を記載してくることは考えにくい。
- 住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式が地方税法で規定されており、記載要領を提示して、住民が不必要な情報を記載しないようにしている。
- 職員による扶養控除の確認については、本市が課税する扶養者の情報と、調査対象者である被扶養者の情報や扶養者との関係性を明らかにした上で、調査対象市町村に照会をかけなければ回答が得られないため、職員が無関係な対象外者の情報を入手することはできない。

■ 入手の際に不必要な特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- 窓口に設置している端末には覗き見防止フィルターを使用し、覗き見による情報漏えいを防止している。
- 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとにパスワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。

4 過剰紐付け対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 3リスク1に記載

4 過剰紐づけ対策について

どんなリスク？

- 特定個人情報¹が過剰に集約・使用されてしまうと、対象者について、業務に必要な範囲を超えて情報を得ることができ、人のプライバシーを不正に暴いてしまう恐れがある。特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、業務に必要なのない情報と併せて取り扱われないように対策を講ずる。

- 確認事項
 - 業務担当者が業務に不必要な特定個人情報にアクセスできるようになっていないか。

- 主な対策
 - 業務システムにおける権限設定

→ [全項目評価書Ⅲ 3リスク 1 に記載](#)

4 過剰紐づけ対策について

対策

■ 宛名管理システムにおける対策

- 業務担当者以外が宛名管理システムにアクセスできないように権限の設定をしている。
- 権限の設定に特定個人情報へのアクセス可否を追加し、業務担当者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないようにしている。
- 個人番号はデータベース格納時に暗号化し、画面に表示する際はログインしているユーザが特定個人情報へのアクセス権限を有していることを確認後、復号化して表示している。
- 検索、照会、登録等の特定個人情報へのアクセスについては、「いつ」、「誰が」、「何の目的で」を記録している。

■ 事務ごとのシステムにおける対策

- 担当業務ごとに必要なシステムを切り分け、それ以外のシステムにはアクセスできないように設定している。
- 業務担当者以外が宛名管理システムにアクセスできないように権限の設定をしている。
- 権限の設定に特定個人情報へのアクセス可否を追加し、業務担当者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないようにしている。

5 無権限者使用対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 3リスク2に記載

5 無権限者使用対策について

どんなリスク？

- 特定個人情報を取り扱うことが必要な者以外（事務担当者以外の者や退職者や異動者などの以前は取り扱う必要があったが今はない者など）が、特定個人情報にアクセスできてしまうと、不正利用される恐れがある。そのため、特定個人情報を取り扱うことが必要な者だけがアクセスできるように必要な対策を講ずる。
- 確認事項
 - 特定個人情報を取り扱う必要がない者がアクセスできないように制限、制御されているか。
- 主な対策
 - 適切なユーザ管理及びユーザ認証

→ [全項目評価書Ⅲ 3リスク2に記載](#)

5 無権限者使用対策について

対策

■ ユーザ認証の管理 → 生体認証

- 個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザIDに紐づけて職員の生体情報を登録している。その上で、「端末を起動するとき」及び「業務システムを起動するとき」に生体認証を行っている。また、端末は一定時間操作を行わないと画面ロックがかかるように設定しており、解除にも生体認証を行うことでなりすましを防止している。

■ アクセス権限の発効・失効の管理

- 業務システムの利用に当たっては、情報主管課長に所属長から申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。会計年度任用職員の場合は、雇用通知書の写しを確認し、雇用期間内で申請のあった期間に限りアクセスできるように権限を付与している。
- 権限を有している職員の異動・休職・退職等の情報を随時確認し、発生した場合には権限の変更又は該当する職員のアクセス権限を即日失効する。
- 年度切り替え時には、全職員のアクセス権限を失効させた上で、再度、新しい所属の所属長から情報主管課長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。

6 委託先の不正対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 4に記載

6 委託先の不正対策について

どんなリスク？

- 委託先が特定個人情報を扱う場合、委託元で取り扱う場合と比べ、委託元の監督が及びにくく、知らない間に不正利用される恐れがある。そのため、委託先が特定個人情報を適切に取り扱うことを確認・担保し、監督義務を適正に履行するために必要な対策を講ずる。
- 確認事項
 - 委託先の業者が不正に利用しないように適正に監督義務を履行しているか。
- 主な対策
 - 委託契約書への情報セキュリティ要件の記載

→ [全項目評価書Ⅲ 4](#)に記載

6 委託先の不正対策について

対策

■ 委託先における不正対策

- 特定個人情報の取扱いに係る委託契約を行う場合、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。
 - 「番号法の遵守」、「秘密保持義務の遵守」、「目的外使用・第三者への提供の禁止」、「安全な情報管理の整備、報告」、「つくば市の調査権の明記」、「情報の返還、廃棄、消去」、「情報の複製の禁止」、「委託作業場所の特定」、「委託先における特定個人情報の取扱者への監督・教育」、「事故の報告義務」、「再委託の制限」

■ 再委託先における不正対策

- 以下の2点を契約書に明記している。
 - 再委託する場合は、あらかじめ書面による当市の承認を得なければならない。
 - 再委託先についても、委託者と同様の義務を負う。

■ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

- アクセス権限を付与する従業員を必要最低限に限定し、アクセス権者の報告を求めている。

7 不正提供・不正移転対策 について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 5リスク1に記載

7 不正提供・不正移転対策について

どんなリスク？

- 特定個人情報が不正提供及び不正移転されると、知らない間に特定個人情報が流通し、第三者に不正利用される恐れがある。そのため、特定個人情報の提供・移転については、法律で認められたものに限定し、それ以外の提供・移転が行われないように必要な対策を講ずる。

- 確認事項
 - 特定個人情報の提供及び移転に関するルールを定めているか、また、ルール遵守を確認する手段が整備されているか。

- 主な対策
 - 特定個人情報の提供及び移転に関するルールの策定

→ [全項目評価書Ⅲ 5に記載](#)

7 不正提供・不正移転対策について

対策

■ 特定個人情報の提供・移転に関するルール

- 特定個人情報の提供・移転を行う場合は、データ利用課の長がデータ主管課の長に対してその目的、法的根拠等を明示して申請を行い、データ主管課の長が必要かつ適当であると認めた場合に限り許可している。
- 税務情報については、そもそも地方税法22条による強力な守秘義務の規定があるため、法に明記されていたり、制度設計上の許容がない限り提供ができない。

■ その他の措置

- 外部デバイスの制限
 - 端末への外部媒体の接続はシステムで原則禁止しており、やむをえない場合には情報主管課長の許可を得た媒体のみ接続を許可している。また、媒体の接続履歴として、「誰が」「どのような」操作をしたかを随時記録している。
- ネットワークの分離
 - 特定個人情報を扱うネットワークはインターネットに接続可能なネットワークと物理的に分離している。

8 情報提供ネットワークによる 不正提供対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 6に記載

8 情報提供ネットワークによる不正提供対策について

どんなリスク？

- 情報連携が始まり、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の自治体・行政機関・日本年金機構などと特定個人情報の授受がなされうるため、不正入手及び不正提供対策として必要な対策を講ずる。

- 確認事項
 - 中間サーバ・ソフトウェア及び情報提供ネットワークシステムは不正入手、不正提供が行われないようなシステムになっているか。

- 主な対策
 - 中間サーバ・ソフトウェア及び情報提供ネットワークシステムによる不正入手、不正提供防止対策

→ [全項目評価書Ⅲ 6](#)に記載

8 情報提供ネットワークによる不正提供対策について

対策

(1) 目的外入手防止対策

■ 中間サーバー・ソフトウェアにおける対策

- 番号法上認められた情報連携以外の照会は、中間サーバーの情報照会機能（※1）では受け付けない。

（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

- 中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※2）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

（※2）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

8 情報提供ネットワークによる不正提供対策について

対策

(2) 不正提供防止対策

■つくば市における対策

- つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することでセキュリティを確保している。つくば市とデータセンター間、データセンターと中間サーバー・プラットフォーム間はVPN（※1）によって接続している。

（※1）専用でない回線を暗号化等の技術を用いることにより、仮想の専用線として利用する技術。

- システムの権限管理により、アクセス権限を持つ職員のみ処理できるようにしている。また、生体認証により操作者を特定することで、なりすましを防止している。

8 情報提供ネットワークによる不正提供対策について

対策

(2) 不正提供防止対策

■ 中間サーバー・ソフトウェアにおける対策

- 中間サーバーの情報提供機能（※2）により、情報連携が認められた特定個人情報の提供要求以外の提供を受け付けない。
（※2） 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
- 中間サーバーの情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。
- 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。
- 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。

9 漏えい・滅失・毀損防止 対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 7に記載

9 漏えい・滅失・毀損防止対策について

どんなリスク？

- 特定個人情報¹が漏えいしてしまうと、無関係の者に知られたり、使用されたり、なりすまされたり等のリスクがある。また特定個人情報¹が滅失・毀損してしまうと、正しい処理がなされずに、個人に深刻な損害を与える恐れがある。

- 確認事項
 - 情報の漏えい・滅失・毀損を防止するような対策が行われているか。

- 主な対策
 - サーバ室の入退室管理
 - バックアップ処理の実施

→ [全項目評価書Ⅲ 7](#)に記載

9 漏えい・滅失・毀損防止対策について

対策

各特定個人情報ファイル共通

■ 情報機器の管理

- サーバ室への入室は、生体認証及びICカード認証を行っており、入退室管理表に記録することで入退室者管理を行い、容易に情報の持ち出しができないようにしている。
- 既存住基システムの端末は本体にデータを保存できないようにしており、端末の故障や盗難があった場合にも、データが消失、漏えいしないようにしている。
- 定期的にデータのバックアップを行っている。
- 機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行い、確実な廃棄を行っている。

■ 帳票類の管理

- 提出された特定個人情報を含む課税資料は、廃棄する際には焼却処分を行っている。

10 従業員に対する教育・啓発

評価書記載部分

全項目評価書IV 2に記載

10 従業員に対する教育・啓発

方法

■ つくば市における措置

- つくば市情報セキュリティポリシーに基づき、毎年、新規採用職員に対し集合研修を実施している。また、職員に対して情報セキュリティ意識の啓発及び情報セキュリティ対策の必要性について周知している。
- 毎年年度当初に、新規採用職員、所属長及び部署ごとの情報担当者に対し研修を実施し、情報セキュリティに係る危険性及び影響等について説明を行っている。

■ 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

- 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。
- 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

→ [全項目評価書Ⅳ2に記載](#)

11 開示請求・問合せについて

評価書記載部分

全項目評価書Ⅴに記載

11 開示請求・問合せについて

■ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

- 請求先

つくば市 財務部市民税課
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
029-883-1111

- 請求方法

指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。

■ 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ

- 連絡先

つくば市 財務部市民税課
つくば市 総務部総務課
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
029-883-1111

- 対応方法

問合せがあった場合、問合せの内容及び対応の経過について記録を残す。

→[全項目評価書Vに記載](#)

4情審第32号

令和5年(2023年)1月27日

つくば市長

五十嵐 立青 様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会

会長 横田 由美子

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条の規定に基づく
調査審議の結果について(答申)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条の規定に基づく特定個人情報保護評価について、下記のとおり答申します。

記

1 対象特定個人情報保護評価書

住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

2 審査会の結論

上記の全項目評価書は、特定個人情報保護評価指針（令和4年4月1日個人情報保護委員会改訂）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断するが、別紙の委員付言を参照し、評価書記載内容の充実に更に努めることを期待したい。

つくば市情報公開・個人情報保護審査会委員付言
住民基本台帳に関する事務

【別紙】

住民基本台帳に関する事務			評価結果					委員付言
評価記載部分	点検内容	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E		
2.評価対象事務の記載内容(特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。)								
評価書 I 1② 2	特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	○	△	○	○	○	・どの部分を市民窓口が行っているのか、もう少し分かりやすくした方がいいのではないかと思う。	
評価書 II 2③④ 3⑤	特定個人情報を取り扱う事務において、誰の個人情報を何のために、どのように取り扱うか、具体的に分かりやすく記載しているか。	○	○	○	○	○		
3.委託に関する記載は具体的か。								
評価書 II 4	何をどこに委託するのかが、分かりやすく記載されているか。また、再委託の有無が分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○		
4.リスク対策について								
目的外の入手が行われるリスク	評価書 III 2	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	評価書 III 3 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	評価書 III 3 リスク2	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	

つくば市情報公開・個人情報保護審査会委員付言
住民基本台帳に関する事務

【別紙】

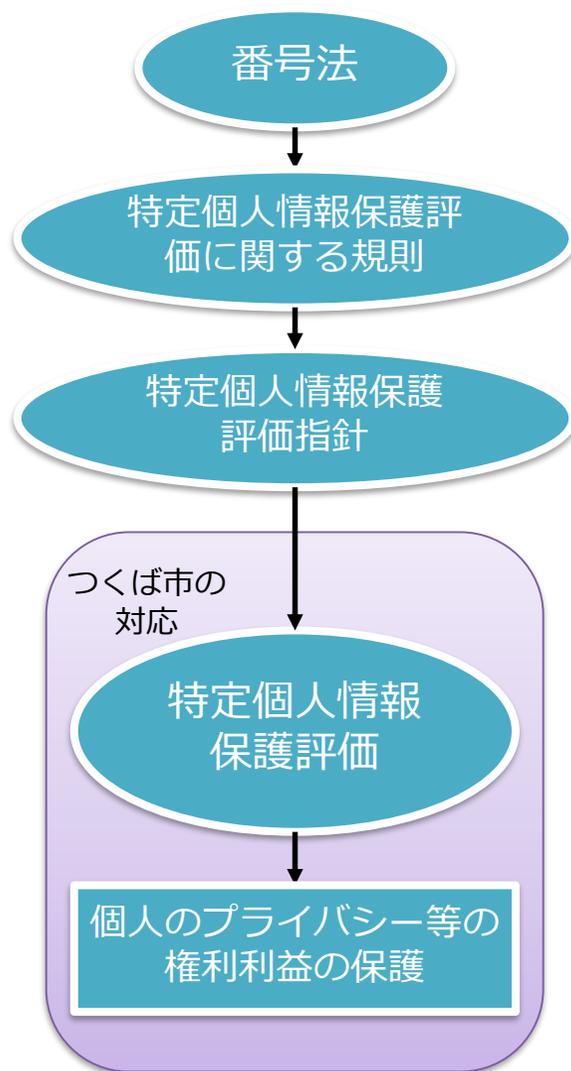
住民基本台帳に関する事務			評価結果					委員付言
評価記載部分	点検内容	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E		
委託先による特定個人情報の取扱いに関するリスク	評価書Ⅲ4	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
不正な提供・移転が行われるリスク	評価書Ⅲ5	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
情報提供ネットワークによる不正提供に対するリスク	評価書Ⅲ6	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	評価書Ⅲ7	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	○	○	○	○	○	
特定個人情報が古いまま保管され続けるリスク		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	○	○	○	○	○	
5.従業員に対する教育・啓発								
研修	評価書Ⅳ2	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	○	○	○	○	○	
6.特定個人情報に関する開示請求等・特定個人情報ファイルに関する問合せについて								
	評価書Ⅴ	特定個人情報に関する開示請求・問合せについて適切な問合せ先が記載されているか。	○	○	○	○	○	
7.特記事項								
		その他特筆すべき事項がある場合						

特定個人情報保護評価 (PIA) 制度について

令和5年(2023年)
総務課

1. 特定個人情報保護評価（PIA）とは

（1）概要



- 国の行政機関や地方公共団体等が、特定個人情報ファイル（※）を取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて、漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第28条）

- 特定個人情報保護評価の詳細は、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」で定められている。

- つくば市では、上記規則及び指針に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う上でシステムを使用し、対象人数の総数が1,000人以上の事務について評価書を作成し、公表している。

※ 個人番号・個人情報を含む情報の集合体であって、個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの

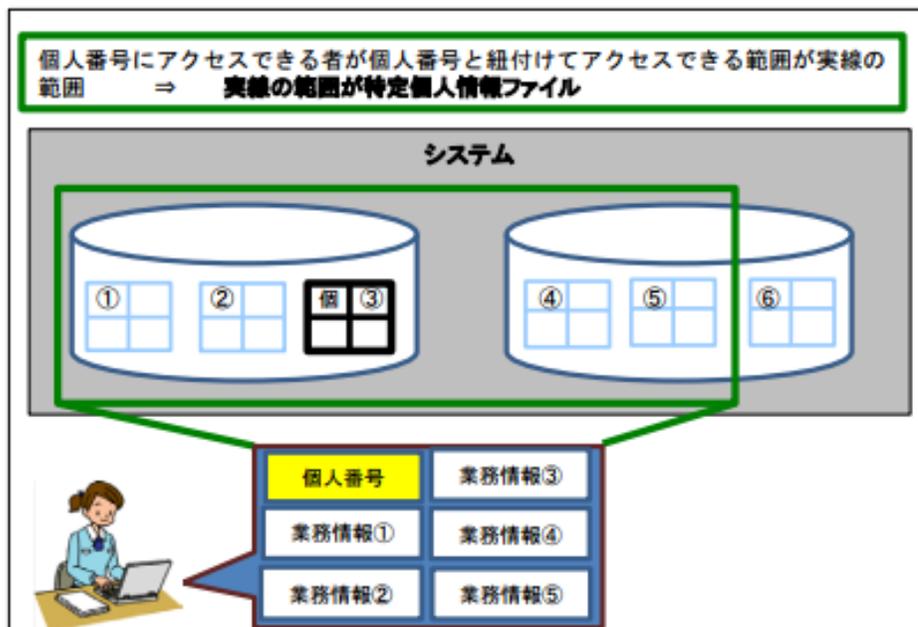
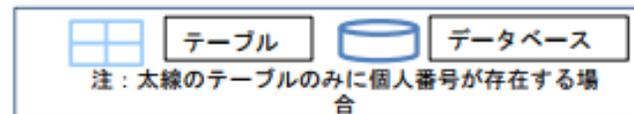
番号制度に対する懸念を踏まえた制度上の保護措置の一つ

1. 特定個人情報保護評価（PIA）とは

（2）特定個人情報ファイル

「特定個人情報ファイル」とは

- 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。（評価指針の解説P34）



★個人番号利用事務で、システムを使用して業務を行っている場合は、「特定個人情報ファイルを保有」していることになる。

★個人番号と個人情報をExcelで管理している場合も同様。

1. 特定個人情報保護評価（PIA）とは

（3）実施対象

特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務は**特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない**。

- 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれら準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務
- 対象人数が1,000人未満の事務
（→ 1,000人未満のため実施しない旨を計画管理書に記載する）

紙ファイルのみを取り扱う事務を対象としていない理由：
漏えい事故等が発生した場合、紙媒体は電子データに比べて被害拡大の範囲が狭く、また拡大のスピードが遅いため。

1. 特定個人情報保護評価（PIA）とは

（4）特定個人情報保護評価書の見直し・再実施

【見直し】

評価実施機関は、少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする。

（特定個人情報保護評価に関する規則 第14条）

【再実施】

一定期間（5年）経過前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。

（特定個人情報保護評価に関する規則 規則第15条）

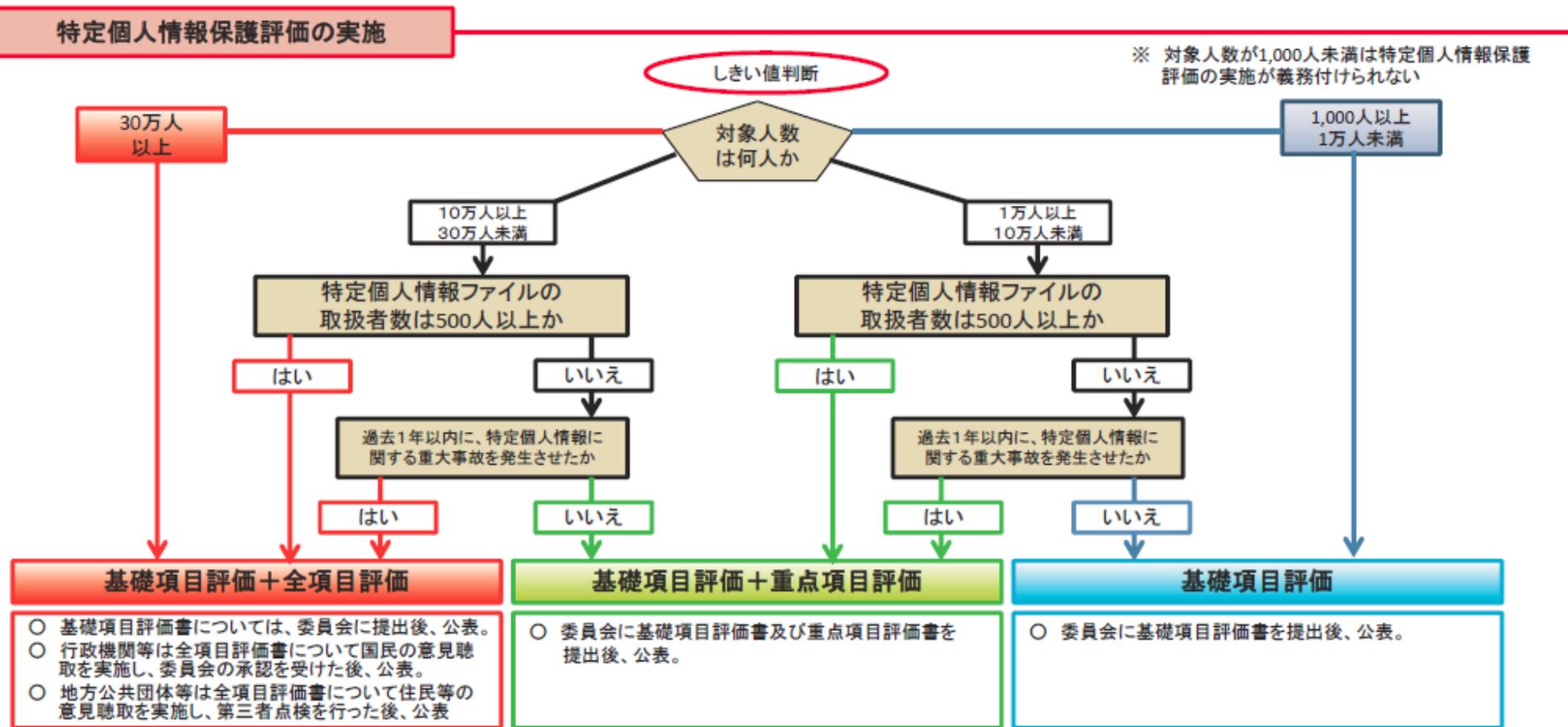
（特定個人情報保護評価指針 第6 2（4））

2. しきい値判断

以下のフロー図に従い、しきい値判断を実施する。

* 対象人数が1,000人以上となった場合、新たに評価書を作成する必要がある。

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



3. 評価書の公開

マイナンバー
保護評価



文字サイズ

標準

拡大

サイト内検索

検索

ホーム
HOME

評価書検索
SEARCH

お知らせ
INFORMATION

マイナンバー保護評価
PIA

関連リンク
LINK

マイナンバー保護評価Web > 評価書検索

評価書検索

検索条件を指定し、参照したい評価書を検索してください。

各評価書に関するお問合せは、評価書に記載のある連絡先へお問合せください。

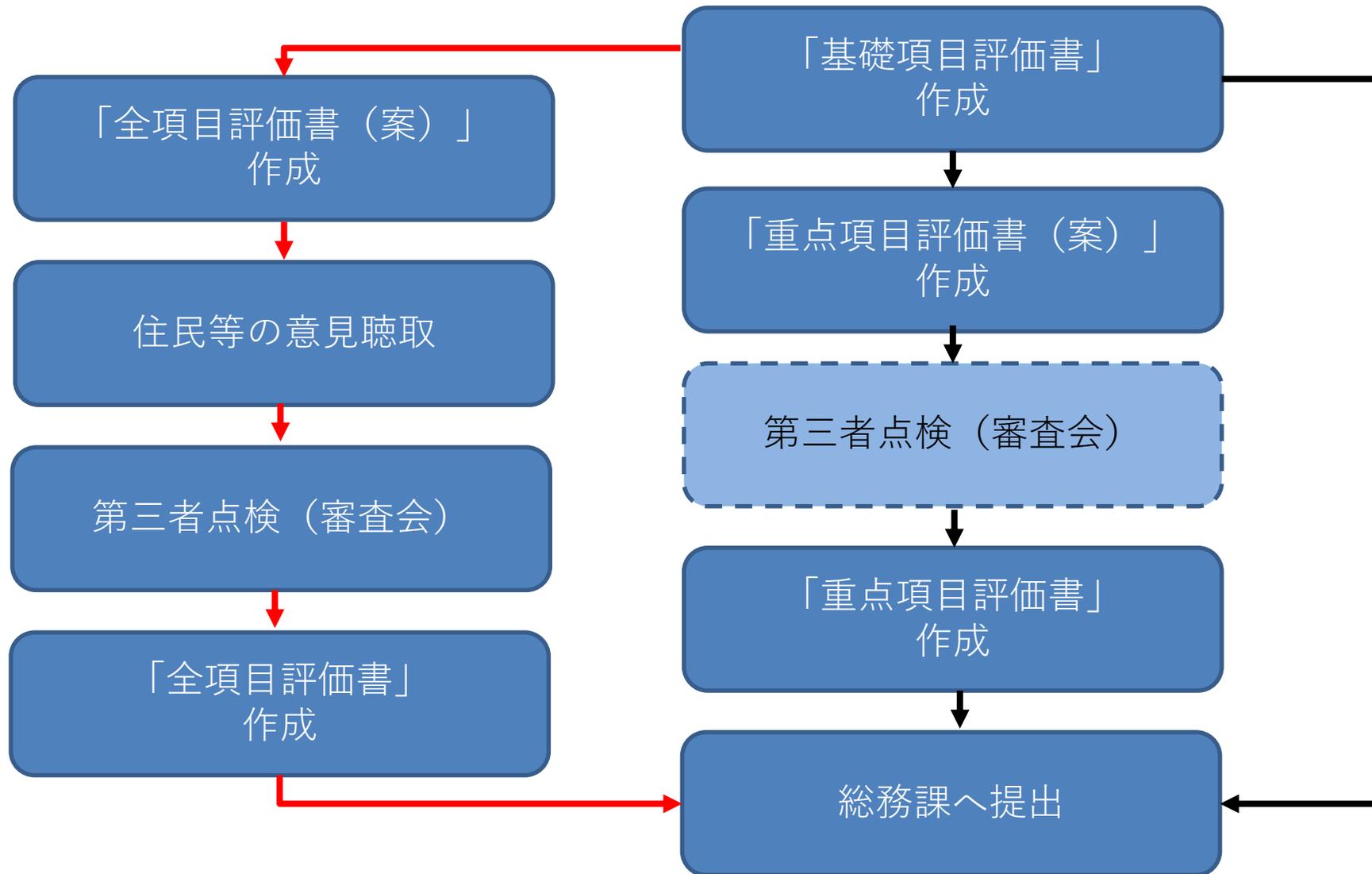
検索条件

機関種別	<input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 独立行政法人等 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 情報連携を行う事業者
法人番号	<input type="text"/> [入力例]8000020130001
評価実施機関名	<input type="text"/> [入力例]東京都知事
評価書名	<input type="text"/> [入力例]障害者自立支援に関する事務
評価書の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価書 <input checked="" type="checkbox"/> 重点項目評価書 <input checked="" type="checkbox"/> 全項目評価書
公表日	令和 <input type="text" value="1"/> 年 <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value="24"/> 日から 令和 <input type="text" value="1"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="24"/> 日まで
表示件数	<input type="radio"/> 10件 <input checked="" type="radio"/> 20件 <input type="radio"/> 50件 <input type="radio"/> 100件

検索

クリア

4. つくば市における第三者点検

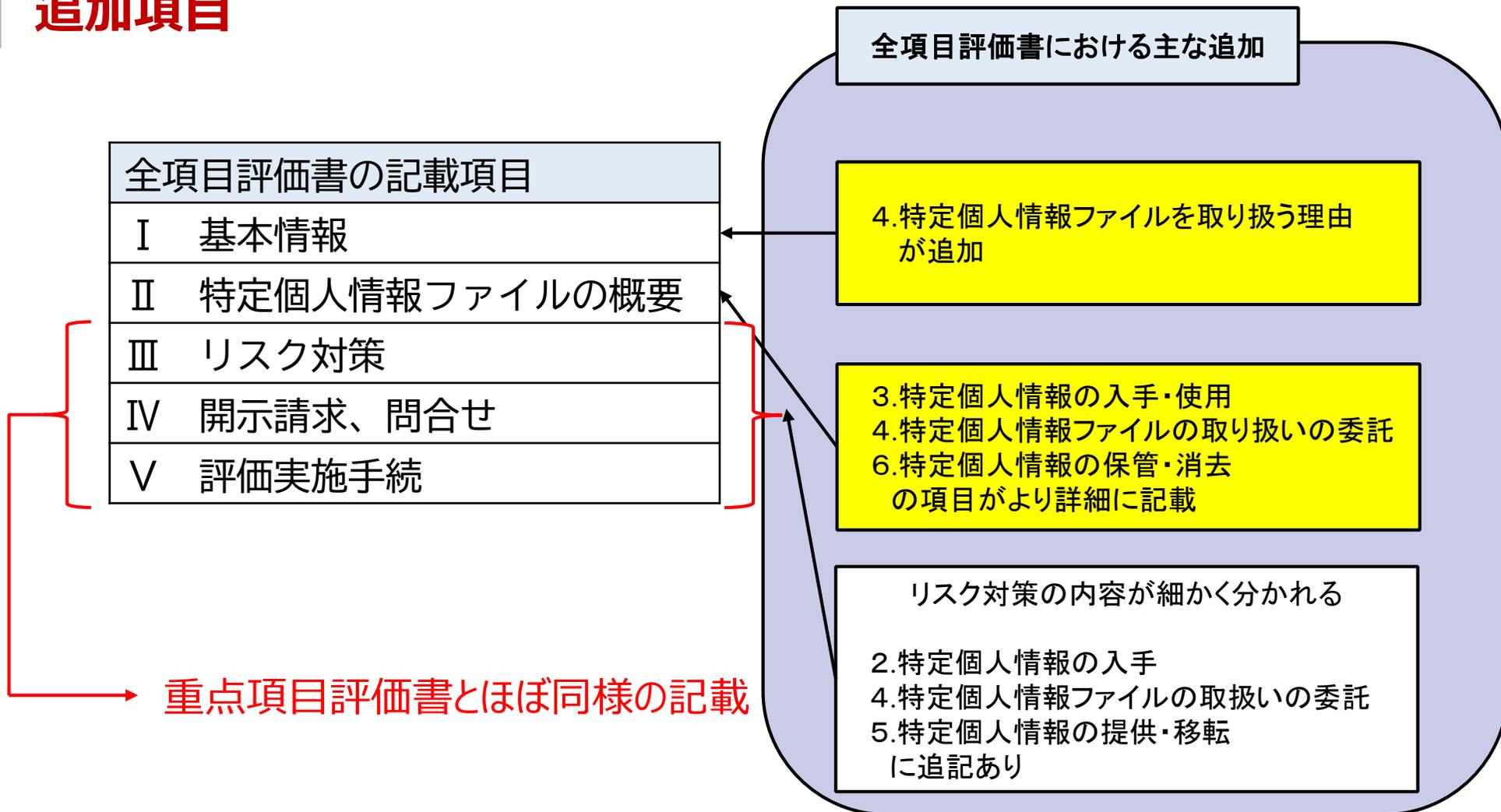


個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書

全項目評価書作成の経緯は以下のとおりです。

変更点	特定個人情報保護評価書において必要な対応
対象人数	<p>保有するマイナンバーの対象人数が30万人を超えたため、従来の重点項目評価書ではなく、新たに全項目評価書の作成が必要になりました。</p> <p>全項目評価書になったことで、マイナンバーの取り扱いについてより詳細な記載が追加されています。</p>

追加項目



担当課独自のシステムや記載内容を中心に点検をお願いします

会 議 録

会議の名称	令和5年度第4回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和5年(2023年)11月27日(月) 開会 10:00 閉会 11:00		
開催場所	つくば市役所 2階 203会議室		
事務局(担当課)	総務部総務課		
出席者	委員	磯山会長、中田委員、野中委員、堀委員	
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、宮本主任、伊藤主任	
	その他	(特定個人情報保護評価の制度全般担当) 総務課：糸賀主査、田中主任 (評価書作成担当) 市民税課：高野課長、横田課長補佐、今井係長、岡部係長 (情報セキュリティ関連担当) 情報政策課：三輪係長	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由			
議題	個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書の記載事項についての調査審議		
会議次第	1 開会 2 座長の選出 3 特定個人情報保護評価に関する第三者点検 個人住民税の賦課に関する事務 4 今後の予定 5 閉会		
〈審議内容〉			

○事務局

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。進行を務めます、総務課長の沼尻です。どうぞよろしく申し上げます。

今回の審査会では、第3回審査会で御審議いただきましたが、調査審議時間が不足しておりましたので、改めて個人住民税の賦課に関する事務のPIAについて御審議をお願いいたします。

早速ではございますが、次第の2、座長の選出及び3、特定個人情報保護評価に関する第三者点検に移らせていただきます。次第に従って進めまして、11時半の終了を予定しております。限られたお時間ではありますがよろしく願いいたします。

では、以降の議事進行は磯山会長をお願いいたします。なお、委員の皆様のお手元にマイクを御用意しておりますので、御発言の際には必ずマイクの御使用をお願いいたします。それでは会長よろしく申し上げます。

○会長

ただいまより、令和5年度第4回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開きます。

まず初めに、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、委員の互選にて座長を決めることになっておりますが、引き続きの事案ですので、私が座長を務めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〈一同異議なしの声〉

○座長

では、本審査会の座長を務めさせていただきます。本日の委員の出席数は4名であり、本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。今回は第3回に引き続き、個人住民税の賦課に関する事務のPIAに関する調査審議となります。また、本審査会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する、非公開と

することができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め、公開として進めて参ります。

それでは次第の3、特定個人情報保護評価に関する第三者点検に入ります。事務局から審査会の進め方及び点検の方法について説明をお願いします。

○事務局

審査会の進め方について御説明いたします。この後、評価書の担当部署から、点検対象である評価書の内容説明がございます。その際、お手元には前回審査会で配布いたしました、資料7の概要資料と資料5の点検報告書を御準備ください。

前回の審査会の流れとしまして、資料5の点検報告書上の項目立てに沿う順番で1項目ずつ説明し、途中で委員の皆様からの御意見、御質問を伺いながら進めていたところです。

その中で、資料5の4リスク対策に関する部分については、これまでに点検していただいた他の評価書と重複する部分が多いため、変更項目である「目的外の入手が行われるリスク」、「委託先による特定個人情報の取扱いに関するリスク」、「不正な提供・移転が行われるリスク」の3項目のみの説明とさせていただきます、このうち「目的外の入手が行われるリスク」までの説明を終えたところです。

続いて、点検の方法について説明します。資料4の特定個人情報保護評価の第三者点検における審査の観点を御覧ください。こちらに適合性と妥当性という、大きく分けて二つの観点が記載されていますが、適合性については審査会前に総務課において審査をした上で審査会に臨んでおりますので、この審査会では、主に妥当性について、事務の内容の記載やリスク対策の点検、審議をお願いいたします。なお、その妥当性については、資料5の点検報告書を基に点検を行っていただければと思います。

点検報告書の記載方法は、評価欄には○、△、×を、御意見がある場合は、右

側の意見欄に御記載ください。

資料の最後に別紙として、以前のものになりますが今回と同様の全項目評価書の答申及び点検報告書を取りまとめたものを添付しましたので、審議、記入の際の参考にしていただければと思います。

なお、この点検報告書については、本日提出いただくものではなく、評価及び御意見を記入いただいたものを、2週間後までに提出いただくこととします。会議終了後に改めて様式をメールでも送付させていただきますので、お配りしているものには、会議中にメモ等を自由に記載していただいて構いません。提出方法等については、会議の最後にまた御説明いたします。

最終的には、皆様からいただいた点検報告書を基に、事務局において会長と御相談しながら答申案を作成いたします。点検方法についての説明は以上です。

○座長

ありがとうございました。ここままで何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、評価書の点検に進みたいと思います。まずは前回から時間も空きましたので、前回御説明いただいた部分について簡単に御説明をお願いいたします。

○市民税課

市民税課の今井と申します。

前回御説明したところについて簡単に振り返らせていただきます。まず、今回の評価書について、どのような業務かになります。市民税課の業務では、課税の業務を行っています。課税の業務は、税目によって相手の提出又は市が収集した資料に基づいて、市が計算をして賦課決定をしたり、相手が自ら計算した申告を受け付ける等して、納税義務者が納税すべき税額を確定するという部門になります。

市民税課で取り扱っている税目は、個人住民税、軽自動車税、入湯税等があ

りますが、今回の評価項目の対象はこの中の個人住民税となります。

個人住民税の課税業務ですが、目的は、地域に住む住民等が広く共同して負担しあう地域社会の会費的性質がある個人住民税を、一定額以上の収入がある住民に対して課税することになります。地方税法に基づき、納税通知書を発行し、計算した税額を住民の方に納付いただくものになります。

業務の概要図はこのようになっています。住民、各自治体や給与支払者等と連携して業務を行っております。

次に、個人情報はどう取り扱うかの点について御説明いたします。まず、取り扱う個人情報について、誰の個人情報を取り扱うかという点ですが、これは1月1日現在、つくば市に在住している住民全員になります。ただし、住民登録がない方についても、生活の実態がつくば市にあるということが認定されれば、住民登録外課税という業務を行いますので、住民登録がある方のみというわけではありません。また、現年度課税を含めて、過去8年間分の賦課更正を行う可能性があるため、現住民に限るわけではありません。

次に、どんな個人情報を取り扱うかですが、個人番号や住民税の賦課情報、世帯情報、年金の特別徴収情報、宛名情報、収納情報、口座振替の情報等になります。また、住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書等、住民の方や給与支払者から賦課に関する課税の情報が書かれた資料を取り扱うことになります。

取り扱う内容についてですが、給与所得者の異動に関することということで、住民税の納付の方法の一つとして給与天引きがありますので、その方の勤務地、退職者という情報を取り扱います。

個人情報ファイルの取扱いの委託についてですが、例月処理としてシステムの運用を委託しています。また、納税通知書の封入封緘業務や、申告資料の紙からデータに起こす作業等を委託しています。

次に、目的外入手リスク対策について御説明いたします。こちらについてですが、前回御説明したのが変更前のものになりますので、変更点につきまして

同課岡部から改めて説明をさせていただきます。

市民税課の岡部と申します。よろしくお願ひいたします。

前回お話ししました目的外入手リスクの対策についての内容に加えまして、今回、重点項目評価書から全項目評価書への移行となって、変更、追加となった箇所にポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず、どのようなリスクに対する記載かといいますと、利用目的範囲外の特定個人情報を入手してしまいますと、本来不必要な特定個人情報であるために、不正利用等に繋がる恐れがあるといったリスクがございますので、そのリスクに対する対策について記載をしております。資料6の34頁、35頁、実際の評価書を御覧いただけますでしょうか。こちらの評価書34頁の2特定個人情報の入手の項目になります。こちらの項目自体は、重点項目評価書の際にも記載があった部分ですが、今回、全項目評価書になったことによって、リスク2、リスク3の記載が追加となっております。

リスク2については、不適切な方法で入手が行われるリスクについてです。このリスクに対する措置の内容といたしましては、企業や年金保険者から支払報告書が提出されますが、その提出にあたっては、専用線を経由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、リスクを防いでおります。

また、リスク3の入手した特定個人情報が不正確であるリスクの措置といたしましては、住民の方から申告書等が提出される際には、御本人様にマイナンバーカード等の身分証明書の提示をしていただいた上で、よく窓口で聞き取りを行い本人確認を行っております。その本人確認に基づきまして、宛名管理システムと照合することにより、間違いのないよう個人情報の紐づけを行っております。また、他団体からの申告情報の入手につきましては、1件1件、基本4情報の氏名、住所、生年月日、性別の情報に基づいて、つくば市の課税対象者と合致するかを確認しております。

リスク1とリスク4については、前回の重点項目評価書にも記載がございま

したので、説明を省略させていただきます。前回の内容については以上になります。

○座長

ただいま説明があった部分について質問、確認事項等がございましたらお願いいたします。

○野中委員

「前回」というのを何度かここまで御説明いただいていると思いますが、「前回」というのは資料の最後に別紙としてある、住民基本台帳に関する事務の評価ということですか。

○市民税課

「前回」というのは、前回の会議で説明した個人住民税の賦課に関する事務のことです。

○野中委員

ありがとうございます。

資料6の34頁、リスク2の不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容として、企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を経由して入手すると記述がございましたが、この専用線というのは具体的にどのような仕組みになっているものですか。

○市民税課

仕組みというお答えになっているか分らないですが、地方税共同機構という団体で運営をしているeLTAXというシステムがございまして、その回線を通して、そのような資料は提供いただいている状況になります。

○野中委員

分かりました。ありがとうございます。

○座長

他にはよろしいですか。

○堀委員

対象者ですが、最長8年分の個人情報を保管するとありますが、これは一律8年分保管しているのでしょうか。あるいは、最長ということなので、長く保管されない個人情報もあるのでしょうか。

○市民税課

こちらで登録のある課税情報については、すべて8年分保管をしております。

○堀委員

分かりました。ありがとうございます。

○座長

他にございますでしょうか。

では、資料5の4リスク対策について、残りの説明を市民税課からお願いいたします。

○市民税課

資料5の点検報告書の裏面にある、リスク対策のうち、変更項目になります、一番上の「委託先による特定個人情報の取扱いに関するリスク」について説明をさせていただきます。

まず、どのようなリスクに関する記載かといいますと、いろいろな業務委託をしているものがございますが、委託先が特定個人情報を扱う場合、委託元で取り扱う場合と比べ、委託元の監督が及びにくく、知らない間に不正利用されてしまうリスクが生じてきます。そのため、委託先が特定個人情報を適切に取り扱うことを確認、担保し、監督責任を適正に履行するために必要な対策を講じておりますので、そのような記載となっております。

具体的には、資料6の37頁の評価書を見ていただき、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託という項目についてです。こちらについても、重点項目評価書にも記載はありましたが、今回、全項目評価書に移行したことに伴いまして、こちらの真ん中に、特定個人情報の提供ルール、特定個人情報の消去ルールに

ついてを追加で記載しております。

まず、特定個人情報の提供ルールについてですが、こちらについてはルールを定めており、まず上段の、委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法です。ルールの内容といたしましては、再委託先等の他者への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、選定基準、再委託先での管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告を受けまして、問題がない場合に限り承認をしております。そのルール遵守の確認方法については、委託先による再委託先の管理が、ルール通りに実施されているのかということ、委託先より報告を受けております。

次に下段の、委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法になります。まずルールの内容といたしましては、委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供しております。また、データの搬送においては、施錠が可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務づけております。この2点について、漏えい防止や媒体搬送の安全確保は契約事項で定められておりますので、遵守の確認といたしましては、業務完了報告書で確認をしております。

続いて、特定個人情報の消去ルールについてです。こちらのルールも定めており、ルールの内容といたしましては、委託先が委託業務を終了した後、発注者と協議の上、個人情報が記載された媒体については直ちに発注者に返却をしていただく、もしくは確実な方法で廃棄、消去をしていただくという旨を契約書に明記をしております。確認方法といたしましては、こちらも契約事項となっておりますので、業務完了報告書にて、適切にそのようなことがなされたかを確認しております。全項目評価書への移行に伴って追加となった部分は以上になります。

○座長

ただいま説明があった部分について質問、確認事項等ございましたらお願い

いたします。

○中田委員

御説明ありがとうございました。特定個人情報の提供ルール等の中身については十分把握できました。

質問ですが、実際委託先から他者への提供をするという再委託の話ですが、これは具体的に現在行われていますか。

○市民税課

業務によっては再委託しているところもございます。基本的に委託先は、すべて茨城計算センターへの委託になっており、再委託先については、茨城計算センターのグループ会社が主な再委託先となっております。

○中田委員

その再委託の際には、ここに書いてあるような形で内容については確認、承認をしているということですか。

○市民税課

はい、そうです。

○中田委員

承認をする部署は、どこになりますか。

要するに、しっかりと定まっていて、特定の責任を持った方が行っている形ですか。

○市民税課

基本的には契約をした担当部署で承認をしております。

業務によって情報政策課で委託している部分と、市民税課で委託している業務と分かれておりますので、契約をした部署によって承認をしているところで

○中田委員

ありがとうございます。

他のところですが、終わった後に業務完了報告書が出てくるわけですが、こちらについては、報告書を受け、中身についても確認をし、問題がないということを実行的に行っているのですか。

○市民税課

そうです。業務が完了したら、必ずこの業務完了報告書を出していただきますので、そちらの内容を確認しております。

○中田委員

分かりました。ルールがあって、それに従って実施しているということで認識しました。ありがとうございました。

○座長

他にございますか。よろしいですか。では、次の部分の説明をお願いいたします。

○市民税課

続きまして資料5点検報告書の、先ほど説明したところの下の段、「不正な提供・移転が行われるリスク」について説明をさせていただきます。まず、どのようなリスクに関する記載かといいますと、特定個人情報が入不正提供や不正移転されると、知らない間に特定個人情報が流通してしまい、第三者に入不正利用されるようなリスクがあります。そのため、特定個人情報の提供、移転については、法律で認められたものに限定し、それ以外の提供、移転が行われないように必要な対策を講じていますので、そちらについての記載をしております。評価書38頁、39頁を御覧ください。38頁の5特定個人情報の提供・移転の項目になります。こちらについても、重点項目評価書の際も記載はありましたが、全体的に内容が詳細になっておりますので、説明をいたします。

まず、リスク1不正な提供・移転が行われるリスクについてです。こちらについては、特定個人情報の提供・移転に関するルールや、措置の内容については、重点項目評価書の時にも記載がございましたので、説明を割愛させていた

だき、特定個人情報の提供・移転の記録について説明いたします。

こちらについては記録をもちろん残しておりまして、具体的な方法としましては、先ほど申しあげました eLTAX システムや、国税庁と連携しております国税連携システムとのデータ連携のシステムにおいて、操作した動作記録、ユーザーID、誰が、いつ、誰の情報を、どんな目的で操作したのかという記録を残しております。また、共用データベースシステムにおいても、操作した動作記録を残しております。こちらの記録した情報については、特定個人情報の保管期間の定め通り、管理保管をしております。

続いて、リスク 2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクについてです。リスクに対する措置の内容といたしましては、不正なアクセスに対してアクセスを許可していない、指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っております。また、提供については、番号法関係法令でどのような情報を提供していいかというものは定められておりますので、定められたものに該当するかどうか確認の上、該当されたもののみ提供を行っております。また、庁内の各部署への移転につきましては、情報政策担当課に届け出のあった事項、方法についてのみ行えるように制御をしております。

続いて、リスク 3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクについてです。まず、リスクに対する措置の内容といたしましては、国税連携システムや、記載の表記が昔の協議会名になってしまっているのですが、現在は地方税共同機構という団体になっており、地方税共同機構の eLTAX システムの連携については、限定された環境で行っており、情報の提供や収受についてもあらかじめ定められた方法で行っておりますので、誤った情報、誤った相手とのやりとりはない状況になっております。

また、共用データベースシステムを使用するデータについても、あらかじめ仕様を定めていまして、その仕様に基づいてデータ提供、収受をしておりますので、誤った情報、誤った相手とのやりとりはない状況になっております。ま

た、情報連携する相手先は、法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定し、さらに相手方との通信では相互の認証を行っており、認証できない相手先との連携は認めておりません。そのようなリスクに対する措置を行っております。その他のリスク及びリスクに対する措置、39 頁につきましては重点項目評価書にも記載がございましたので説明を省略させていただきます。以上になります。

○座長

ただいま説明があった部分について質問、確認事項等ございましたらお願いいたします。

○堀委員

特定個人情報のリスク 1 特定個人情報の提供・移転に関するルールで、承認や許可の手続きが必要ということですが、これはそもそもシステム上そういう権限を付与しない限り、そういう動作ができないということなのでしょうか。あるいは、文書で何かを残しておくという趣旨なのでしょうか。

要するに、この提供や移転に関して、新たにその権限を付与しないとシステム上でできないという形になっているのか、あるいはそうではなく、できるのだけれども、別の手続きとして申請承認の手続きをシステム外で行っているのか、そこを確認させてください。

○市民税課

システムで制御されておりまして、移転については紙でデータ利用の申請をしていただいた上で、承認しております。

○堀委員

システム上そういう制御がされていて、プラスアルファでそういう紙ベースでの承認や申請書という手続きも両方で実施しているということですね。分かりました。

○座長

他にごございますか。よろしいでしょうか。

資料5の点検報告書の4リスク対策については、説明があった3項目以外は、先ほど事務局から説明があった通り、これまで審議していた他の評価書と同じ内容になっておりますので、担当課からの説明は一部割愛となります。5、6、7も重点項目から変更がないため、説明は割愛となりますが、質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

前回会議で出ました資料7、35頁の従業員に対する教育・啓発の具体性というところに関してはいかがでしょうか。

○情報政策課

情報政策課から回答させていただきます。情報政策課の三輪と申します。

こちらは、説明が概要資料に基づいて説明をさせていただいたという都合上、簡略的な説明になっておりましたが、資料6、本編の45頁に具体的なものに関しては記載がされております。こちらに関しましては、重点項目評価書の時代から特に変えておりませんので、御指摘に関しては満たしているものと考えております。以上です。

○座長

御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。相対的なものでも結構です。報告書を上げるにあたって何か御質問等あれば、よろしいですか。点検報告書を書くにあたっての質問でも結構です。

○堀委員

先ほどのところに戻って資料6評価書の38頁で、もう1回確認させていただきたいのが、特定個人情報の提供、移転に関しては、記録を残しているだけではなくて、上長の方の承認がない限り、そもそもシステム上動かさない仕組みになっているということよろしいですか。

○市民税課

はい。

○堀委員

それであれば書いてあるのかもしれないのですが、これだけ読むとその辺の権限の承認みたいところが、何か文書で行っているような感じのようにも読めなくもないので、システム上何重ものチェックが働いていて、個人では動かせませんよということが書かれているといいのかと思いました。

○座長

他にございますか。よろしいですか。

○野中委員

資料5の点検報告書の中で、前回及び今回の会議の中で具体的に御説明をいただいていない、以前の重点項目評価書と重複しているので説明を省略されたという部分をもう一度御指摘ください。

○事務局

資料5の第三者点検報の4リスク対策についての「目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」、「権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」、裏面にいきまして「情報提供ネットワークによる不正提供に対するリスク」、「特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスク」、「特定個人情報情報が古いまま保管され続けるリスク」、5 従業者に対する教育・啓発、6 特定個人情報に関する開示請求等・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせについて、7 特記事項は、変更ないので省略しております。

○野中委員

ありがとうございます。よく分かりました。

○座長

質問ですが、こちらの回答するときには、説明ない部分についても検討した上で、意見を出した方がよろしいですか。それとも省略した部分は、前回同様ということなので、なしでもよろしいですか。

○事務局

評価書全体を今回審査していただくという形になりますので、今回説明していない部分についても、見ていただけたらと思います。特段御意見がなければ、変更がないものについては何も記載していただくなくて大丈夫です。

○堀委員

リスクの分析の中で情報提供ネットワークシステムの接続という箇所と、それ以外の部分があると思いますが、業務の概要図だと、この下の真ん中にある情報提供ネットワークシステムと市民税課との黄色の矢印のやりとり部分が、この情報提供ネットワークシステムとの接続という部分で、その他に情報提供ネットワークシステムを通じた提供除くと書かれているような部分というのは、それ以外の例えば地方税共同機構やそれ以外の黄色の矢印でのやりとりを指しているということでしょうか。

要するに、それぞれの説明がどこの部分を指しているのかというところです。

○市民税課

そうです。

資料5の4の中の「情報提供ネットワークによる不正提供に対するリスク」という評価書39頁の6番に該当する部分についてが、この概要図の下にあります、他団体との情報の提供をしている情報提供ネットワークシステムについての記載になっております。

○堀委員

それ以外は、それ以外の黄色の部分のところがそれぞれ説明されているということですね。

○市民税課

そうです。

○堀委員

分かりました。

○座長

他にはよろしいですか。

それでは概ね意見も出尽くしたかと思いますので、評価書についての審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは次第の4、今後の予定について説明させていただきます。本日説明がありました事務については、第三者点検報告書に、評価及び御意見を御記入いただき、12月11日（月）までに提供をお願いいたします。点検報告書の様式につきましては、本日この後メールでも委員の皆様へ送付しますので、それに御入力いただき、返送していただいても結構です。また、お配りしている点検報告書に直接記入いただき、FAX、郵送等での提供でも結構です。皆様大変お忙しい中恐縮ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、答申についてですが、本日の会議内容及び委員の皆様から提出いただく点検報告書を基に、会長と御相談しながら事務局において答申案を作成いたします。その答申案を審議する次回の会議について、1月中旬から下旬頃の開催をしたいと思います。

後程日程調整のメールを送らせていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。今後の予定については以上となります。

本日は前回に引き続きまして御審議いただき、誠にありがとうございました。今後もこの審査会の適正な運用に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それではこれもちまして、令和5年度第4回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。

令和5年度第4回つくば市情報公開・個人情報保護審査会次第

日時 令和5年(2023年)11月27日(月)10時

場所 つくば市役所2階 203会議室

- 1 開会
- 2 座長の選出
- 3 特定個人情報保護評価に関する第三者点検
個人住民税の賦課に関する事務
- 4 今後の予定
- 5 閉会

特定個人情報保護評価の第三者点検における審査の観点について

特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)第10(2)により、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)は全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2点から審査を行うこととしている。

この審査の観点を参考とし、第三者点検の対象となる特定個人情報保護評価書について、つくば市情報公開・個人情報保護審査会において点検を行うものとする。

(1) 適合性

指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。(全項目評価書のみ)
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。 等

(2) 妥当性

内容が、指針上の特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認めるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 等

※妥当性については、第三者点検報告書(資料5)を基に点検を行う。

1. 第三者点検 対象評価書	
評価書番号/評価書名	2/個人住民税の賦課に関する事務
評価書の種類	全項目評価書
評価実施の理由	新規作成
主管課(評価実施機関名/担当課名)	つくば市長/市民税課
委員 氏名	

	評価書記載部分	点検内容	評価	意見
2. 評価対象事務の記載内容(特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。)				
	評価書Ⅰ1②	特定個人情報ファイルを取り扱う事務や、その事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。		
	評価書Ⅱ2③④③⑧	特定個人情報を取り扱う事務において、誰の個人情報を何のために、どのように取り扱うか、具体的に分かりやすく記載しているか。		
3. 委託に関する記載は具体的か。				
	評価書Ⅱ4	何をどこに委託するのかが、分かりやすく記載されているか。また、再委託の有無が分かりやすく記載されているか。		
4. リスク対策について				
目的外の入手が行われるリスク	評価書Ⅲ2 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。 リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	評価書Ⅲ3 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。 リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	評価書Ⅲ3 リスク2	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。 リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		

	評価書記載部分	点検内容	評価	意見
4.リスク対策について				
委託先による特定個人情報の取扱いに関するリスク	評価書Ⅲ4	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
不正な提供・移転が行われるリスク	評価書Ⅲ5 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
情報提供ネットワークによる不正提供に対するリスク	評価書Ⅲ6	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	評価書Ⅲ7 リスク1	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。		
特定個人情報が古いまま保管され続けるリスク	評価書Ⅲ7 リスク2	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。		
5.従業者に対する教育・啓発				
研修	評価書Ⅳ2	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。		
6.特定個人情報に関する開示請求等・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて				
	評価書Ⅴ	特定個人情報に関する開示請求・問合せについて適切な問合せ先が記載されているか。		
7.特記事項				
		その他特筆すべき事項がある場合		

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つくば市は、市民、そして市民以外の方の個人番号(マイナンバー)を取り扱う責任を十分に理解し、本評価書に記載の措置を始めとする対策を厳重に講じることで、個人のプライバシーその他の権利利益の保護に取り組んでいます。

特記事項

・市民、市民外の方の所得額情報を取り扱う責任を理解し、所得額・税額等間違いがないよう、課税の際は所得額・控除額等の読み合せを行い、ダブルチェックを徹底している。
・みだりに所得額情報を閲覧・提供することがないよう、所得額情報を閲覧できる者は、業務上必要とする職員のみ厳格に限定している。また、地方税についての情報等は、徴税吏員としての強力な調査権限により収集された個人のプライバシーに関する情報であることを認識し、各機関からの照会や個人からの相談についても地方税法第22条によって定められた守秘義務を徹底し、つくば市役所以外に所得額情報を提供することを制限している。

評価実施機関名

つくば市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の内容 ※	<p>目的: 個人住民税*1は、地域に住む住民などが広く共同して負担し合うもの(地域社会の会費)であり、一定額以上の収入のある市民に対して課税しています。</p> <p>概要: 住民から提出を受けた申告書*2や、企業・年金支払者から提出を受けた支払報告書を基に、これらの内容に不適切な点がないかを本市で確認し*3、本市が個人住民税額を計算・決定して、住民や雇用主に対して課税額を通知します。</p> <p>また、住民からの申請により、これらの情報を証明する各種証明書を発行します。</p> <p>*1: 個人県民税及び個人市民税を合わせて、個人住民税と呼び、市が一括して課税しています。 *2: 住民税申告書及び税務署から情報提供される確定申告書があります。 *3: 主に申告漏れや扶養控除の確認を行います。税額決定後に確認し更正するものもあります。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課税内容照会機能 課税台帳から個人の年度ごとの所得内容・控除内容・税額等を照会する。 2. 1月1日世帯照会機能 賦課期日時点での世帯状況を照会する。 3. 特別徴収事業所照会機能 事業所の情報を照会する。 4. 各種証明書発行機能 課税証明書等を発行する。 5. 通知書発行機能 納税通知書、税額変更通知書、特徴税額通知書等を発行する。 6. 課税台帳登録機能 申告書や給与支払報告書の内容に基づき、徴収方法及び課税の決定をする。 修正申告、法定調書、減免審査決定等により、税額の変更をする。 7. 異動処理機能 特別徴収義務者からの異動届出書を基に、徴収方法の変更をする。 8. 年金特徴処理 年金特別徴収義務者からの対象者情報に基づき、年金特別徴収税額の決定をする。 介護保険の停止情報により、年金特別徴収の停止を依頼する。 年金特別徴収の徴収結果により、年金特別徴収の停止を依頼する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、コンビニ交付システム)</p>

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	宛名管理システム								
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 住民記録システムより情報移転を行い4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報を記録する。住登外者の宛名項目(氏名及び名称、性別、生年月日、住所など)の作成・管理をする。</p> <p>2. 個人番号の保護機能 個人番号の保護を行うため認証の制御や暗号化をする。</p> <p>3. 宛名連携機能 同一人の宛名番号を紐付する機能を有し、宛名番号の関連付けしたデータを作成・管理する。中間サーバーとの連携時には、紐付した宛名番号から団体内宛名番号を取得する。</p> <p>4. 団体内宛名統合機能 提供を行うため税務システム等から提供するデータを受け、中間サーバーへ送信する。情報の照会を行うため税務システム等からの要求情報を受け、中間サーバーへ送信し結果を受信をする。符号付番の際に符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信する。団体内宛名番号と4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を管理し、中間サーバーからの要求に対応する。</p> <p>5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとの連携によりデータの送信・受信を行う。データの送信・受信を行った結果の情報を取得・管理する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)									
システム3									
①システムの名称	収納管理システム								
②システムの機能	<p>1. 賦課データ管理機能 個人住民税の課税を管理する。</p> <p>2. 納付データ管理機能 納付された個人住民税の収納を管理する。</p> <p>3. 督促・催告・還付・充当機能 課税データ、納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促、過納者への還付・充当を管理する。</p> <p>4. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書を作成する。 また、申請により納税証明書等証明書を発行する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	1. 国税連携データの管理機能 国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 2. 法定調書データの管理機能 法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う。 3. 団体間回送機能 団体間回送受信／送信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う。 4. 扶養是正情報等のデータ送信機能 扶養是正情報等データを国税庁へ送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()
システム7	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	1. 年金特徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。 2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理、帳票印刷、申告受付システムデータへの変換を行う。 3. 国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。 4. 給与支払報告書データ(光ディスク等)に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ(光ディスク等)の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()

システム12	
①システムの名称	住民記録システム(既存住基システム)
②システムの機能	<p>1. 異動処理機能 住民基本台帳法に基づき、住民票の記載、削除又は修正の処理を行い、それらの住民情報を管理する。</p> <p>2. 発行・統計機能 住民票等の発行や統計資料作成に係る集計を行う。</p> <p>3. 連携機能 ・国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療等の住民票記載項目について、庁内の業務システムと連携して画面表示や帳票への出力を行う。 ・庁内事務で使用する住民宛名項目及び個人番号を、宛名管理システムと連携する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムと、定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。 ・在留カード等発行システムと、定められた電文レイアウトに基づきデータ授受を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム13	
①システムの名称	AI-OCR(LGWAN-ASP型)
②システムの機能	<p>申請書等の紙帳票上の文字を、クラウド上のAIエンジンを用いて認識し、テキストデータに変換するもの。</p> <p>予め庁内でスキャニング又は他機関等から送信を受けた画像データを、LGWAN回線(地方自治体間で用いられるセキュリティ上安全が確保されている回線)を通じてサービス提供事業者の画像処理用アプリケーションサーバ(APサーバ)に送信すると、文字認識サーバで解析され、画像データとテキストデータがデータベースサーバ(DBサーバ)に格納される。職員はこれをブラウザを通じて確認・修正をしたのち、CSVファイル等でダウンロードすることができる。</p> <p>なお、これらのサーバ群はすべてサービス事業者のデータセンター内に存在する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	住民税の賦課決定において、住民の所得情報・控除情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第5条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):(第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市在住の市民全員(住民登録のある方(他市で住登外課税が行われている人を除く。)、住登外課税対象者)、過去の対象者(最長8年)
その必要性	住民税の適正な賦課を行うに当たり、特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◎識別情報 対象者を特定するために記録 ◎連絡先等情報 ・情報 対象者の特定・納税通知等の通知のために記録 ・連絡先 課税情報に疑義がある等、本人に連絡をする必要があるために記録 ・その他住民票関連情報 扶養控除の要件の確認等のために記録 ◎業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報に基づき、住民税の賦課を行うために記録 ・地方税関係情報 算出した住民税額に基づき、情報を管理し、税額通知・証明書等の帳票印刷のために記録 ・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために記録 ・年金関係情報 対象者の年金特徴税額の計算及び年金情報を帳票出力するために記録
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民窓口課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁・年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与等を支払う企業) <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX, 住民基本台帳ネットワーク)							
③入手の時期・頻度	<p>○当初賦課時に入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告情報(確定申告・年金支払報告書・給与支払報告書)について, 1月~4月にかけて複数回入手 ・生活保護について, 3月に入手 ・公的年金支払報告書について1月末に入手・住民税申告書について2月~3月にかけて毎日入手 ・1月1日世帯情報ファイルについて, 1月にバッチ処理で作成して入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて, 5月に年金保険者から入手・宛名情報ファイルについて, 住民基本台帳が更新される都度, 随時入手 <p>○個別的な対応に際して入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初期以降, 新規申告及び税額更正に関する申告時に, 随時, 各種申告書情報を入手 ・年金特別徴収情報ファイルについて, 6月~4月に毎月入手 <p>○他自治体からの(国税連携システム(eLTAX)による入手)</p> <p>他自治体で作成した住民登録外課税通知, 寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民登録外課税情報は提出があれば1年を通じて受領している。 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。 							
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・申告情報(確定申告書・住民税申告書・年金支払報告書・給与支払報告書)については, 制度上定められた時期・頻度・方法にて, 住民・国税庁・年金保険者・企業・他自治体からの情報提供を受けている。 							
⑤本人への明示	住民税の賦課に必要な各種情報については, 地方税法第317条の2の条文, 番号法の別表第二の第27号に規定されている。							
⑥使用目的 ※	各種申告書の受付、住民税額の算出、個人又は法人に対する税額通知の作成・送付、各種証明書の発行							
	変更の妥当性							
⑦使用の主体	使用部署 ※ 財務部市民税課、市民窓口課、各窓口センター							
	使用者数 [100人以上500人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 個人住民税の課税に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書等を受け取ったら、全ての資料を個人ごとに名寄せし、氏名・生年月日等をキーに住民基本台帳上の情報と結び付ける。市の住民基本台帳上にいない方については、該当市区町村とどちらの自治体で課税をするかについて調整をする。 ・ 名寄せした課税資料を合算し、申告の控除等の計算間違いがないか、申告漏れがないかを確認する。 ・ 医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報から、控除に誤りがないかや生活保護等による非課税に該当しないかなどを把握する。 ・ これらの情報に基づき、住民等に対する個人住民税の税額を決定し、納税通知書を作成して送付し、通知を行う。 ・ 各市町村が決定したのち、扶養されている人の住民税関係情報を参照し、所得や扶養の重複などを確認し、不適切な扶養控除については是正する。 <p>2. 給与所得者の異動に関すること</p> <p>個人住民税を給与から天引きしている方が、退職・休職・転職等の事情で、給与から天引きができなくなった場合に、この対象者を雇用している方から提出される給与所得者異動届出書に基づき、給与天引きの中止、転勤先への引継ぎ又は本人への納税通知書の発送を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>申告情報等の税務関係情報と、住基4情報で住基情報と突合し、住基情報をキーに下記の突合を行う。</p> <p>(1) 障害者福祉関係情報の手帳交付の有無・交付年月日・障害の程度、生活保護・社会福祉関係情報の生活保護受給状況を突合して、非課税者を確認する。【上記1】</p> <p>(2) 介護・高齢者福祉関係情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】</p> <p>(3) 税額通知に係るデータを作成する。【上記2】</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>課税状況の分析等のため、「市町村課税状況等の調」に供する集計等の各種統計処理を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (7) 件	
委託事項1	課税情報のエントリー及び画像ファイルの作成	
①委託内容	住民税申告書や給与支払報告書のエントリー及び画像ファイルの作成	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	申告者全員	
その妥当性	・電算処理のため効率かつ正確なデータ化であること。 ・データで投入されたものを含めて全てに対し画像ファイルを作成する。 ・税務システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。以上のことから専門業者である必要があり、また、問合せ又は修正申告時に迅速に対応できるため、必要である。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	問合せがあれば対応する。	
⑥委託先名	(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。
	⑨再委託事項	住民税申告書や紙媒体の給与支払報告書のスキャニング及びデータエントリー
委託事項2～5		
委託事項2	納税通知書等印字プログラム、税務システムのオペレーション業務	
①委託内容	・納税通知書等印字プログラム改修・用紙の作成 ・税務システムにて行う各種処理 ・バッチ一括処理の実行、帳票等の印刷、帳票等の裁断、封入封緘作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	・多量の印刷が短時間でできる機器、裁断機器、封入封緘機器を有し、セキュリティ基準が達成できている設備で作業ができること。・納税通知書印刷に必要な対応(郵便カスタマバーコード、コンビニ用バーコードなど)ができること。・税務システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。以上のことから専門業者である必要があり、また、限られた期間内での作業に対応ができるため、必要である。	

③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	
⑥委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	・納税通知書等印字プログラム改修 ・バッチ一括処理の実行、帳票等の印刷、帳票等の裁断、封入封緘作業	
委託事項3		税務システムの改修事業及びシステムの保全管理	
①委託内容		・税制改正に対応し、システムの改修を委託 ・磁気ディスクによる税務システム情報の保全のために、特定個人情報ファイルの管理を委託 ・システム障害に備えた代替システムの管理と委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	・法制度改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼働前に正しく動作することを確認するため ・システムの安定した稼働及び専門的な知識を有する民間事業者に委託する。以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働が可能であるため、必要である。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	
⑥委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		遠隔地でのデータ保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性		・災害、その他事故でのデータ喪失時の回復が可能であること。 ・システムの安定した稼働をするため、復元作業などの専門的な知識を有する民間事業者へ委託する。 以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働にもつながるため、必要である。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	
⑥委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託の必要がある場合は、事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の必要性や業務内容、再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で許諾している。	
	⑨再委託事項	バックアップデータの管理	
委託事項5		地方税電子申告支援サービス運用の管理	
①委託内容		eLTAXシステム及び国税連携システムの運用管理に関する委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※		公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の申告者。	
その妥当性		・eLTAXシステム及び国税連携システムの運用・保守・バージョンアップへの対応が必要であり、専門的な知識を有することが求められる。 ・システムの安定した稼働をするため、専門的な知識を有する民間事業者へ委託する。以上のことから専門業者である必要があり、また、システムの安定稼働にもつながるため、必要である。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。	

⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項6		申告相談事務支援業務
①委託内容		申告相談事務支援業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	確定申告者及び市民税・県民税申告者
	その妥当性	マイナンバー対応に改修した申告受付システムを使用し申告受付を行うことから、システムに不具合が生じた場合などへの迅速な措置対応やシステムの使用方法の指導、運営、管理体制を万全とすること、また受付システム及び申告受付に使用するその他税システムに精通し、かつ申告受付業務にも精通する人材の配置が必要なことから、システムの開発業者である相手方を選定したものである。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務
①委託内容		個人住民税特別徴収に係る転勤・退職・切替等入力業務委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	給与所得者
	その妥当性	・入力対象となる異動届及び切替届の件数が大量にあり、限られた期間内に速やかに適正に処理していく必要があること。・税務システムの安定した運用及び専門的な知識を有する処理が必要であること。以上のことから、限られた期間内での作業に対応ができる専門業者への委託が必要である。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		問合せがあれば対応する。
⑥委託先名		(株)茨城計算センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (65) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (27) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者

提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先11	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先16～20	
提供先16	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先18	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先20	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先1	番号法別表第1の左欄に掲げる者(移転先1から27は別紙2を参照)
①法令上の根拠	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号法第9条第2項に基づく条例)
②移転先における用途	番号法別表第一の右欄に掲げる事務(移転先1から27は別紙2を参照)
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p><課内における措置> 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとに、パスワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。</p> <p><住民税システムにおける措置> セキュリティカードで入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管され、サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	地方税法上、最長の更正期限が法定納期限の翌日から7年間であるため
③消去方法		<p>・保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフトの使用により、情報資産を復元できないように消去を行うことをルール化している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税賦課情報ファイル

1. 課税年度, 2. 宛名番号, 3. 履歴連番, 4. 課税番号, 5. 調定年度, 6. 指定整理番号, 7. 通知書番号(現年), 8. 普徴事業所番号, 9. 徴収区分, 10. 差額徴収, 11. バッチ処理済サイン, 12. 削除サイン, 13. 一般給与収入, 14. 内特徴給与収入, 15. 特定支出合計額, 16. 給与所得, 17. 年金収入, 18. 公的年金控除後の額, 19. 公的年金控除後の額, 20. 雑その他所得 有無サイン, 21. 雑その他所得, 22. 雑所得 有無サイン, 23. 雑所得, 24. 営業等所得 有無サイン, 25. 営業等所得, 26. 農業所得 有無サイン, 27. 農業所得, 28. 不動産所得 有無サイン, 29. 不動産所得, 30. 上場株式等の配当所得 有無サイン, 31. 上場株式等の配当所得, 32. 利子所得 有無サイン, 33. 利子所得, 34. 配当所得(株式) 有無サイン, 35. 配当所得(株式), 36. 配当所得(投資信託) 有無サイン, 37. 配当所得(投資信託), 38. 配当所得(外貨建) 有無サイン, 39. 配当所得(外貨建), 40. 配当所得(その他) 有無サイン, 41. 配当所得(その他), 42. 総合譲渡・一時 有無サイン, 43. 総合譲渡・一時, 44. 総合譲渡(短期) 有無サイン, 45. 総合譲渡(短期), 46. 総合譲渡(長期) 有無サイン, 47. 総合譲渡(長期), 48. 一時所得 有無サイン, 49. 一時所得, 50. 土地等有無, 51. 土地等(K), 52. 土地等 超短期 有無, 53. 土地等 超短期(J), 54. 分離短期譲渡(一般) 有無サイン, 55. 分離短期譲渡(一般), 56. 分離短期譲渡(軽減) 有無サイン, 57. 分離短期譲渡(軽減), 58. 分離長期譲渡(一般) 有無サイン, 59. 分離長期譲渡(一般), 60. 分離長期譲渡(特定) 有無サイン, 61. 分離長期譲渡(特定), 62. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン, 63. 分離長期譲渡(軽減), 64. 分離長期譲渡(軽減) 有無サイン, 65. 分離長期譲渡(軽減), 66. 山林所得 有無サイン, 67. 山林所得, 68. 退職所得 有無サイン, 69. 退職所得, 70. 株式等譲渡所得(未公開分) 有無サイン, 71. 株式等譲渡所得(未公開分), 72. 株式等譲渡所得(上場分) 有無サイン, 73. 株式等譲渡所得(上場分), 74. 先物取引所得 有無サイン, 75. 先物取引所得, 76. 免税所得 有無サイン, 77. 免税所得, 78. 非課税所得 有無サイン, 79. 非課税所得, 80. 肉用牛の売却による所得(牛全体), 81. 肉用牛の特例適用サイン(所得税), 82. 肉用牛の特例適用サイン(住民税), 83. 免税対象外肉用牛の売却価額, 84. 繰越損失・純, 85. 繰越損失・雑, 86. 繰越損失・株式等譲渡, 87. 繰越損失・先物取引, 88. 繰越損失・居住用, 89. 損益通算可能額, 90. 分離短期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン, 91. 分離短期譲渡(一般)特別控除前, 92. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 93. 分離短期譲渡(軽減)特別控除前, 94. 分離長期譲渡(一般)特別控除前 有無サイン, 95. 分離長期譲渡(一般)特別控除前, 96. 分離長期譲渡(特定)特別控除前 有無サイン, 97. 分離長期譲渡(特定)特別控除前, 98. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 99. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 100. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前 有無サイン, 101. 分離長期譲渡(軽減)特別控除前, 102. 受給者番号, 103. 総所得金額, 104. 合計所得金額(特控後・繰控後), 105. 合計所得金額(特控前・繰控前), 106. 雑損控除, 107. 医療費控除, 108. 社会保険料控除, 109. 小規模共済掛金控除, 110. 生命保険, 111. 損害保険/地震保険控除, 112. 寄付金控除, 113. 妻・夫ありサイン, 114. 控除対象配偶者サイン, 115. 配偶者特別控除額, 116. 配偶者特別控除サイン, 117. 老人+A3扶養人数, 118. 老人扶養内同居人数, 119. 特定扶養人数, 120. 一般扶養人数, 121. 年少扶養人数, 122. 障害特別人数, 123. 障害特別内同居人数, 124. 障害普通人数, 125. 本人障害者サイン, 126. 本人未成年サイン, 127. 本人老年者サイン, 128. 本人寡婦・夫サイン, 129. 本人勤労学生サイン, 130. 基礎控除, 131. 所得控除額合計(住民税), 132. 総所得 課税標準額, 133. 総所得 所得割 市, 134. 総所得 所得割 県, 135. 免税外肉用牛の売却価額 課税標準額, 136. 免税外肉用牛 所得割 市, 137. 免税外肉用牛 所得割 県, 138. 土地等 課税標準額, 139. 土地等 所得割 市, 140. 土地等 所得割 県, 141. 土地等 超短期 課税標準額, 142. 土地等 超短期 所得割 市, 143. 土地等 超短期 所得割 県, 144. 分離短期 一般 課税標準額, 145. 分離短期 一般 所得割 市, 146. 分離短期 一般 所得割 県, 147. 分離短期 軽減 課税標準額, 148. 分離短期 軽減 所得割 市, 149. 分離短期 軽減 所得割 県, 150. 分離長期 一般 課税標準額, 151. 分離長期 一般 所得割 市, 152. 分離長期 一般 所得割 県, 153. 分離長期 特定 課税標準額, 154. 分離長期 特定 所得割 市, 155. 分離長期 特定 所得割 県, 156. 分離長期 軽減 課税標準額, 157. 分離長期 軽減 所得割 市, 158. 分離長期 軽減 所得割 県, 159. 分離長期 軽減 課税標準額, 160. 分離長期 軽減 所得割 市, 161. 分離長期 軽減 所得割 県, 162. 山林 課税標準額, 163. 山林 所得割 市, 164. 山林 所得割 県, 165. 退職 課税標準額, 166. 退職 所得割 市, 167. 退職 所得割 県, 168. 株式譲渡 未公開分 課税標準額, 169. 株式譲渡 未公開分 所得割 市, 170. 株式譲渡 未公開分 所得割 県, 171. 株式譲渡 上場分 課税標準額, 172. 株式譲渡 上場分 所得割 市, 173. 株式譲渡 上場分 所得割 県, 174. 先物取引 課税標準額, 175. 先物取引 所得割 市, 176. 先物取引 所得割 県, 177. 税額控除前所得割計 市, 178. 税額控除前所得割計 県, 179. 人的控除差額合計, 180. 人的控除の調整控除額 市, 181. 人的控除の調整控除額 県, 182. 人的控除の調整控除後 所得割 市, 183. 人的控除の調整控除後 所得割 県, 184. 税額控除 市, 185. 税額控除 県, 186. 税額控除後 所得割計 端処前 市, 187. 税額控除後 所得割計 端処前 県, 188. 税額控除後 所得割計 端処後 市, 189. 税額控除後 所得割計 端処後 県, 190. 配当控除後 所得割 市, 191. 配当控除後 所得割 県, 192. 住宅借入金等特別税額控除 市, 193. 住宅借入金等特別税額控除 県, 194. 住借控除後 所得割 市, 195. 住借控除後 所得割 県, 196. 外国税額控除後 所得割 市, 197. 外国税額控除後 所得割 県, 198. 特別減税額 市, 199. 特別減税額 県, 200. 特減後 所得割計 端処前 市, 201. 特減後 所得割計 端処前 県, 202. 65歳以上控除額 市, 203. 65歳以上控除額 県, 204. 65歳以上減額サイン, 205. 65歳控除後 所得割計 端処前 市, 206. 65歳控除後 所得割計 端処前 県, 207. 減額申告サイン, 208. 減額該当サイン, 209. 減額すべき額 市, 210. 減額すべき額 県, 211. 減額後 所得割 市, 212. 減額後 所得割 県, 213. 配当割・譲渡割合計額 市, 214. 配当割・譲渡割合計額 県, 215. 配割・譲割控除後 所得割計 端処前 市, 216. 配割・譲割控除後 所得割計 端処前 県, 217. 所得割計 市, 218. 所得割計 県, 219. 控除不足額 市, 220. 控除不足額 県, 221. 控除不足額, 222. 均等割 市, 223. 均等割 県, 224. 計算年税額, 225. 減免額, 226. 所得割減免額 市, 227. 所得割減免額 県, 228. 均等割減免額 市, 229. 均等割減免額 県, 230. 特別徴収税額(充当前), 231. 特別徴収税額(充当額), 232. 特別徴収税額(充当後), 233. 普通徴収税額(充当前), 234. 普通徴収税額(充当額), 235. 普通徴収税額(充当後), 236. 年税額, 237. 還付充当該当サイン, 238. 還付充当額, 239. 税額6月(充当前), 240. 税額7月(充当前), 241. 税額8月(充当前), 242. 税額9月(充当前), 243. 税額10月(充当前), 244. 税額11月(充当前), 245. 税額12月(充当前), 246. 税額1月(充当前), 247. 税額2月(充当前), 248. 税額3月(充当前), 249. 税額4月(充当前), 250. 税額5月(充当前), 251. 充当額6月, 252. 充当額7月, 253. 充当額8月, 254. 充当額9月, 255. 充当額10月, 256. 充当額11月, 257. 充当額12月, 258. 充当額1月, 259. 充当額2月, 260. 充当額3月, 261. 充当額4月, 262. 充当額5月, 263. 税額6月(充当後), 264. 税額7月(充当後), 265. 税額8月(充当後), 266. 税額9月(充当後), 267. 税額10月(充当後), 268. 税額11月(充当後), 269. 税額12月(充当後), 270. 税額1月(充当後), 271. 税額2月(充当後), 272. 税額3月(充当後), 273. 税額4月(充当後), 274. 税額5月(充当後), 275. 税額1期(充当前), 276. 税額2期(充当前), 277. 税額3期(充当前), 278. 税額4期(充当前), 279. 税額5期(充当前), 280. 税額6期(充当前), 281. 税額7期(充当前), 282. 税額8期(充当前), 283. 税額9期(充当前), 284. 税額10期(充当前), 285. 税額11期(充当前), 286. 税額12期(充当前), 287. 税額現随(充当前), 288. 充当額1期, 289. 充当額2期, 290. 充当額3期, 291. 充当額4期, 292. 充当額5期, 293. 充当額6期, 294. 充当額7期, 295. 充当額8期, 296. 充当額9期, 297. 充当額10期, 298. 充当額11期, 299. 充当額12期, 300. 充当額現随,

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

301. 税額1期(充当後), 302. 税額2期(充当後), 303. 税額3期(充当後), 304. 税額4期(充当後), 305. 税額5期(充当後), 306. 税額6期(充当後), 307. 税額7期(充当後), 308. 税額8期(充当後), 309. 税額9期(充当後), 310. 税額10期(充当後), 311. 税額11期(充当後), 312. 税額12期(充当後), 313. 税額現随(充当後), 314. 指定番号6月, 315. 整理番号6月, 316. 指定番号7月, 317. 整理番号7月, 318. 指定番号8月, 319. 整理番号8月, 320. 指定番号9月, 321. 整理番号9月, 322. 指定番号10月, 323. 整理番号10月, 324. 指定番号11月, 325. 整理番号11月, 326. 指定番号12月, 327. 整理番号12月, 328. 指定番号1月, 329. 整理番号1月, 330. 指定番号2月, 331. 整理番号2月, 332. 指定番号3月, 333. 整理番号3月, 334. 指定番号4月, 335. 整理番号4月, 336. 指定番号5月, 337. 整理番号5月, 338. 現随納期限, 339. 過随調定年度①, 340. 過随通知書番号①, 341. 過随税額①(充当前), 342. 過随充当額①, 343. 過随税額①(充当後), 344. 過随納期限①, 345. 過随調定年度②, 346. 過随通知書番号②, 347. 過随税額②(充当前), 348. 過随充当額②, 349. 過随税額②(充当後), 350. 過随納期限②, 351. 過随調定年度③, 352. 過随通知書番号③, 353. 過随税額③(充当前), 354. 過随充当額③, 355. 過随税額③(充当後), 356. 過随納期限③, 357. 過随調定年度④, 358. 過随通知書番号④, 359. 過随税額④(充当前), 360. 過随充当額④, 361. 過随税額④(充当後), 362. 過随納期限④, 363. 過随調定年度⑤, 364. 過随通知書番号⑤, 365. 過随税額⑤(充当前), 366. 過随充当額⑤, 367. 過随税額⑤(充当後), 368. 過随納期限⑤, 369. 過随調定年度⑥, 370. 過随通知書番号⑥, 371. 過随税額⑥(充当前), 372. 過随充当額⑥, 373. 過随税額⑥(充当後), 374. 過随納期限⑥, 375. 過随調定年度⑦, 376. 過随通知書番号⑦, 377. 過随税額⑦(充当前), 378. 過随充当額⑦, 379. 過随税額⑦(充当後), 380. 過随納期限⑦, 381. 徴収済額, 382. 未徴収額, 383. 徴収月, 384. 徴収済月1, 385. 徴収済月2, 386. 徴収期, 387. 徴収済期, 388. 転勤未徴収月, 389. 一括徴収月, 390. 退職事由, 391. 退職徴収方法, 392. 転勤事由, 393. 異動事由, 394. 更正事由, 395. 更正年月日, 396. 更正決定年月日, 397. 配偶者特別控除(所得税)有無サイン, 398. 配偶者特別控除額(所得税), 399. 配偶者所得有無サイン, 400. 配偶者所得合計, 401. 個人年金支払額有無サイン, 402. 個人年金支払額, 403. 生命保険料控除(所得税)有無サイン, 404. 生命保険料控除(所得税), 405. 長期損保支払額有無サイン, 406. 長期損保支払額, 407. 短期損保支払額有無サイン, 408. 短期損保支払額, 409. 地震保険料控除(所得税)有無サイン, 410. 地震保険料控除(所得税), 411. 専従者区分, 412. 専従者数, 413. 専従者控除額計, 414. 専従者給与収入, 415. 専従主個人番号, 416. 配偶者控除額, 417. 扶養控除額, 418. 老人扶養控除額, 419. 内同居老人控除額, 420. 一般扶養控除額, 421. 特定扶養控除額, 422. 障害者特別控除額, 423. 障害者内同居控除額, 424. 障害者普通控除額, 425. 本人障害特別控除額, 426. 本人障害普通控除額, 427. 本人老年者控除額, 428. 寡婦一般控除額, 429. 寡婦特別控除額, 430. 寡夫控除額, 431. 勤労学生控除額, 432. 税額控除調整額サイン, 433. 税額控除調整額 市, 434. 税額控除調整額 県, 435. 配当控除 株式 市, 436. 配当控除 株式 県, 437. 配当控除 証券 市, 438. 配当控除 証券 県, 439. 配当控除 外貨建 市, 440. 配当控除 外貨建 県, 441. 外国税額控除サイン, 442. 外国税額控除 市, 443. 外国税額控除 県, 444. 配当割控除額, 445. 株等譲渡所得割控除額, 446. 配当割・譲渡割合計額, 447. 総合譲渡(短期)特別控除後 有無サイン, 448. 総合譲渡(短期)特別控除後 有無サイン, 449. 総合譲渡(長期)特別控除後1/2前 有無サイン, 450. 総合譲渡(長期)特別控除後1/2前, 451. 一時所得 特別控除後1/2前 有無サイン, 452. 一時所得 特別控除後1/2前, 453. 新生命保険料支払額, 454. 旧生命保険料支払額, 455. 介護医療支払額, 456. 新個人年金支払額, 457. 特微リスト用合計所得, 458. 内特 特減前所得割 市, 459. 内特 特減前所得割 県, 460. 内特 特別減税 市, 461. 内特 特別減税 県, 462. 内特 特減後所得割 市, 463. 内特 特減後所得割 県, 464. 内特 均等割 市, 465. 内特 均等割 県, 466. 給報合算サイン, 467. 強制均等割サイン, 468. 強制非課税サイン, 469. 申告別サイン, 470. 確定申告サイン, 471. 給報・申告書サイン, 472. 65歳以上サイン, 473. 計算非課税サイン, 474. 配偶者否認サイン, 475. 均等割り自動セットサイン, 476. 更正サイン, 477. B表種類サイン1, 478. B表種類サイン2, 479. A表B表サイン, 480. 他市町村者課税サイン, 481. 課税保留(賦課未決定)サイン, 482. 生活保護サイン, 483. 旧指定番号, 484. 旧整理番号, 485. 旧市町村区分, 486. 294条サイン, 487. 株給サイン, 488. 決議書不要サイン, 489. 納付書不要サイン, 490. 合算サイン, 491. 専従者個番1, 492. 専従者控除1, 493. 専従サイン1, 494. 専従者個番2, 495. 専従者控除2, 496. 専従サイン2, 497. 専従者個番3, 498. 専従者控除3, 499. 専従サイン3, 500. 専従者個番4, 501. 専従者控除4, 502. 専従サイン4, 503. 専従者個番5, 504. 専従者控除5, 505. 専従サイン5, 506. 専従者個番6, 507. 専従者控除6, 508. 専従サイン6, 509. 前年度通知済仮徴収4月, 510. 前年度通知済仮徴収6月, 511. 前年度通知済仮徴収8月, 512. 現随2納期限, 513. 専従主個番2, 514. 臨時・変動サイン, 515. 臨時 有無サイン, 516. 臨時所得, 517. 変動所得 前年 有無サイン, 518. 変動所得 前年, 519. 変動所得 前々年 有無サイン, 520. 変動所得 前々年, 521. 変動所得 前々々年 有無サイン, 522. 変動所得 前々々年, 523. 平均課税対象金額, 524. 調整所得金額, 525. 調整所得(市), 526. 調整所得(県), 527. 平均税率(市), 528. 平均税率(県), 529. 特別所得金額, 530. 特別所得(市), 531. 特別所得(県), 532. 調整+特別課税総所得(市), 533. 調整+特別課税総所得(県), 534. 専従主1収入, 535. 専従主2収入, 536. NP O条例指定寄附金(市), 537. NPO条例指定寄附金(県), 538. 住宅取得控除(所得税), 539. 住宅申告書区分, 540. 居住開始年月日, 541. 住宅控除可能額, 542. 所得割非課税判定用総所得金額等, 543. 決議書投入サイン, 544. 住民税寄附金①都道府県・市区町村, 545. 住民税寄附金②共同募金会・日赤支部, 546. 住民税寄附金③条例指定(都道府県), 547. 住民税寄附金④条例指定(市区町村), 548. 寄附金特例控除適用割合(%), 549. 寄附金税額控除(市・特例分), 550. 寄附金税額控除(県・特例分), 551. 寄附金税額控除(市), 552. 寄附金税額控除(県), 553. 寄附金税額控除後所得割額(市), 554. 寄附金税額控除後所得割額(県), 555. 年金特微該当者サイン, 556. 年金特微対象者サイン, 557. 年金特微除外者サイン, 558. 年金特微強制非該当サイン, 559. 年金特微中止サイン, 560. 年金特別徴収義務者コード, 561. 年金種類コード, 562. 年金保険者用整理番号1, 563. 年金保険者用整理番号2, 564. 年金特微各種金額1(10月分), 565. 年金特微各種金額2(12月分~), 566. 年金特微各種金額3(年金額), 567. 年金特微税額, 568. 年金特微分所得割額(市), 569. 年金特微分所得割額(県), 570. 年金特微分均等割額(市), 571. 年金特微分均等割額(県), 572. 年金特微仮徴収額(4月), 573. 年金特微仮徴収額(6月), 574. 年金特微仮徴収額(8月), 575. 年金特微本徴収額(10月), 576. 年金特微本徴収額(12月), 577. 年金特微本徴収額(2月), 578. 年金特微翌年度仮徴収額(4月), 579. 年金特微翌年度仮徴収額(6月), 580. 年金特微翌年度仮徴収額(8月), 581. 年金特微中止事由, 582. 年金特微中止年月, 583. 年金特微中止異動年月日, 584. 前年度年金特微該当者サイン, 585. 前年度年金特微対象者サイン, 586. 前年度年金特微除外者サイン, 587. 前年度年金特微強制非該当サイン, 588. 前年度年金特微中止サイン, 589. 前年度年金特別徴収義務者コード, 590. 前年度年金種類コード, 591. 前年度年金保険者用整理番号1, 592. 前年度年金保険者用整理番号2, 593. 前年度年金特微中止事由, 594. 前年度年金特微中止年月, 595. 前年度年金特微中止異動年月日, 596. 減免割合, 597. 震災減免サイン, 598. 国税連携)ファイル種別, 599. 投入差普サイン, 600. 税額1期(内年金特微),

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

601. 税額2期(内年金特徴), 602. 住借用所得税課標(総合・山林・退職), 603. 住借用算出所得税額, 604. 住借控除前所得税, 605. 住借控除見込額, 606. 投資・リース額, 607. 上場株式の配当 課標(ム), 608. 上場株式の配当 所得割・市(ム), 609. 上場株式の配当 所得割・県(ム), 610. 配当繰越損失額(ビ), 611. 年金差普サイン, 612. 決議書不要サイン, 613. 年金特徴中止処理済サイン, 614. 年特中止サイン(介護要因), 615. 年金特徴新規サイン, 616. 住借合算注意サイン, 617. 退職所得有無サイン, 618. 個人番号, 619. 寄附金申告特例サイン, 620. 寄附金申告特例割合, 621. 寄附金申告特例控除(市), 622. 寄附金申告特例控除(県), 623. 一般分株式等譲渡所得 有無サイン, 624. 一般分株式等譲渡所得, 625. 一般分株式等譲渡所得 課税標準額, 626. 一般分株式等譲渡所得 所得割 市, 627. 一般分株式等譲渡所得 所得割 県, 628. 医療費特例サイン, 629. 上場株式の国税と異なる申告サイン, 630. 雑業務有無サイン, 631. 雑業務所得, 632. 所得金額調整控除適用サイン, 633. 所得金額調整控除額(子ども等), 634. 所得金額調整控除額(年金等), 635. 所得金額調整控除額(合計), 636. 所得金額調整控除算出用給与収入, 637. 調整扶養人数, 638. 生計を一にする子サイン, 639. 公的年金等を除いた合計所得

(2) 1月1日世帯情報ファイル

1. 処理番号, 2. 世帯番号, 3. 宛名番号, 4. 区分, 5. 検索用カナ, 6. 氏名カナ, 7. 氏名漢字, 8. 通称名漢字, 9. 住所コード, 10. 住所カナ, 11. 番地カナ, 12. 方書カナ, 13. 住所漢字, 14. 番地漢字, 15. 方書漢字, 16. 生年月日, 17. 性別, 18. 1/1現在年齢, 19. 世帯主サイン, 20. 世帯主個人番号, 21. 続柄, 22. 員番

(3) 年金特別徴収情報ファイル

1. 年金保険者用整理番号1, 2. 年金区分, 3. 特徴義務者コード, 4. 年金種類, 5. 年金額, 6. 所得税源泉徴収税額, 7. 介護特徴依頼額, 8. 国保特徴依頼額, 9. 後期特徴依頼額, 10. 年金特徴依頼額1, 11. 年金特徴依頼額2, 12. 特徴依頼日, 13. 特徴通知日, 14. 未送付サイン, 15. 中止異動日, 16. 中止事由, 17. 中止月, 18. 中止依頼日, 19. 中止通知日, 20. 介護中止異動日, 21. 介護中止事由, 22. 介護中止月, 23. 介護中止依頼日, 24. 介護中止通知日, 25. 4月仮徴収額, 26. 6月仮徴収額, 27. 8月仮徴収額, 28. 仮徴収額変更日, 29. 仮徴収額依頼日, 30. 仮徴収額変更区分, 31. 仮徴収額変更後, 32. 仮徴収額変更前, 33. 捕捉月, 34. 捕捉異動日, 35. 捕捉特徴開始月, 36. 捕捉依頼額1, 37. 捕捉依頼日, 38. 捕捉開始通知日, 39. 年金特徴判定サイン, 40. 確認済, 41. 基礎年金番号, 42. 資料番号, 43. 判定結果5月, 44. 判定結果7月, 45. 市町村JISコード, 46. 通知内容コード, 47. 各種区分, 48. 処理結果, 49. 年金保険用整理番号2

(4) 宛名情報ファイル

1. 個人番号, 2. 宛名番号, 3. 宛先区分, 4. 宛先名カナ, 5. 宛先名漢字, 6. 性別, 7. 生年月日, 8. 続柄コード, 9. 郵便番号, 10. 住所コード, 11. 住所カナ, 12. 番地カナ, 13. 方書カナ, 14. 様方カナ, 15. 住所漢字, 16. 番地漢字, 17. 方書漢字, 18. 様方漢字, 19. 世帯処理番号, 20. 行政区, 21. 住定日, 22. 住定事由, 23. 住民となった日, 24. 住民となった事由, 25. 消除日, 26. 消除事由, 27. 転出予定日, 28. 転出確定日, 29. 異動日, 30. 送付先宛先名, 31. 送付先住所, 32. 電話番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申告については、本人又は本人が申告した内容に基づき税務署が送付・回送してくるものであって、市はこれを受付するものであるから、市側が対象外者の情報を積極的に入手することはない。 ・給与支払報告書等の事業所から提出されるものについては、全国的に利用されている様式を用いており、事業所が不要な情報を記載してくることは考えにくい。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式が地方税法で規定されており、記載要領を提示して、住民が不必要な情報を記載しないようにしている。 ・職員による扶養控除の確認については、本市が課税する扶養者の情報と、調査対象者である被扶養者の情報や扶養者との関係性を明らかにした上で、調査対象市町村に照会をかけなければ回答が得られないため、職員が無関係な対象外者の情報を入手することはできない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められた項目に基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式とし、必要な情報以外は記載しないようにしている
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を経由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・住民から申告書を入手する際には、賦課の資料となる旨を説明する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書等の提示（郵送の場合は写しの添付）や窓口での聞き取りにより、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいてつづば市の課税対象者と合致するかを確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職種で適宜修正することで正確性を確保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関からのネットワークを通じた入手(住民基本台帳ネットワーク及びeLTAXシステムからの入手)については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。 窓口を設置している端末にはのぞき見防止フィルターを使用し、のぞき見による情報漏えいを防止している。 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとにパスワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p><宛名管理システム及び各業務システム共通の措置>(情報主管課により随時実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 宛名管理システム及び各業務システムにおける権限設定に「特定個人情報アクセス権限」を追加し、権限を持つ者のみが対象のシステムにおける特定個人情報にアクセスすることができる。 担当業務ごとに必要なシステムを切り分け、必要最低限の権限を付与している。 個人番号は暗号化して保存しており、画面に表示する際は、ログインしているユーザが「特定個人情報アクセス権限」を有していることを確認後、復号化して表示している。 検索、照会、登録等の特定個人情報へのアクセスについては、サーバーログとして「いつ」、「誰が」、「何の目的で」行ったかデータ上で記録し、4年間保存している。 庁内連携による他の業務システムとの連携については、法令等に基づくものに制限している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は、情報照会に必要な情報のみに制限する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	特定個人情報を扱う端末に、静脈による生体認証を導入している。生体情報は個人ごとのユーザIDに紐付けて管理しており、その上で、「端末を起動するとき」及び「業務システムを起動するとき」に生体認証を行っている。このため、生体情報を登録したユーザのみが許可された権限範囲のシステムにアクセスできる。また、端末は5分間操作を行わないと画面ロックがかかるように設定しており、解除にも生体認証を行うこととなりすましを防止している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>アクセス権限の発効・失効の管理(情報主管課により随時実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務システムの利用に当たっては、所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。臨時職員の場合は、雇用通知書の写しを確認し、雇用期間内で申請のあった期間に限りアクセスできるように権限を付与している。 権限を有している職員の異動・退職・退職等の情報を人事部門からの通知及び情報提供等により確認し、発生した場合には該当する職員のアクセス権限を即日失効する。 年度切り替え時には、全職員のアクセス権限を失効させた上で、再度、新しい所属の長から情報主管課の長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 共有IDは発行せずに個人に対して発行している。 アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者がアクセス権限を削除する。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報の使用の記録(情報主管課及び委託事業者により実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末における生体認証履歴を記録しており、操作者を特定している。 ・各業務システムにおける操作履歴及び証明書等発行履歴を記録している。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員へのセキュリティ研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な利用を抑止している。 業務システムの操作履歴を記録していること。 不正使用は処罰・刑罰(※1)の対象になること。 ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故があった場合、つくば市の運用で類似の懸案事項がないか整理し、必要に応じてグループウェアで職員への周知を図るとともに、セキュリティ対策の実施を求めることで、同様の事故の発生を抑止している。 <p>(※1) 番号法第9章罰則(第48条～57条)に基づく処罰がなされる。具体的には【正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供】は4年以下の懲役、又は200万円以下の罰金、【業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用】は3年以下の懲役、又は150万円以下の罰金など。</p> <p><AI-OCR> 文字解析についてはクラウドサービスを用いるため、解析に際し、送受信・確認及び解析中に情報漏えいのリスクがある。 この点について、以下2点の対策を行っている。 (1) 庁内の送受信及び確認に用いる端末は、庁内に閉じたネットワーク内にある基幹系端末またはLGWAN接続系端末を取り扱う内容によって選定する。 (2) APサーバ、DBサーバと文字認識サーバのすべてが閉域網内に設置されているLGWAN-ASPサービスを利用する。また、サービス提供者は当該サーバ群を管理する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるなど、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に沿った安全管理措置を講じており、解析中の情報漏えいを防止している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンターでの作業に限定されている。 ・委託先には、規定する契約の目的以外に使用すること、及び市が承認していないデータ等を複製し、又は複製することを禁止している。 ・特定個人情報を取り扱う端末はUSBによる外部接続ができず、その他すべての外部媒体も使用させないことにより、漏えいを防止している。 ・正当な理由が無く第三者へ提供した場合の罰則を定めており、研修等により周知・指導することでリスクを抑制している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の使用権限がない職員が当該ファイルにアクセスしても、個人番号は表示しない。 ・住民情報系システム端末は限定し、未使用時にはスクリーンセ이버などを利用して、使用できないようにする。また、スクリーンセ이버などを解除する際は生体認証を行うようにしている。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲とする。 		

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先において情報流出等の事故が発生した場合、損害賠償等について法令等に基づき厳正に対処する。 ・委託業者の作業場所について職員による実地調査を行い、サーバ室の入退室及び鍵管理や記憶媒体の管理など、セキュリティが確保されているか確認している。 ・全部の業務を一括して再委託することを禁止し、一部の業務について再委託を行う理由が合理的であること、委託先と同程度のセキュリティが確保されていることを条件としている。 	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステム、国税連携システムとのデータ連携システムにおいて、操作した動作記録(ユーザID、日時、該当者、動作目的など)を残している。 ・共用データベースシステムを使用して、データ連携している場合は操作した動作記録(ユーザID、日時、該当者、動作目的など)を残している。 ・記録した情報は、特定個人情報の保管期間の定めのとおり管理・保管する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転を行う場合は、データ利用課の長がデータ主管課の長に対してその目的、法的根拠等を明示して申請を行い、データ主管課の長が必要かつ適当であると認めた場合に限り許可している。承認後、承認したことを通知する文書をデータ主管課の長から情報主管課の長に送付することとし、情報主管課においても承認内容を確認している。
その他の措置の内容	外部デバイスの制限 ・端末への外部媒体の接続はシステムで原則禁止しており、やむを得ない場合については情報主管課の長の許可を得た媒体のみ接続を許可している。また、情報主管課により、媒体の接続履歴として、「誰が」「どのような」操作をしたかを随時記録している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 ・指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っている。 ・「提供」については、番号法等関係法令で定められたものに該当するか確認の上、提供を行う。 ・「移転」については、情報政策担当課に届出のあった事項・方法についてのみ行えるよう制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁(国税連携システム)、一般社団法人地方税電子化協議会(eLTAXシステム)の連携については、限定された環境で行い、また情報の提供・收受についても、あらかじめ定められた方法で行っているために誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・共用データベースシステムを使用するデータは、予め定められた仕様に基づきデータ提供・收受をしているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることがない。 ・情報連携する相手先は法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定している。また、相手先との通信では相互認証を行い、認証できない相手先との連携は認めない
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

○不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
 以下の方法により、原則としてインターネットから分離することで提供・移転を行わない体制とし、許可する場合についてもその範囲を特定し適正性が確認できる運用を情報主管課により行っている。
 ・特定個人情報を扱うネットワークはインターネットに接続可能なネットワークと物理的に分離している。
 ・ネットワークを通じた外部機関への提供(住民基本台帳ネットワーク及びeLTAXシステムからの入手)については、専用線を利用し、インターネットに接続できないようにした上で端末を限定し、特定の通信しかできないように制限している。
 ・庁内連携による業務システム間のデータ移転については、法令等に基づくものに制限をされており、操作履歴から「誰が」「どのような」操作をしたか特定することができるようにしている。

○データ主管課の長が必要かつ適当であると認めるに当たり誤った判断を下すリスク
 税務職員は、地方税法第22条により守秘義務が通常公務員に課されるものより重く規定されている。つくば市では、照会元の示す根拠法令が市側の課税情報の開示を明示又は制度上開示を前提としているものを除き、照会に応じないよう厳格な解釈で運用している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>中間サーバー等についての説明は以下のとおり。 【中間サーバー】 情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の業務システムとの間に設置し、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報の授受の仲介をするサーバー 【中間サーバー・ソフトウェア】 中間サーバーの機能を実現するために、総務省において一括開発しているソフトウェア 【中間サーバー・プラットフォーム】 地方公共団体情報システム機構が全国2か所に用意し、全国の地方公共団体が共同で利用する中間サーバーの拠点</p> <p><つくば市における措置>(情報主管課において実施) ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は静脈による生体認証によって操作者を特定している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの情報照会機能(※2)により、番号法上情報連携が認められた特定個人情報の照会以外の照会を受け付けない。これにより、法律上認められた照会以外の入手を防止している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※2)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><つくば市における措置>(情報主官課及び委託業者において実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバーとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することで外部からの脅威を防いでいる。また、つくば市及びデータセンターの出口にはファイアウォールを設置した上で、【つくば市ーデータセンター間】、【データセンターー中間サーバー・プラットフォーム間】はVPN(※4)によって接続している。 ・権限設定により、情報提供ネットワークシステムを通じた入手ができる者を制限している。また、端末は静脈による生体認証によって操作者を特定している。 <p>(※4)専用でない回線を暗号化等の技術を用いることにより、仮想の専用線として利用する技術</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの情報提供機能(※5)により、番号法上情報連携が認められた特定個人情報の提供要求以外の提供を受け付けない。これにより、法律上認められた提供以外の提供を防止している。 ・中間サーバーの情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、不正に提供されるリスクに対応する。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとする。 <p>(※5)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※6)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 <p>(※6)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>○サーバ室入室退室の管理(情報主管課による措置) 以下により情報を保管するサーバへ接触できる者を限定または特定することにより、情報の保全を図っている。 ・サーバ室への入室の際は生体認証及びICカード認証を行っており、入室を情報主管課職員及び委託業者のみに制限している。 ・他課職員及び業者については入室管理表に日付、所属、氏名、目的、入室時間、退室時間を記入した上で、入室を許可している。</p> <p>○端末の盗難による漏えい対策(情報主管課による措置) ・業務システム用端末は本体にデータを保存できないようにしており、端末の故障によるデータ消失や、盗難によるデータ漏えいを防いでいる。</p> <p>○廃棄時の漏えい対策(情報主管課及び委託事業者による措置) ・ハードディスク等の記憶媒体の廃棄時は、磁気データ消去装置によるデータ消去を行った上で物理的に破壊している。 ・また、委託事業者との覚書において、データ記録媒体を破棄する際は、つくば市の指示又は許可を受け実施するものとするとともに、廃棄にあたっては第三者に利用されることのないよう厳重に注意することとしている。</p> <p>○滅失・毀損リスク対策(情報主管課及び委託事業者による措置) ・毎日夜間に業務システムにおける全てのデータをバックアップしており、データの滅失・毀損を防止している。</p> <p><AI-OCR> サービス事業者が設置するサーバに特定個人情報を含むデータを送信すると、データを他の目的に利用される可能性がある。特にAIについては、解析機能を強化するための教師データが必要になるため、本市の個人情報も使われる可能性があるというリスクがある。</p> <p>本システムのサーバ群のうち、特定個人情報を含むデータが格納されるのはDBサーバである。処理後もDBサーバで保存する目的は、ユーザが処理結果について確認し、誤りを修正するため、元データ及び解析データを並列して表示させる必要があるからである。 DBサーバにおいては、ユーザが確認し、処理結果をダウンロードしてしまえばDBサーバ上に記録する必要はない。そのため、①職員の操作により削除できること、②手動で削除をしなくとも、職員が処理に必要な数日間保持されたのち自動的に削除される機能、③本市のデータを教師データとして用いないこと、の3つの条件を満たすサービスを選定することで、目的外利用等のリスクを防ぐことができる。</p>	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><住民税システムにおける措置> ・住民税システムは、庁内のみで独立したネットワークにのみ搭載されており、外部接続していない。 ・eLTAXシステム等、外部接続のシステムには、ファイアウォールを設置している。 ・アクセスの監視とアクセスログの取得・点検について規定をしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生なし]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>		
<p>再発防止策の内容</p>		
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p>	<p>[保管している]</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p> <p>・データセンター内のサーバで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。</p>
<p>その他の措置の内容</p>		
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民税システムに存在する賦課情報は、各種申告情報に基づき、更新・賦課を行った上で、住民に対して税額通知を行い、住民側でも確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	特定個人情報を含む課税資料は、現年度および過去7年分の最大計8年間分の履歴を保管し、順次破棄することとしている。課職員により、ごみ収集所へ直接搬入し、手作業で廃棄を行っている。 <AI-OCR> 本システムのサーバ群のうち、APサーバ・文字認識サーバにはデータを残さない仕組みのため、特定個人情報を含むデータが格納されるのはDBサーバである。これは、ユーザが処理結果について確認をし、誤りを修正するための元データ又は解析データとして表示させる目的である。 このデータは5日間保持されたのち自動的に削除されるため、必要以上に保存されることはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載内容通りの運用ができていないかについて、国のチェックリスト等を活用し、年に1回の頻度で各業務主管課でチェックを実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>情報セキュリティ監査計画書に基づき、以下の観点で情報政策担当課による内部監査を定期的を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 なお、監査は、情報セキュリティに関する研修を受けた職員が実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書の記載事項と運用形態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制準備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><つくば市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・つくば市情報セキュリティポリシーに基づき、毎年、新規採用職員、所属の長及び部署ごとの情報担当者に対し集合研修を実施し、情報セキュリティ意識の啓発及び情報セキュリティ対策の必要性について周知している。研修は原則年に1回とし、制度改正等があった場合については、随時実施を検討する。研修の内容は以下のとおり。 【内容】 ・新規職員向け・・・つくば市における情報システムの概要や情報セキュリティ対策、個人情報を扱う市役所職員の心構え、業務上発生し得るセキュリティ事故の事例や基本的な防止方法など ・所属の長向け・・・つくば市における情報セキュリティ対策、所属の長としての主な責務など ・情報担当者向け・・・つくば市における情報セキュリティ対策、セキュリティ事故対応など ・他自治体で発生した個人情報の漏えいや紛失などのセキュリティ事故について、週に2回程度、イントラネットシステムにおいて掲示し職員に周知することで、つくば市での発生を抑制している。 <p>・市民税課においては、4月当初に新規採用職員及び異動者を対象とした窓口対応の研修を行っており、この中で地方税法22条における守秘義務についても触れて周知をしている。 また、国税連携システムを用いるに当たり、課員への年1回のセキュリティ研修が義務付けられている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策	
<p><つくば市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末は退庁時には鍵のかかるロッカーにしまう又はワイヤーロックで机に固定することで盗難を防止している。 ・年に1回、情報セキュリティに関する職場環境確認を実施しており、個人情報記載されている書類やパスワードが書かれたメモが放置されていないかなどを確認し、問題点については該当者及び全庁に周知し、是正を求めている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市 財務部市民税課 029-883-1111
②請求方法	<p>【開示請求】 つくば市個人情報保護条例第15条に基づき、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、財務部市民税課に書面で直接又は郵送で請求する。</p> <p>【訂正請求】 つくば市個人情報保護条例第29条に基づき、保有個人情報訂正請求書に必要事項を記入し、財務部市民税課に書面で直接又は郵送で請求する。</p> <p>【利用停止請求】 つくば市個人情報保護条例第37条に基づき、保有個人情報利用停止請求書に必要事項を記入し、財務部市民税課に書面で直接又は郵送で請求する。</p> <p>【請求様式】 総務部総務課に備えてある所定の用紙又は、つくば市ホームページからダウンロードする。 (本人が請求する場合) 本人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証等)の確認が必要となる。 (法定代理人が請求する場合) 法定代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、戸籍謄本、登記事項証明書等)の確認が必要となる。 (任意代理人が請求する場合) 任意代理人であることを証明するための書類(個人番号カード、運転免許証、委任状及び印鑑登録証明書等)の確認が必要となる。 (費用負担) つくば市個人情報保護条例第27条に基づき、写しの作成に要した費用と、郵送で請求する場合は送付に要する費用とし前納とする。 ※詳細はつくば市のホームページを参照</p>
特記事項	任意の書式においても記載事項を網羅していれば、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市 財務部市民税課 つくば市 総務部総務課 029-883-1111
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[<選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	特定個人情報保護評価書の意見聴取を広報紙及び市ホームページにより住民等に行った。
②実施日・期間	令和5年2月1日～令和5年3月2日
③期間を短縮する特段の理由	無し
④主な意見の内容	意見無し
⑤評価書への反映	無し
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

No.	移転先部署名	別表第一項番	1法令上の根拠	2用途	3移転する情報	4対象となる本人の数	5本人の範囲	6移転方法	7時期・頻度
1	資産税課	16	地方税法20条の11	納税義務者管理	業種、事業場所、個人事業主	1万人以上10万人未満	所有者、納税義務者	庁内連携システム	異動の都度
2	納税課	16	地方税法	収納データ管理	氏名、住所、課税状況等	10万人以上100万人未満	納税義務者	庁内連携システム	随時
3	社会福祉課	15	生活保護法29条	所得の確認	所得額	1万人未満	要保護者及び被保護者(廃ケース含む)等	庁内連携システム	保護の決定、変更等の都度
4	社会福祉課	63	中国残留法人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	収入調査	所得額、所得割額等	1万人未満	支援給付者	庁内連携システム	年一回
5	高齢福祉課	41	老人福祉法、つくば市老人福祉法施行細則	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	虐待等により生活環境上問題があり、かつ経済的に困窮していると判断すべき申請者	庁内連携システム	申請の都度
6	こども政策課	37	児童福祉手当法施行規則第1条	手当額の判定	所得額、控除額、扶養人数等	1万人未満	受給者、配偶者、扶養義務者	庁内連携システム	認定、現況、各種変更届出時
7	こども政策課	56	児童福祉手当法施行規則第1条の4、第11条	所得制限範囲内の判定	所得額、控除額、扶養人数等	1万人以上10万人未満	受給者、配偶者	庁内連携システム	認定(随時)、現況(年一回)受給状況に変更があった場合(随時)
8	国民健康保険課	30	国民健康保険法、つくば市国民健康保険条例	国保税算定等	収入額、所得額、被扶養者等住外課税対象者情報	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者、擬制世帯者	庁内連携システム・その他	随時
9	医療年金課	番号法第9条第2項に基づく条例	つくば市医療福祉費支給条例、つくば市医療支給条例施行規則	所得制限該当確認	所得額、控除額、被扶養者等	1万人以上10万人未満	受給者、所得判定対象者	庁内連携システム	申請、更新時
10	医療年金課	59	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療保険料算定、医療費一部負担金算定等	収入額、所得額、課税所得等	1万人以上10万人未満	後期高齢者医療被保険者及び同一世帯員	庁内連携システム	資格取得喪失変更等の都度
11	医療年金課	31	国民年金施行令第1条の2	国民年金届出、申請等	収入額、所得額、課税所得、被扶養者など	1万人以上10万人未満	国民年金被保険者、受給者	庁内連携システム	申請の都度
12	介護保険課	68	介護保険法、介護保険法施行法、介護保健法施行令	介護保険料算定等	収入額、所得額、課税所得額、被扶養者等	1万人以上10万人未満	被保険者及び世帯員	庁内連携システム	毎月
13	健康増進課	10、49	地方税法 つくば市税条例、つくば市税条例施行規則 母子保健法第21条の4	階層認定	収入額、所得額、所得割額、所得税額	1万人未満	養育医療給付事業申請者	庁内連携システム	申請受付時
14	障害福祉課	8	児童福祉法施行規則第18条の6	障害児通所支援負担上限額を算定するため	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者と同一世帯に属する者の市町村民税課税状況	庁内連携システム	申請の都度
15	障害福祉課	12	身体障害者福祉法第38条	行政措置に要する費用の算定のため	所得額、所得割額等	1万人未満	措置対象者及び扶養義務者	庁内連携システム	申請の都度
16	障害福祉課	34	身体障害者福祉法第27条	行政措置に要する費用の算定のため	所得額、所得割額等	1万人未満	措置対象者及び扶養義務者	庁内連携システム	申請の都度
17	障害福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20・23条	支給制限確認のため	所得額、控除額等	1万人未満	受給者、配偶者、扶養義務者	庁内連携システム	申請及び認定、所得状況届の提出の都度
18	障害福祉課	84	障害者総合支援法第76条	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、受給者の配偶者、生活維持者等	庁内連携システム	申請の都度
19	障害福祉課	84	障害者総合支援法第78条 つくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、受給者の保護者等	庁内連携システム	申請の都度
20	障害福祉課	84	障害者総合支援法施行規則第35条	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、受給者の保護者等	庁内連携システム	申請の都度

提供先21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先23	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先24	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第40項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先25	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第48項)
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第53項)
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先29	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第57項)
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先30	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第58項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第59項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先34	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第63項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先35	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先36	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第65項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先37	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第66項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先38	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第67項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先39	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先40	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第71項)
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先41	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第74項)
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先42	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第80項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先43	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第84項)
②提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先44	特定優良賃貸住宅の提供の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第85の2項)
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先45	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先46	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第91項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先47	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第92項)
②提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先48	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先49	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第97項)
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先50	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第101項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先51	農林漁業団体職員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第102項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先52	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第103項)
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先53	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先54	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第107項)
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先55	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第108項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先56	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第113項)
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先57	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第114項)
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先58	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第115項)
②提供先における用途	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先59	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第116項)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先60	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第117項)
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先61	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第120項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先62	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第121項)
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	申告者とその被扶養者及び市外在住の課税対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時

提供先63	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第2条第4項
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	つくば市に対して電子申告を行った者のうち、つくば市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	随時
提供先64	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	扶養控除関係情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者のうち所得税の更生または修正が必要となる者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (国税連携システム)
⑦時期・頻度	随時
提供先65	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税の課税資料として
③提供する情報	確定申告書
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者のうち所得税の更生または修正が必要となる者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (国税連携システム)
⑦時期・頻度	随時

個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書 概要

つくば市財務部市民税課

目次

1 どのような業務か

2 個人情報をごどう取り扱ごうか

3 目的外入手リスク対策について

4 過剰紐付け対策について

5 無権限者使用対策について

6 委託先の不正対策について

7 不正提供・不正移転対策について

8 情報提供ネットワークによる
不正提供対策について

9 漏えい・滅失・毀損防止対策について

10 従業員に対する教育・啓発

11 開示請求・問合せについて

1 どういう業務か

評価書記載部分

全項目評価書 I 1 ②に記載

1 どういう業務か

市税業務全体の概要

課税

- 税目により、相手方の提出または市が収集した資料に基づいて市が計算をして賦課決定をしたり、相手が自ら計算した申告を受け付けるなどし、納税義務者が納税すべき税額が確定します。

収納

- 納税義務者が自主的に納付してきた税金を受領し、その内容についての管理をします。

徴収

- 納税義務者が自主的に納付しないものについて、納付を促したり、滞納処分を行うことで滞納をなくします。

1 どういう業務か

市税業務全体の概要

市民税

- 個人住民税
- 軽自動車税
- 入湯税
- たばこ税
- 法人市民税

資産税

- 固定資産税
- 都市計画税

国保税

- 国民健康保険税

1 どういう業務か

業務の全体像

- 目的：個人住民税*1は、地域に住む住民などが広く共同して負担しあうもの（地域社会の会費）であり、一定額以上の収入のある住民に対して課税する。
- 概要：地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、つくば市税条例等に基づき、つくば市が住民や国税庁から提出された申告情報*2、給与支払者や年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算及び賦課決定し、納税通知する。賦課決定又は賦課決定後においても、必要に応じ税務調査*3を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課の更正を行う。また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書や所得証明書を発行する。（業務の概要図参照）
 - *1：個人県民税および個人市民税を合わせて、個人住民税と呼び、市が一括して課税しています。
 - *2：住民税申告書および税務署から情報提供される確定申告書があります。
 - *3：主に申告もれや所得や控除の計算誤り、過大な扶養控除の確認を行います。賦課決定後に調査し税額更正するものもあります。

2 個人情報はどう取り扱うか

評価書記載部分

全項目評価書Ⅱ 2 ③④ 3 ⑧に記載

2 個人情報はどう取り扱うか

■ 誰の個人情報を取り扱うのか

1月1日つくば市在住の住民全員

- 原則1月1日住民登録のある住民の個人情報であるが、住民登録がなく、生活実態がつくば市にある住民も含まれます。（住民登録外課税）
- 現年度課税分を含めて前8年分の賦課更正を行う可能性があるため、最長8年分の個人情報を保管する。
（過去に遡及し申告がなされた所得等の更正により、過去分の住民税の賦課更正をする。）

■ どんな個人情報を取り扱うのか

- 主な記録項目：個人番号、住民税賦課情報、1月1日世帯情報、年金特別徴収情報、宛名情報、収納情報、口座振替情報
- 全ての記録項目：別添2参照

2 個人情報をごどう取り扱つか

■ 住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書等（以下、申告書等）に関すること

- 申告書等を受け取ったら、住民基本台帳上の情報と結びつけ、すべての資料を人ごとに名寄せをする。市の住民基本台帳上にいない方については、該当市区町村と調整をする。
- 名寄せしたもので、給与・年金の額を合算し、控除等の間違いがないかなどを確認する。
- 医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報から非課税者、減免対象者、各種の控除を把握する。
- これらの情報に基づき、住民等に対する個人住民税の税額を決定し、納税通知書を作成して交付する。
- 各市町村が賦課決定した後で、扶養されている人の住民税関係情報を参照し、不適切な扶養控除については是正する。

■ 給与所得者の異動に関すること

- 個人住民税を給与から天引きしている人が、退職・休職・転職等の事情で、給与から天引きができなくなった場合に、この対象者の雇用主が提出する給与所得者異動届出書に基づき、給与天引きの中止、転勤先での給与天引き引継ぎ又は本人への納税通知書を送付する。

2 個人情報情報をどう取り扱うか

個人情報ファイルの取扱いの委託

■ 例月処理

- 何を委託するのか：システムの運用、当初賦課処理、eLTAXの運用管理
- どこに委託するのか：株式会社茨城計算センター
- 再委託するのか：再委託はしない

■ 封入封緘業務

- 何を委託するのか：5月に通知する特別徴収税額通知書を特別徴収事業所（会社等）別の封筒へ封入し封緘
- どこに委託するのか：株式会社茨城計算センター
- 再委託するのか：再委託はしない

■ 申告関連

- 何を委託するのか：課税情報のエントリー、当初賦課処理
- どこに委託するのか：株式会社茨城計算センター
- 再委託するのか：再委託する

→ [全項目評価書Ⅱ4に記載](#)

3 目的外入手 リスク対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 2リスク1に記載

3 目的外入手リスク対策について

どんなリスク？

- 利用目的範囲外の特定個人情報を入力してしまうと、本来不必要な特定個人情報であるため、不正利用につながる恐れがある。
- 確認事項
 - 業務に不必要な情報を入力できるようになっていないか。
- 主な対策
 - 不必要な情報を入力しないような様式を定める

3 目的外入手リスク対策について

対策

■ 不必要な特定個人情報入手するリスク

- 各種申告については、本人又は本人が申告した内容に基づき税務署が送付・回送してくるものであって、市はこれを受付するものであるから、市側が対象外者の情報を積極的に入手することはない。
- 給与支払報告書等の事業所から提出されるものについては、全国的に利用されている様式を用いており、事業所が不要な情報を記載してくることは考えにくい。
- 住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式が地方税法で規定されており、記載要領を提示して、住民が不必要な情報を記載しないようにしている。
- 職員による扶養控除の確認については、本市が課税する扶養者の情報と、調査対象者である被扶養者の情報や扶養者との関係性を明らかにした上で、調査対象市町村に照会をかけなければ回答が得られないため、職員が無関係な対象外者の情報を入手することはできない。

■ 入手の際に不必要な特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- 窓口に設置している端末には覗き見防止フィルターを使用し、覗き見による情報漏えいを防止している。
- 紙媒体による課税資料は、事務処理の段階ごとにパスワードを入力しないと立ち入ることのできない書庫に保管場所を定めており、漏えい・紛失を防止している。

4 過剰紐付け対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 3リスク1に記載

4 過剰紐づけ対策について

どんなリスク？

- 特定個人情報¹が過剰に集約・使用されてしまうと、対象者について、業務に必要な範囲を超えて情報を得ることができ、人のプライバシーを不正に暴いてしまう恐れがある。特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、業務に必要なのない情報と併せて取り扱われないように対策を講ずる。

- 確認事項
 - 業務担当者が業務に不必要な特定個人情報にアクセスできるようになっていないか。

- 主な対策
 - 業務システムにおける権限設定

→ [全項目評価書Ⅲ 3リスク 1 に記載](#)

4 過剰紐づけ対策について

対策

■ 宛名管理システムにおける対策

- 業務担当者以外が宛名管理システムにアクセスできないように権限の設定をしている。
- 権限の設定に特定個人情報へのアクセス可否を追加し、業務担当者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないようにしている。
- 個人番号はデータベース格納時に暗号化し、画面に表示する際はログインしているユーザが特定個人情報へのアクセス権限を有していることを確認後、復号化して表示している。
- 検索、照会、登録等の特定個人情報へのアクセスについては、「いつ」、「誰が」、「何の目的で」を記録している。

■ 事務ごとのシステムにおける対策

- 担当業務ごとに必要なシステムを切り分け、それ以外のシステムにはアクセスできないように設定している。
- 業務担当者以外が宛名管理システムにアクセスできないように権限の設定をしている。
- 権限の設定に特定個人情報へのアクセス可否を追加し、業務担当者以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないようにしている。

5 無権限者使用対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 3リスク2に記載

5 無権限者使用対策について

どんなリスク？

- 特定個人情報を取り扱うことが必要な者以外（事務担当者以外の者や退職者や異動者などの以前は取り扱う必要があったが今はない者など）が、特定個人情報にアクセスできてしまうと、不正利用される恐れがある。そのため、特定個人情報を取り扱うことが必要な者だけがアクセスできるように必要な対策を講ずる。

- 確認事項
 - 特定個人情報を取り扱う必要がない者がアクセスできないように制限、制御されているか。

- 主な対策
 - 適切なユーザ管理及びユーザ認証

→ [全項目評価書Ⅲ 3リスク2に記載](#)

5 無権限者使用対策について

対策

■ ユーザ認証の管理 → 生体認証

- 個人ごとにユーザIDを割り当て、ユーザIDに紐づけて職員の生体情報を登録している。その上で、「端末を起動するとき」及び「業務システムを起動するとき」に生体認証を行っている。また、端末は一定時間操作を行わないと画面ロックがかかるように設定しており、解除にも生体認証を行うことでなりすましを防止している。

■ アクセス権限の発効・失効の管理

- 業務システムの利用に当たっては、情報主管課長に所属長から申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。会計年度任用職員の場合は、雇用通知書の写しを確認し、雇用期間内で申請のあった期間に限りアクセスできるように権限を付与している。
- 権限を有している職員の異動・休職・退職等の情報を随時確認し、発生した場合には権限の変更又は該当する職員のアクセス権限を即日失効する。
- 年度切り替え時には、全職員のアクセス権限を失効させた上で、再度、新しい所属の所属長から情報主管課長に申請があった職員にのみアクセス権限を付与している。

6 委託先の不正対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 4に記載

6 委託先の不正対策について

どんなリスク？

- 委託先が特定個人情報を扱う場合、委託元で取り扱う場合と比べ、委託元の監督が及びにくく、知らない間に不正利用される恐れがある。そのため、委託先が特定個人情報を適切に取り扱うことを確認・担保し、監督義務を適正に履行するために必要な対策を講ずる。

- 確認事項
 - 委託先の業者が不正に利用しないように適正に監督義務を履行しているか。

- 主な対策
 - 委託契約書への情報セキュリティ要件の記載

→ [全項目評価書Ⅲ 4に記載](#)

6 委託先の不正対策について

対策

■ 委託先における不正対策

- 特定個人情報の取扱いに係る委託契約を行う場合、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結する。
 - 「番号法の遵守」、「秘密保持義務の遵守」、「目的外使用・第三者への提供の禁止」、「安全な情報管理の整備、報告」、「つくば市の調査権の明記」、「情報の返還、廃棄、消去」、「情報の複製の禁止」、「委託作業場所の特定」、「委託先における特定個人情報の取扱者への監督・教育」、「事故の報告義務」、「再委託の制限」

■ 再委託先における不正対策

- 以下の2点を契約書に明記している。
 - 再委託する場合は、あらかじめ書面による当市の承認を得なければならない。
 - 再委託先についても、委託者と同様の義務を負う。

■ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

- アクセス権限を付与する従業員を必要最低限に限定し、アクセス権者の報告を求めている。

7 不正提供・不正移転対策 について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 5リスク1に記載

7 不正提供・不正移転対策について

どんなリスク？

- 特定個人情報が不正提供及び不正移転されると、知らない間に特定個人情報が流通し、第三者に不正利用される恐れがある。そのため、特定個人情報の提供・移転については、法律で認められたものに限定し、それ以外の提供・移転が行われないように必要な対策を講ずる。

- 確認事項
 - 特定個人情報の提供及び移転に関するルールを定めているか、また、ルール遵守を確認する手段が整備されているか。

- 主な対策
 - 特定個人情報の提供及び移転に関するルールの策定

→ [全項目評価書Ⅲ 5に記載](#)

7 不正提供・不正移転対策について

対策

■ 特定個人情報の提供・移転に関するルール

- 特定個人情報の提供・移転を行う場合は、データ利用課の長がデータ主管課の長に対してその目的、法的根拠等を明示して申請を行い、データ主管課の長が必要かつ適当であると認めた場合に限り許可している。
- 税務情報については、そもそも地方税法22条による強力な守秘義務の規定があるため、法に明記されていたり、制度設計上の許容がない限り提供ができない。

■ その他の措置

- 外部デバイスの制限
 - 端末への外部媒体の接続はシステムで原則禁止しており、やむをえない場合には情報主管課長の許可を得た媒体のみ接続を許可している。また、媒体の接続履歴として、「誰が」「どのような」操作をしたかを随時記録している。
- ネットワークの分離
 - 特定個人情報を扱うネットワークはインターネットに接続可能なネットワークと物理的に分離している。

8 情報提供ネットワークによる 不正提供対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 6に記載

8 情報提供ネットワークによる不正提供対策について

どんなリスク？

- 情報連携が始まり、情報提供ネットワークシステムを使用して、他の自治体・行政機関・日本年金機構などと特定個人情報の授受がなされうるため、不正入手及び不正提供対策として必要な対策を講ずる。

- 確認事項
 - 中間サーバ・ソフトウェア及び情報提供ネットワークシステムは不正入手、不正提供が行われないようなシステムになっているか。

- 主な対策
 - 中間サーバ・ソフトウェア及び情報提供ネットワークシステムによる不正入手、不正提供防止対策

→ [全項目評価書Ⅲ 6](#)に記載

8 情報提供ネットワークによる不正提供対策について

対策

(1) 目的外入手防止対策

■ 中間サーバー・ソフトウェアにおける対策

- 番号法上認められた情報連携以外の照会は、中間サーバーの情報照会機能（※1）では受け付けない。

（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。

- 中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※2）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

（※2）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

8 情報提供ネットワークによる不正提供対策について

対策

(2) 不正提供防止対策

■つくば市における対策

- つくば市と中間サーバー・プラットフォームは直接接続しておらず、データセンターに中間サーバとの連携機能を持ったサーバーを設置し、そのサーバーを介して接続することでセキュリティを確保している。つくば市とデータセンター間、データセンターと中間サーバー・プラットフォーム間はVPN（※1）によって接続している。

（※1）専用でない回線を暗号化等の技術を用いることにより、仮想の専用線として利用する技術。

- システムの権限管理により、アクセス権限を持つ職員のみ処理できるようにしている。また、生体認証により操作者を特定することで、なりすましを防止している。

8 情報提供ネットワークによる不正提供対策について

対策

(2) 不正提供防止対策

■ 中間サーバー・ソフトウェアにおける対策

- 中間サーバーの情報提供機能（※2）により、情報連携が認められた特定個人情報の提供要求以外の提供を受け付けない。
（※2） 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
- 中間サーバーの情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。
- 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。
- 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとする。

9 漏えい・滅失・毀損防止 対策について

評価書記載部分

全項目評価書Ⅲ 7に記載

9 漏えい・滅失・毀損防止対策について

どんなリスク？

- 特定個人情報¹が漏えいしてしまうと、無関係の者に知られたり、使用されたり、なりすまされたり等のリスクがある。また特定個人情報¹が滅失・毀損してしまうと、正しい処理がなされずに、個人に深刻な損害を与える恐れがある。

- 確認事項
 - 情報の漏えい・滅失・毀損を防止するような対策が行われているか。

- 主な対策
 - サーバ室の入退室管理
 - バックアップ処理の実施

→ [全項目評価書Ⅲ 7](#)に記載

9 漏えい・滅失・毀損防止対策について

対策

各特定個人情報ファイル共通

■ 情報機器の管理

- サーバ室への入室は、生体認証及びICカード認証を行っており、入退室管理表に記録することで入退室者管理を行い、容易に情報の持ち出しができないようにしている。
- 既存住基システムの端末は本体にデータを保存できないようにしており、端末の故障や盗難があった場合にも、データが消失、漏えいしないようにしている。
- 定期的にデータのバックアップを行っている。
- 機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行い、確実な廃棄を行っている。

■ 帳票類の管理

- 提出された特定個人情報を含む課税資料は、廃棄する際には焼却処分を行っている。

10 従業員に対する教育・啓発

評価書記載部分

全項目評価書Ⅳ 2 に記載

10 従業員に対する教育・啓発

方法

■ つくば市における措置

- つくば市情報セキュリティポリシーに基づき、毎年、新規採用職員に対し集合研修を実施している。また、職員に対して情報セキュリティ意識の啓発及び情報セキュリティ対策の必要性について周知している。
- 毎年年度当初に、新規採用職員、所属長及び部署ごとの情報担当者に対し研修を実施し、情報セキュリティに係る危険性及び影響等について説明を行っている。

■ 中間サーバ・プラットフォームにおける措置

- 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。
- 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

→ [全項目評価書Ⅳ2に記載](#)

11 開示請求・問合せについて

評価書記載部分

全項目評価書Ⅴに記載

11 開示請求・問合せについて

■ 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

- 請求先

つくば市 財務部市民税課
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
029-883-1111

- 請求方法

指定様式を定め、書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。

■ 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ

- 連絡先

つくば市 財務部市民税課
つくば市 総務部総務課
茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
029-883-1111

- 対応方法

問合せがあった場合、問合せの内容及び対応の経過について記録を残す。

→[全項目評価書Vに記載](#)

4情審第32号

令和5年(2023年)1月27日

つくば市長

五十嵐 立青 様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会

会長 横田 由美子

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条の規定に基づく
調査審議の結果について(答申)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条の規定に基づく特定個人情報保護評価について、下記のとおり答申します。

記

1 対象特定個人情報保護評価書

住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

2 審査会の結論

上記の全項目評価書は、特定個人情報保護評価指針（令和4年4月1日個人情報保護委員会改訂）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断するが、別紙の委員付言を参照し、評価書記載内容の充実に更に努めることを期待したい。

つくば市情報公開・個人情報保護審査会委員付言
住民基本台帳に関する事務

【別紙】

住民基本台帳に関する事務			評価結果					委員付言
評価記載部分	点検内容	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E		
2.評価対象事務の記載内容(特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。)								
評価書 I 1② 2	特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	○	△	○	○	○	・どの部分を市民窓口が行っているのか、もう少し分かりやすくした方がいいのではないかと思います。	
評価書 II 2③④ 3⑤	特定個人情報を取り扱う事務において、誰の個人情報を何のために、どのように取り扱うか、具体的に分かりやすく記載しているか。	○	○	○	○	○		
3.委託に関する記載は具体的か。								
評価書 II 4	何をどこに委託するのかが、分かりやすく記載されているか。また、再委託の有無が分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○		
4.リスク対策について								
目的外の入手が行われるリスク	評価書 III 2	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	評価書 III 3 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	評価書 III 3 リスク2	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	

つくば市情報公開・個人情報保護審査会委員付言
住民基本台帳に関する事務

【別紙】

住民基本台帳に関する事務			評価結果					委員付言
評価記載部分	点検内容	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E		
委託先による特定個人情報の取扱いに関するリスク	評価書Ⅲ4	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
不正な提供・移転が行われるリスク	評価書Ⅲ5	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
情報提供ネットワークによる不正提供に対するリスク	評価書Ⅲ6	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	○	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	評価書Ⅲ7	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	○	○	○	○	○	
特定個人情報が古いまま保管され続けるリスク		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	○	○	○	○	○	
5.従業員に対する教育・啓発								
研修	評価書Ⅳ2	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	○	○	○	○	○	
6.特定個人情報に関する開示請求等・特定個人情報ファイルに関する問合せについて								
	評価書Ⅴ	特定個人情報に関する開示請求・問合せについて適切な問合せ先が記載されているか。	○	○	○	○	○	
7.特記事項								
		その他特筆すべき事項がある場合						

会 議 録

会議の名称		令和5年度第5回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		令和6年(2024年)1月22日(月) 開会 10:00 閉会 10:15		
開催場所		つくば市役所 2階 204会議室		
事務局(担当課)		総務部総務課		
出席者	委員	磯山会長、中田委員、野中委員、藤田委員		
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、宮本主任、伊藤主任		
	その他			
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書の記載事項についての答申案審議(PIA)		
会議次第	1 開会 2 座長の選出 3 答申案審議 4 今後の予定 5 閉会			
〈審議内容〉 ○事務局 本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 ただいまから、令和5年度第5回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開きます。 本日進行を務めます総務課長の沼尻です。どうぞよろしく申し上げます。 早速ですが、次第の2、座長の選出及び3、答申案審議に移らせていただきます。次第に従って進めまして、11時30分の終了を予定しております。よろしく申し上げます。 では、以降の議事進行は磯山会長にお願いいたします。なお、御発言の際には必ずマイクの御使用をお願いいたします。それでは会長よろしく申し上げます。 ○会長 つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、委員の互選にて座長を決めることとなっておりますが、引き続きの事案ですので、私が座長を務めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。 〈一同異議なしの声〉				

○座長

では、本審査会の座長を務めさせていただきます。

本日の委員の出席数は4名であり、本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。また、本審査会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する、非公開とすることができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め公開として進めて参ります。

それでは続いて、次第の3、答申案審議に入ります。答申案の概要について事務局から説明願います。

○事務局

それでは、答申案の概要について御説明いたします。

今回完成させる答申は、前回審査会で審議いただきました、個人住民税の賦課に関する事務に係る評価書についての答申になります。

答申案は、会長と事務局で作成し、資料1の通りとなっております。答申案の別紙として、委員の皆様の御意見をまとめた一覧表を添付しています。

資料2が前回審査会の会議録となっておりますので、審議の御参考にしていただければ幸いです。

答申案の内容についてですが、各委員の点検報告書を見ますと、一部△の評価となっておりますので、記書きの2の1段落目において、まず「適合性及び妥当性ともにおおむね基準を満たしている」と判断する」としています。

△については、別紙の委員付言にもある通り、委託先での特定個人情報の取扱いについては、アクセス制限や持出防止措置等、つくば市内部での措置に比べるとやや記載が薄いので、どの程度の義務を委託先に課しているかが分かるような記載をし、また、特定個人情報の提供・移転については、制度設計上、データ利用課の長が個別に承認、権限を付与しない限りできないのであれば、その点を記載し、評価書記載内容の充実に更に努めることに期待したいとしています。答申案の概要についての説明は以上となります。

今日はこの答申案を叩き台として御審議いただき、答申を完成させていただければと思います。担当課は、本日作成した答申をもとに、記載内容の修正を検討していくこととなりますので、御審議をよろしく願います。

○座長

それでは、答申案の内容について審議を進めていきたいと思えます。修正の必要が生じた場合は、文面をこの場で決めていきたいと思えますので、委員の皆様はその点も積極的に御協力をお願いいたします。

それでは御意見等ございましたら、よろしく願います。

審査会の結論として、適合性及び妥当性ともにおおむね基準を満たしている」と判断するとあり、別紙の委員付言を参照し、評価書記載内容の充実に更に努める

ことを期待したいとなっておりますが、何か御意見ありますでしょうか。

○中田委員

特にはございません。

○座長

従前のものを見ても基本的には皆さん○を付けていただいていると思いますので、一部△のところを別紙の委員付言を参照してという事ですかね。別紙はこの横のA3のものを指すのですか。

○事務局

はい。

○座長

他に付け加えた方がいいのではないかと、削った方がいいなど、よろしいですか。

○中田委員

はい。

○座長

よろしいですか、何かありますでしょうか。

○野中委員

事務局で、もし分かれば説明いただけたらと思います。別紙裏側の、2つ目の△の評価書Ⅲ5リスク1の2行目の委員の付言で最初に1行目で、「3特定個人情報の使用 リスク2」のアクセス権限の付与とは異なりというところの、「3特定個人情報の使用 リスク2」がどこを指しているのか、御指摘いただけますでしょうか。

○事務局

本日の資料にはついていないのですが、前回の資料の評価書の中にある部分を指しています。今スクリーンに映しますので、スクリーンを御覧いただけたらと思います。

○野中委員

はい、これで大丈夫です。

○座長

よろしいですか。他に何かございますでしょうか。そうしましたら、この資料1の答申案の通りでよろしいですか。

〈一同異議なしの声〉

○座長

ではこれで答申いたします。

次第の3、答申案審議については以上となりますので、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

それでは次第の4、今後の予定について説明させていただきます。

答申書につきましては、御審議いただきました通りに確定させ、市長に送付いたします。それを受けた担当課においては、この答申をもとに、適宜評価書を修正し、確定の上、公表することとなります。

本案件につきましては、全3回にわたりまして、慎重かつ丁寧な御審議、御検討いただき、ありがとうございました。

今後も情報公開・個人情報保護審査会の適正な運用に御理解と御協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして令和5年度第5回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和5年度第5回つくば市情報公開・個人情報保護審査会次第

日時 令和6年(2024年)1月22日(月)10時

場所 つくば市役所 本庁2階 204会議室

- 1 開会
- 2 座長の選出
- 3 答申案審議
- 4 今後の予定
- 5 閉会

【配布資料】

- ・資料1 答申案
- ・資料2 前回審査会会議録

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会
会長 磯山 貴洋

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条の規定に基づく、
調査審議の結果について(答申)

行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律第28
条の規定に基づく特定個人情報保護評価について、下記のとおり答申します。

記

1 対象特定個人情報保護評価書

個人住民税の賦課に関する事務 全項目評価書

2 審査会の結論

上記の全項目評価書は、特定個人情報保護評価指針（令和4年4月1日個人情報保護委員会改訂）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともにおおむね基準を満たしていると判断するが、別紙の委員付言を参照し、評価書記載内容の充実に更に努めることを期待したい。

つくば市情報公開・個人情報保護審査会委員付言
個人住民税の賦課に関する事務

【別紙】

個人住民税の賦課に関する事務		点検内容	評価結果				委員付言
評価書記載部分			委員A	委員B	委員C	委員D	
2.評価対象事務の記載内容(特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。)							
	評価書 I 1②	特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	○	○	○	○	
	評価書 II 2③④ 3⑧	特定個人情報を取り扱う事務において、誰の個人情報を何のために、どのように取り扱うか、具体的に分かりやすく記載しているか。	○	○	○	○	
3.委託に関する記載は具体的か。							
	評価書 II 4	何をどこに委託するのかが、分かりやすく記載されているか。また、再委託の有無が記載されているか。	○	○	○	○	
4.リスク対策について							
目的外の入手が行われるリスク	評価書 III 2 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	評価書 III 3 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	
権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	評価書 III 3 リスク2	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	

つくば市情報公開・個人情報保護審査会委員付言
個人住民税の賦課に関する事務

【別紙】

個人住民税の賦課に関する事務							
評価書記載部分	点検内容	評価結果				委員付言	
		委員A	委員B	委員C	委員D		
委託先による特定個人情報の取扱いに関するリスク	評価書Ⅲ4	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	委託先での取扱いについて、具体的にどのような取扱いを行うことを委託契約で委託先に義務付けているかの内容について、あまり記載されていないように思われる(例えば委託先での従業員へのアクセス制限をどのように行わせるか、情報の持出しの防止措置など)。つくば市内部での防止措置の記載が詳細なのと比べるとやや記載が薄いように感じた。可能であれば「情報保護管理体制の確認」又は「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」の中で、どの程度の義務を委託先に課しているかが分かるような記載がある程度は行われるべきではないかと思われる(例えば「委託元における取り扱いと同レベル以上の管理を求めている」等)。
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	△	○	
不正な提供・移転が行われるリスク	評価書Ⅲ5 リスク1	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	一定期間継続して付与されると思われる「3特定個人情報の使用 リスク2」のアクセス権限の付与とは異なり、特定個人情報の提供・移転についてはデータ利用課の長が個別に承認／権限を付与しない限りシステム上そもそも提供や移転ができない設計となっているのであれば、その点を明記したほうがより良いと思われる。
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	△	○	
情報提供ネットワークによる不正提供に対するリスク	評価書Ⅲ6	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	○	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。また、その対策は個人の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という目的に照らし妥当なものか。	○	○	○	○	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	評価書Ⅲ7 リスク1	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	○	○	○	○	
特定個人情報が古いまま保管され続けるリスク	評価書Ⅲ7 リスク2	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	○	○	○	○	
5.従業員に対する教育・啓発							
研修	評価書Ⅳ2	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	○	○	○	○	
6.特定個人情報に関する開示請求等・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて							
	評価書Ⅴ	特定個人情報に関する開示請求・問合せについて適切な問合せ先が記載されているか。	○	○	○	○	
7.特記事項							
		その他特筆すべき事項がある場合					

会 議 録

会議の名称	令和5年度第4回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時	令和5年(2023年)11月27日(月) 開会 10:00 閉会 11:00		
開催場所	つくば市役所 2階 203会議室		
事務局(担当課)	総務部総務課		
出席者	委員	磯山会長、中田委員、野中委員、堀委員	
	事務局	沼尻課長、高野課長補佐、稲毛田係長、宮本主任、伊藤主任	
	その他	(特定個人情報保護評価の制度全般担当) 総務課：糸賀主査、田中主任 (評価書作成担当) 市民税課：高野課長、横田課長補佐、今井係長、岡部係長 (情報セキュリティ関連担当) 情報政策課：三輪係長	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由			
議題	個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書の記載事項についての調査審議		
会議次第	1	開会	
	2	座長の選出	
	3	特定個人情報保護評価に関する第三者点検	
		個人住民税の賦課に関する事務	
	4	今後の予定	
	5	閉会	
〈審議内容〉			

○事務局

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。進行を務めます、総務課長の沼尻です。どうぞよろしく申し上げます。

今回の審査会では、第3回審査会で御審議いただきましたが、調査審議時間が不足しておりましたので、改めて個人住民税の賦課に関する事務のPIAについて御審議をお願いいたします。

早速ではございますが、次第の2、座長の選出及び3、特定個人情報保護評価に関する第三者点検に移らせていただきます。次第に従って進めまして、11時半の終了を予定しております。限られたお時間ではありますがよろしく願いいたします。

では、以降の議事進行は磯山会長をお願いいたします。なお、委員の皆様のお手元にマイクを御用意しておりますので、御発言の際には必ずマイクの御使用をお願いいたします。それでは会長よろしく申し上げます。

○会長

ただいまより、令和5年度第4回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開きます。

まず初めに、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条により、委員の互選にて座長を決めることになっておりますが、引き続きの事案ですので、私が座長を務めさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〈一同異議なしの声〉

○座長

では、本審査会の座長を務めさせていただきます。本日の委員の出席数は4名であり、本審査会の開催要件である委員数7名の半数以上の出席を満たしており、会は成立しております。今回は第3回に引き続き、個人住民税の賦課に関する事務のPIAに関する調査審議となります。また、本審査会は、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例第4条に規定する、非公開と

することができる会議に該当しないため、配付資料及び会議録も含め、公開として進めて参ります。

それでは次第の3、特定個人情報保護評価に関する第三者点検に入ります。事務局から審査会の進め方及び点検の方法について説明をお願いします。

○事務局

審査会の進め方について御説明いたします。この後、評価書の担当部署から、点検対象である評価書の内容説明がございます。その際、お手元には前回審査会で配布いたしました、資料7の概要資料と資料5の点検報告書を御準備ください。

前回の審査会の流れとしまして、資料5の点検報告書上の項目立てに沿う順番で1項目ずつ説明し、途中で委員の皆様からの御意見、御質問を伺いながら進めていたところです。

その中で、資料5の4リスク対策に関する部分については、これまでに点検していただいた他の評価書と重複する部分が多いため、変更項目である「目的外の入手が行われるリスク」、「委託先による特定個人情報の取扱いに関するリスク」、「不正な提供・移転が行われるリスク」の3項目のみの説明とさせていただきます、このうち「目的外の入手が行われるリスク」までの説明を終えたところです。

続いて、点検の方法について説明します。資料4の特定個人情報保護評価の第三者点検における審査の観点を御覧ください。こちらに適合性と妥当性という、大きく分けて二つの観点が記載されていますが、適合性については審査会前に総務課において審査をした上で審査会に臨んでおりますので、この審査会では、主に妥当性について、事務の内容の記載やリスク対策の点検、審議をお願いいたします。なお、その妥当性については、資料5の点検報告書を基に点検を行っていただければと思います。

点検報告書の記載方法は、評価欄には○、△、×を、御意見がある場合は、右

側の意見欄に御記載ください。

資料の最後に別紙として、以前のものになりますが今回と同様の全項目評価書の答申及び点検報告書を取りまとめたものを添付しましたので、審議、記入の際の参考にしていただければと思います。

なお、この点検報告書については、本日提出いただくものではなく、評価及び御意見を記入いただいたものを、2週間後までに提出いただくこととします。会議終了後に改めて様式をメールでも送付させていただきますので、お配りしているものには、会議中にメモ等を自由に記載していただいて構いません。提出方法等については、会議の最後にまた御説明いたします。

最終的には、皆様からいただいた点検報告書を基に、事務局において会長と御相談しながら答申案を作成いたします。点検方法についての説明は以上です。

○座長

ありがとうございました。ここままで何か御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、評価書の点検に進みたいと思います。まずは前回から時間も空きましたので、前回御説明いただいた部分について簡単に御説明をお願いいたします。

○市民税課

市民税課の今井と申します。

前回御説明したところについて簡単に振り返らせていただきます。まず、今回の評価書について、どのような業務かになります。市民税課の業務では、課税の業務を行っています。課税の業務は、税目によって相手の提出又は市が収集した資料に基づいて、市が計算をして賦課決定をしたり、相手が自ら計算した申告を受け付ける等して、納税義務者が納税すべき税額を確定するという部門になります。

市民税課で取り扱っている税目は、個人住民税、軽自動車税、入湯税等があ

りますが、今回の評価項目の対象はこの中の個人住民税となります。

個人住民税の課税業務ですが、目的は、地域に住む住民等が広く共同して負担しあう地域社会の会費的性質がある個人住民税を、一定額以上の収入がある住民に対して課税することになります。地方税法に基づき、納税通知書を発行し、計算した税額を住民の方に納付いただくものになります。

業務の概要図はこのようになっています。住民、各自治体や給与支払者等と連携して業務を行っております。

次に、個人情報をごどう取り扱うかの点について御説明いたします。まず、取り扱う個人情報について、誰の個人情報を取り扱うかという点ですが、これは1月1日現在、つくば市に在住している住民全員になります。ただし、住民登録がない方についても、生活の実態がつくば市にあるということが認定されれば、住民登録外課税という業務を行いますので、住民登録がある方のみというわけではありません。また、現年度課税を含めて、過去8年間分の賦課更正を行う可能性があるため、現住民に限るわけではありません。

次に、どんな個人情報を取り扱うかですが、個人番号や住民税の賦課情報、世帯情報、年金の特別徴収情報、宛名情報、収納情報、口座振替の情報等になります。また、住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書等、住民の方や給与支払者から賦課に関する課税の情報が書かれた資料を取り扱うことになります。

取り扱う内容についてですが、給与所得者の異動に関することということで、住民税の納付の方法の一つとして給与天引きがありますので、その方の勤務地、退職者という情報を取り扱います。

個人情報ファイルの取扱いの委託についてですが、例月処理としてシステムの運用を委託しています。また、納税通知書の封入封緘業務や、申告資料の紙からデータに起こす作業等を委託しています。

次に、目的外入手リスク対策について御説明いたします。こちらについてですが、前回御説明したのが変更前のものになりますので、変更点につきまして

同課岡部から改めて説明をさせていただきます。

市民税課の岡部と申します。よろしくお願ひいたします。

前回お話ししました目的外入手リスクの対策についての内容に加えまして、今回、重点項目評価書から全項目評価書への移行となって、変更、追加となった箇所にポイントを絞って御説明をさせていただきます。

まず、どのようなリスクに対する記載かといいますと、利用目的範囲外の特定個人情報を入手してしまいますと、本来不必要な特定個人情報であるために、不正利用等に繋がる恐れがあるといったリスクがございますので、そのリスクに対する対策について記載をしております。資料6の34頁、35頁、実際の評価書を御覧いただけますでしょうか。こちらの評価書34頁の2特定個人情報の入手の項目になります。こちらの項目自体は、重点項目評価書の際にも記載があった部分ですが、今回、全項目評価書になったことによって、リスク2、リスク3の記載が追加となっております。

リスク2については、不適切な方法で入手が行われるリスクについてです。このリスクに対する措置の内容といたしましては、企業や年金保険者から支払報告書が提出されますが、その提出にあたっては、専用線を経由して入手するとともに、外部媒体の使用を必要最低限に制限し、リスクを防いでおります。

また、リスク3の入手した特定個人情報が不正確であるリスクの措置といたしましては、住民の方から申告書等が提出される際には、御本人様にマイナンバーカード等の身分証明書の提示をしていただいた上で、よく窓口で聞き取りを行い本人確認を行っております。その本人確認に基づきまして、宛名管理システムと照合することにより、間違いのないよう個人情報の紐づけを行っております。また、他団体からの申告情報の入手につきましては、1件1件、基本4情報の氏名、住所、生年月日、性別の情報に基づいて、つくば市の課税対象者と合致するかを確認しております。

リスク1とリスク4については、前回の重点項目評価書にも記載がございま

したので、説明を省略させていただきます。前回の内容については以上になります。

○座長

ただいま説明があった部分について質問、確認事項等がございましたらお願いいたします。

○野中委員

「前回」というのを何度かここまで御説明いただいていると思いますが、「前回」というのは資料の最後に別紙としてある、住民基本台帳に関する事務の評価ということですか。

○市民税課

「前回」というのは、前回の会議で説明した個人住民税の賦課に関する事務のことです。

○野中委員

ありがとうございます。

資料6の34頁、リスク2の不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容として、企業及び年金保険者からの支払報告書の情報は、専用線を経由して入手すると記述がございましたが、この専用線というのは具体的にどのような仕組みになっているものですか。

○市民税課

仕組みというお答えになっているか分らないですが、地方税共同機構という団体に運営をしている eLTAX というシステムがございまして、そこの回線を通して、そのような資料は提供いただいている状況になります。

○野中委員

分かりました。ありがとうございます。

○座長

他にはよろしいですか。

○堀委員

対象者ですが、最長8年分の個人情報を保管するとありますが、これは一律8年分保管しているのでしょうか。あるいは、最長ということなので、長く保管されない個人情報もあるのでしょうか。

○市民税課

こちらで登録のある課税情報については、すべて8年分保管をしております。

○堀委員

分かりました。ありがとうございます。

○座長

他にございますでしょうか。

では、資料5の4リスク対策について、残りの説明を市民税課からお願いいたします。

○市民税課

資料5の点検報告書の裏面にある、リスク対策のうち、変更項目になります、一番上の「委託先による特定個人情報の取扱いに関するリスク」について説明をさせていただきます。

まず、どのようなリスクに関する記載かといいますと、いろいろな業務委託をしているものがございますが、委託先が特定個人情報を扱う場合、委託元で取り扱う場合と比べ、委託元の監督が及びにくく、知らない間に不正利用されてしまうリスクが生じてきます。そのため、委託先が特定個人情報を適切に取り扱うことを確認、担保し、監督責任を適正に履行するために必要な対策を講じておりますので、そのような記載となっております。

具体的には、資料6の37頁の評価書を見ていただき、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託という項目についてです。こちらについても、重点項目評価書にも記載はありましたが、今回、全項目評価書に移行したことに伴いまして、こちらの真ん中に、特定個人情報の提供ルール、特定個人情報の消去ルールに

ついてを追加で記載しております。

まず、特定個人情報の提供ルールについてですが、こちらについてはルールを定めており、まず上段の、委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法です。ルールの内容といたしましては、再委託先等の他者への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性、選定基準、再委託先での管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告を受けまして、問題がない場合に限り承認をしております。そのルール遵守の確認方法については、委託先による再委託先の管理が、ルール通りに実施されているのかということ、委託先より報告を受けております。

次に下段の、委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法になります。まずルールの内容といたしましては、委託先へ特定個人情報を提供する際には、暗号化した上で提供しております。また、データの搬送においては、施錠が可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務づけております。この2点について、漏えい防止や媒体搬送の安全確保は契約事項で定められておりますので、遵守の確認といたしましては、業務完了報告書で確認をしております。

続いて、特定個人情報の消去ルールについてです。こちらのルールも定めており、ルールの内容といたしましては、委託先が委託業務を終了した後、発注者と協議の上、個人情報が記載された媒体については直ちに発注者に返却をしていただく、もしくは確実な方法で廃棄、消去をしていただくという旨を契約書に明記をしております。確認方法といたしましては、こちらも契約事項となっておりますので、業務完了報告書にて、適切にそのようなことがなされたかを確認しております。全項目評価書への移行に伴って追加となった部分は以上になります。

○座長

ただいま説明があった部分について質問、確認事項等ございましたらお願い

いたします。

○中田委員

御説明ありがとうございました。特定個人情報の提供ルール等の中身については十分把握できました。

質問ですが、実際委託先から他者への提供をするという再委託の話ですが、これは具体的に現在行われていますか。

○市民税課

業務によっては再委託しているところもございます。基本的に委託先は、すべて茨城計算センターへの委託になっており、再委託先については、茨城計算センターのグループ会社が主な再委託先となっております。

○中田委員

その再委託の際には、ここに書いてあるような形で内容については確認、承認をしているということですか。

○市民税課

はい、そうです。

○中田委員

承認をする部署は、どこになりますか。

要するに、しっかりと定まっていて、特定の責任を持った方が行っている形ですか。

○市民税課

基本的には契約をした担当部署で承認をしております。

業務によって情報政策課で委託している部分と、市民税課で委託している業務と分かれておりますので、契約をした部署によって承認をしているところで

○中田委員

ありがとうございます。

他のところですが、終わった後に業務完了報告書が出てくるわけですが、こちらについては、報告書を受け、中身についても確認をし、問題がないということを実行的に行っているのですか。

○市民税課

そうです。業務が完了したら、必ずこの業務完了報告書を出していただきますので、そちらの内容を確認しております。

○中田委員

分かりました。ルールがあって、それに従って実施しているということで認識しました。ありがとうございました。

○座長

他にございますか。よろしいですか。では、次の部分の説明をお願いいたします。

○市民税課

続きまして資料5点検報告書の、先ほど説明したところの下の段、「不正な提供・移転が行われるリスク」について説明をさせていただきます。まず、どのようなリスクに関する記載かといいますと、特定個人情報が入不正提供や不正移転されると、知らない間に特定個人情報が流通してしまい、第三者に入不正利用されるようなリスクがあります。そのため、特定個人情報の提供、移転については、法律で認められたものに限定し、それ以外の提供、移転が行われないように必要な対策を講じていますので、そちらについての記載をしております。評価書38頁、39頁を御覧ください。38頁の5特定個人情報の提供・移転の項目になります。こちらについても、重点項目評価書の際も記載はありましたが、全体的に内容が詳細になっておりますので、説明をいたします。

まず、リスク1不正な提供・移転が行われるリスクについてです。こちらについては、特定個人情報の提供・移転に関するルールや、措置の内容については、重点項目評価書の時にも記載がございましたので、説明を割愛させていた

だき、特定個人情報の提供・移転の記録について説明いたします。

こちらについては記録をもちろん残しておりまして、具体的な方法としましては、先ほど申し上げました eLTAX システムや、国税庁と連携しております国税連携システムとのデータ連携のシステムにおいて、操作した動作記録、ユーザーID、誰が、いつ、誰の情報を、どんな目的で操作したのかという記録を残しております。また、共用データベースシステムにおいても、操作した動作記録を残しております。こちらの記録した情報については、特定個人情報の保管期間の定め通り、管理保管をしております。

続いて、リスク 2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクについてです。リスクに対する措置の内容といたしましては、不正なアクセスに対してアクセスを許可していない、指定した端末、アクセスルートでのみ提供できる制御を行っております。また、提供については、番号法関係法令でどのような情報を提供していいかというものは定められておりますので、定められたものに該当するかどうか確認の上、該当されたもののみ提供を行っております。また、庁内の各部署への移転につきましては、情報政策担当課に届け出のあった事項、方法についてのみ行えるように制御をしております。

続いて、リスク 3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクについてです。まず、リスクに対する措置の内容といたしましては、国税連携システムや、記載の表記が昔の協議会名になってしまっているのですが、現在は地方税共同機構という団体になっており、地方税共同機構の eLTAX システムの連携については、限定された環境で行っており、情報の提供や収受についてもあらかじめ定められた方法で行っておりますので、誤った情報、誤った相手とのやりとりはない状況になっております。

また、共用データベースシステムを使用するデータについても、あらかじめ仕様を定めていまして、その仕様に基づいてデータ提供、収受をしておりますので、誤った情報、誤った相手とのやりとりはない状況になっております。ま

た、情報連携する相手先は、法令で定められた機関又は市が認めた機関に限定し、さらに相手方との通信では相互の認証を行っており、認証できない相手先との連携は認めておりません。そのようなリスクに対する措置を行っております。その他のリスク及びリスクに対する措置、39 頁につきましては重点項目評価書にも記載がございましたので説明を省略させていただきます。以上になります。

○座長

ただいま説明があった部分について質問、確認事項等ございましたらお願いいたします。

○堀委員

特定個人情報のリスク 1 特定個人情報の提供・移転に関するルールで、承認や許可の手続きが必要ということですが、これはそもそもシステム上そういう権限を付与しない限り、そういう動作ができないということなののでしょうか。あるいは、文書で何かを残しておくという趣旨なののでしょうか。

要するに、この提供や移転に関して、新たにその権限を付与しないとシステム上できないという形になっているのか、あるいはそうではなく、できるのだけれども、別の手続きとして申請承認の手続きをシステム外で行っているのか、そこを確認させてください。

○市民税課

システムで制御されておりまして、移転については紙でデータ利用の申請をしていただいた上で、承認しております。

○堀委員

システム上そういう制御がされていて、プラスアルファでそういう紙ベースでの承認や申請書という手続きも両方で実施しているということですね。分かりました。

○座長

他にごございますか。よろしいでしょうか。

資料5の点検報告書の4リスク対策については、説明があった3項目以外は、先ほど事務局から説明があった通り、これまで審議していた他の評価書と同じ内容になっておりますので、担当課からの説明は一部割愛となります。5、6、7も重点項目から変更がないため、説明は割愛となりますが、質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

前回会議で出ました資料7、35頁の従業員に対する教育・啓発の具体性というところに関してはいかがでしょうか。

○情報政策課

情報政策課から回答させていただきます。情報政策課の三輪と申します。

こちらは、説明が概要資料に基づいて説明をさせていただいたという都合上、簡略的な説明になっておりましたが、資料6、本編の45頁に具体的なものに関しては記載がされております。こちらに関しましては、重点項目評価書の時代から特に変えておりませんので、御指摘に関しては満たしているものと考えております。以上です。

○座長

御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。相対的なものでも結構です。報告書を上げるにあたって何か御質問等あれば、よろしいですか。点検報告書を書くにあたっての質問でも結構です。

○堀委員

先ほどのところに戻って資料6評価書の38頁で、もう1回確認させていただきたいのが、特定個人情報の提供、移転に関しては、記録を残しているだけではなくて、上長の方の承認がない限り、そもそもシステム上動かさない仕組みになっているということよろしいですか。

○市民税課

はい。

○堀委員

それであれば書いてあるのかもしれないのですが、これだけ読むとその辺の権限の承認みたいところが、何か文書で行っているような感じのようにも読めなくもないので、システム上何重ものチェックが働いていて、個人では動かせませんよということが書かれているといいのかと思いました。

○座長

他にございますか。よろしいですか。

○野中委員

資料5の点検報告書の中で、前回及び今回の会議の中で具体的に御説明をいただいていない、以前の重点項目評価書と重複しているので説明を省略されたという部分をもう一度御指摘ください。

○事務局

資料5の第三者点検報の4リスク対策についての「目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」、「権限のないもの（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」、裏面にいきまして「情報提供ネットワークによる不正提供に対するリスク」、「特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」、「特定個人情報古いまま保管され続けるリスク」、5 従業者に対する教育・啓発、6 特定個人情報に関する開示請求等・特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせについて、7 特記事項は、変更ないので省略しております。

○野中委員

ありがとうございます。よく分かりました。

○座長

質問ですが、こちらの回答するときには、説明ない部分についても検討した上で、意見を出した方がよろしいですか。それとも省略した部分は、前回同様ということなので、なしでもよろしいですか。

○事務局

評価書全体を今回審査していただくという形になりますので、今回説明していない部分についても、見ていただけたらと思います。特段御意見がなければ、変更がないものについては何も記載していただくなくて大丈夫です。

○堀委員

リスクの分析の中で情報提供ネットワークシステムの接続という箇所と、それ以外の部分があると思いますが、業務の概要図だと、この下の真ん中にある情報提供ネットワークシステムと市民税課との黄色の矢印のやりとり部分が、この情報提供ネットワークシステムとの接続という部分で、その他に情報提供ネットワークシステムを通じた提供除くと書かれているような部分というのは、それ以外の例えば地方税共同機構やそれ以外の黄色の矢印でのやりとりを指しているということでしょうか。

要するに、それぞれの説明がどこの部分を指しているのかというところです。

○市民税課

そうです。

資料5の4の中の「情報提供ネットワークによる不正提供に対するリスク」という評価書39頁の6番に該当する部分についてが、この概要図の下にあります、他団体との情報の提供をしている情報提供ネットワークシステムについての記載になっております。

○堀委員

それ以外は、それ以外の黄色の部分のところがそれぞれ説明されているということですね。

○市民税課

そうです。

○堀委員

分かりました。

○座長

他にはよろしいですか。

それでは概ね意見も出尽くしたかと思いますので、評価書についての審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは次第の4、今後の予定について説明させていただきます。本日説明がありました事務については、第三者点検報告書に、評価及び御意見を御記入いただき、12月11日（月）までに提供をお願いいたします。点検報告書の様式につきましては、本日この後メールでも委員の皆様へ送付しますので、それに御入力いただき、返送していただいても結構です。また、お配りしている点検報告書に直接記入いただき、FAX、郵送等での提供でも結構です。皆様大変お忙しい中恐縮ですが、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、答申についてですが、本日の会議内容及び委員の皆様から提出いただく点検報告書を基に、会長と御相談しながら事務局において答申案を作成いたします。その答申案を審議する次回の会議について、1月中旬から下旬頃の開催をしたいと思います。

後程日程調整のメールを送らせていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。今後の予定については以上となります。

本日は前回に引き続きまして御審議いただき、誠にありがとうございました。今後もこの審査会の適正な運用に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それではこれもちまして、令和5年度第4回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。